

第18回千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部会議

日時 令和3年7月9日（金）19：00～
場所 本庁舎3階 第一会議室

次 第

- 1 開会

- 2 本部長指示

- 3 議事
 - (1) 各部等からの報告

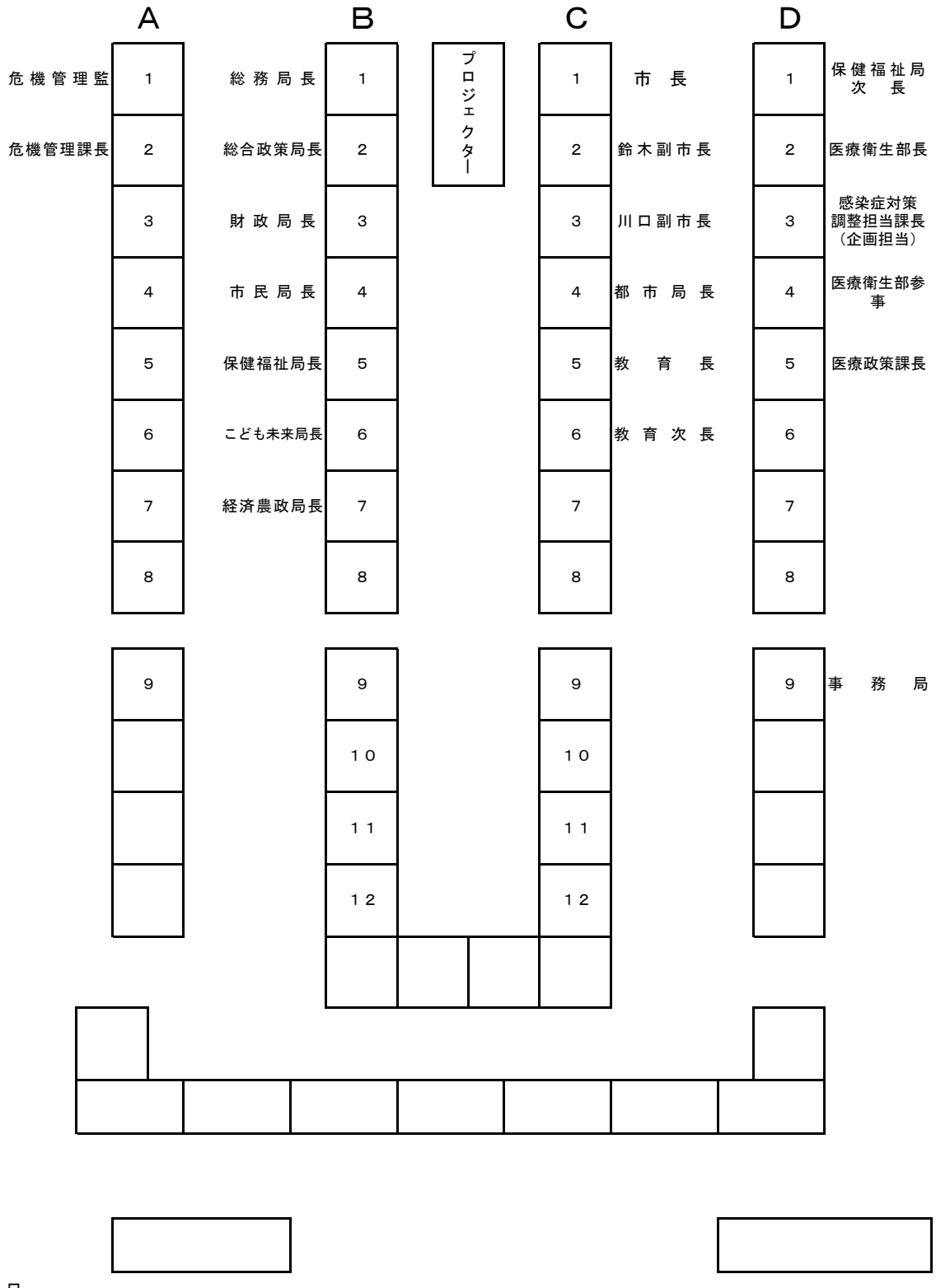
 - (2) 今後の対応

- 4 閉会

新型コロナウイルス感染症対策本部会議席次表（第18回）

令和3年7月9日
第 一 会 議 室

		スクリーン	
--	--	-------	--



新型コロナウイルス感染症に関する情報（週報）



千葉市のデータは千葉市発表の千葉市民に関するものです。

7月8日版

1 感染の状況（先週比） 6月30日～7月6日	千葉市の数値	指標	
		ステージⅢ	ステージⅣ
(1) 新規感染者数（直近7日間平均）（143人÷7日）	20.4人（+6.0人）	—	—
(2) 新規感染者数（直近7日間合計 人口10万人あたり）	14.5人（+4.2人）	15人以上	25人以上
(3) 直近7日間の感染経路不明率（65人）	67.1%（+2.7ポイント）	50%以上	50%以上
(4) 陽性率（1週間平均）6月28日～7月4日 ※	4.9%（+0.8ポイント）	5%以上	10%以上

※陽性率は速報値のため、後日更新される場合があります。

2 医療提供体制の負荷（先週比）

(1) 千葉市 入院者数 7月6日時点		53人（+13人）	—	—
(2) 千葉市 現在の療養者数 7月6日時点 （重症0人、中等・軽症等164人）	療養者数	164人（+33人）	—	—
	10万人あたり	16.7人（+3.4人）	20人以上	30人以上

注1) 千葉市の人口は 983,211人（令和3年4月1日）

注2) 1 (1)、2 (1) 以外は政府の指標

参考 ★ 千葉県の病床使用率

	★ 千葉県の数値		
(1) 千葉県 病床使用率 7月6日時点（先週比）	29.5%（+1.1ポイント）	20%以上	50%以上
(2) 千葉県 重症病床使用率 7月6日時点（先週比）	16.8%（±0ポイント）	20%以上	50%以上

市民のみなさまへのお願い（7月8日）

千葉県をはじめ1都3県において、まん延防止等重点措置の期間が7月11日まで延長されています。変異株による影響も懸念される中、市民の皆様、お一人おひとりの感染対策の徹底をお願いします。

- 日中も含め**不要不急の外出・移動は自粛**、**都道府県間の移動も、極力控えてください**。なお、生活や健康の維持のために必要なものについては自粛の対象外です。
- お買い物は**最小限の人数**で、**混雑時を避けて**、お店の入場整理に従ってください。
- 飲食店に対し、**20時までの営業**を要請していますので、20時以降飲食店にみだりに出入りしないでください。
- 飲食店での**酒類の提供**は、感染症対策が徹底されているお店で**19時**まで、入店から退店まで**90分以内**、**1人または2人のグループのみ**となっています。
- 市施設は原則開館としていますが、一部施設では引き続き夜間の利用制限等を実施しています。また、イベントや講座等は中止や延期となる場合があります。ご利用予定の方はホームページをご覧ください。施設や主催者にご確認ください。

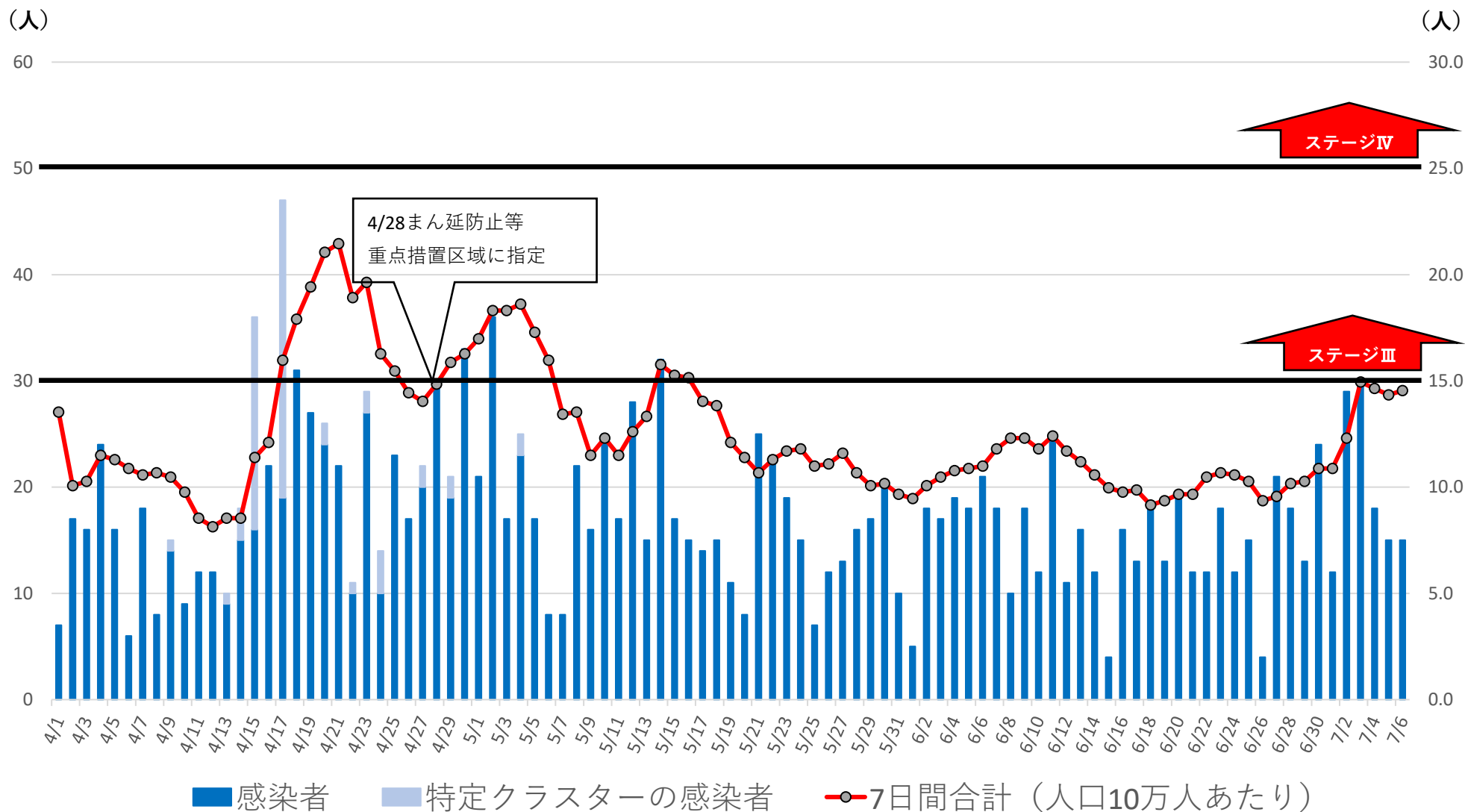
施設・
イベント
情報



千葉市感染者 日次公表数と7日間合計（人口10万人あたり）推移

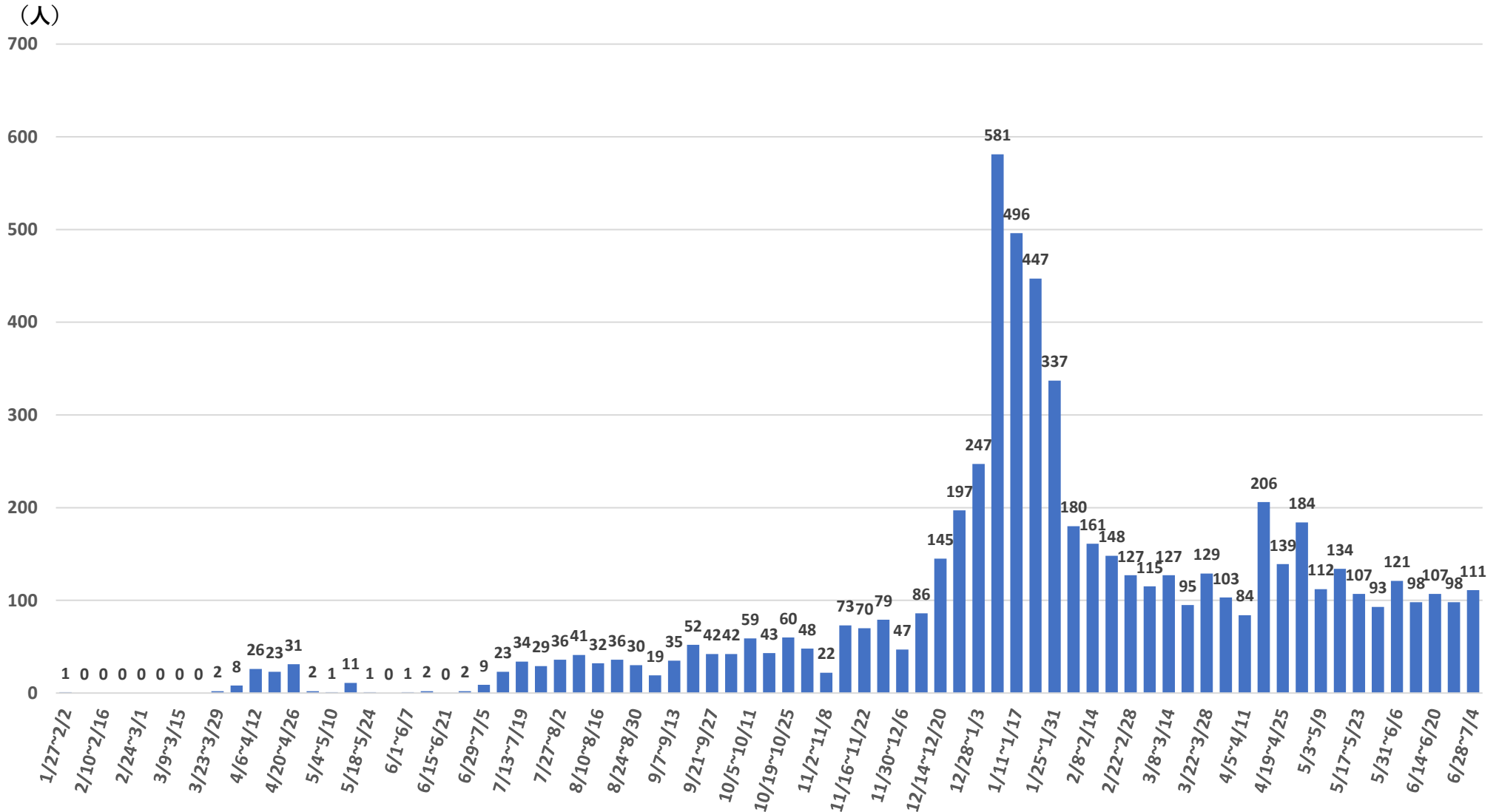


7月6日時点



市内感染者の発生状況（確定日）

7月4日時点



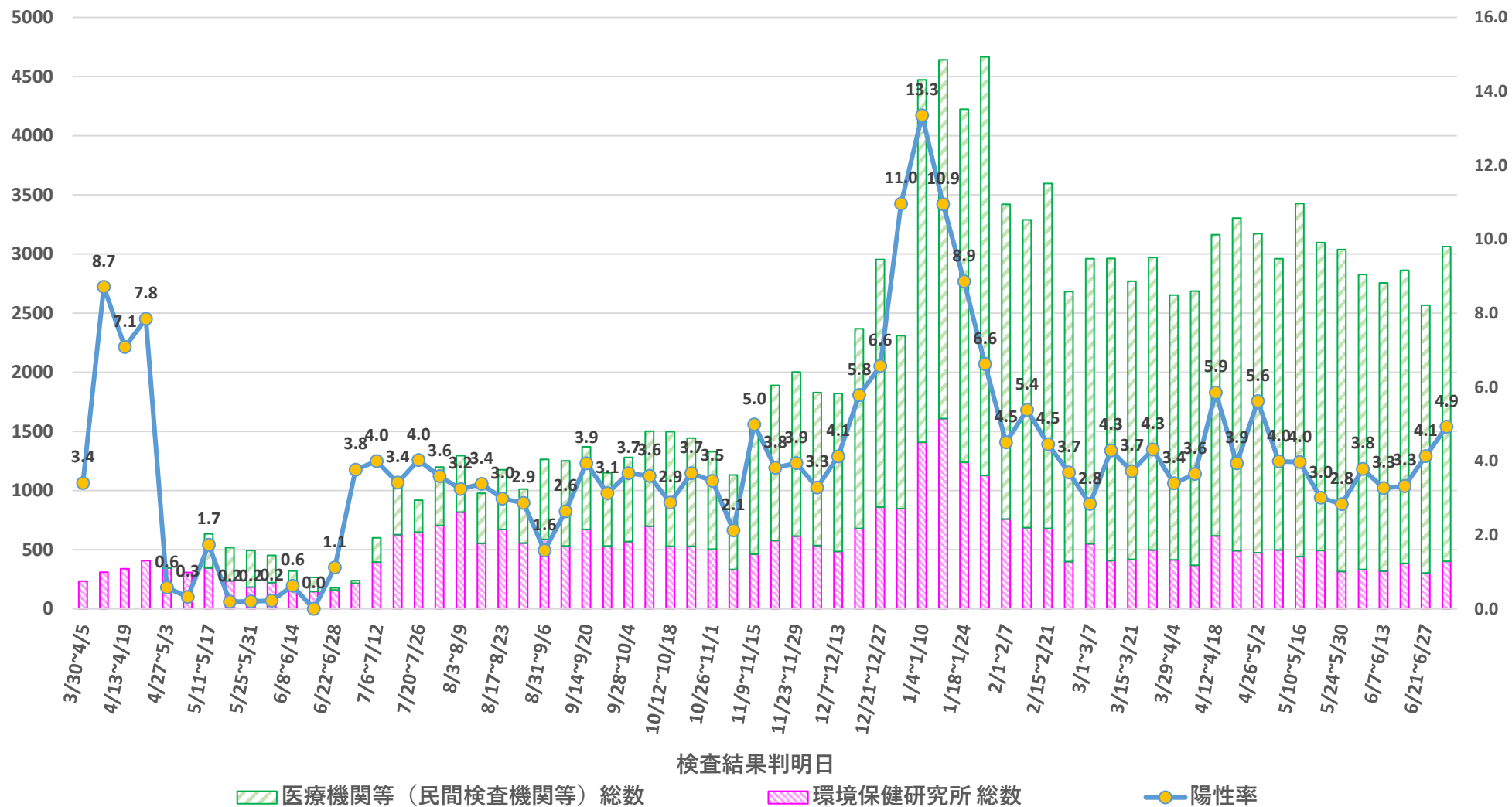
※公表済みの人数のみを集計しているため、後日更新される場合があります。

市内の検査場所別の検査実施数及び陽性率

7月4日時点

検査実施者数

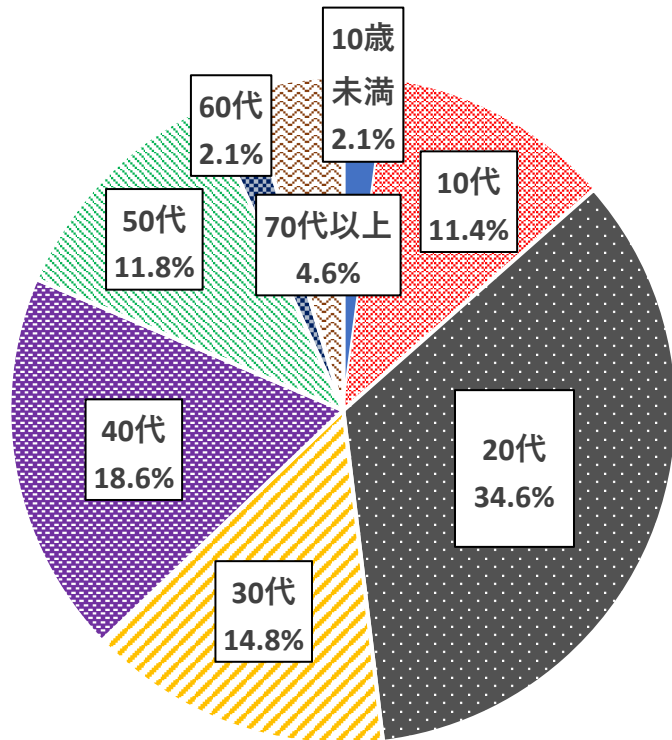
陽性率(%)



※医療機関等 (民間検査機関等) の検査実績等は、報告までにタイムラグがあるため、上記のデータは速報値です。後日、数値が更新される場合があります。

感染者の年代別内訳

直近2週間（令和3年6月21日～7月4日）



全期間を通じて、感染者に占める割合は20代が24.5%と多く、10万人あたりの感染者数でも1,400人を超えています。

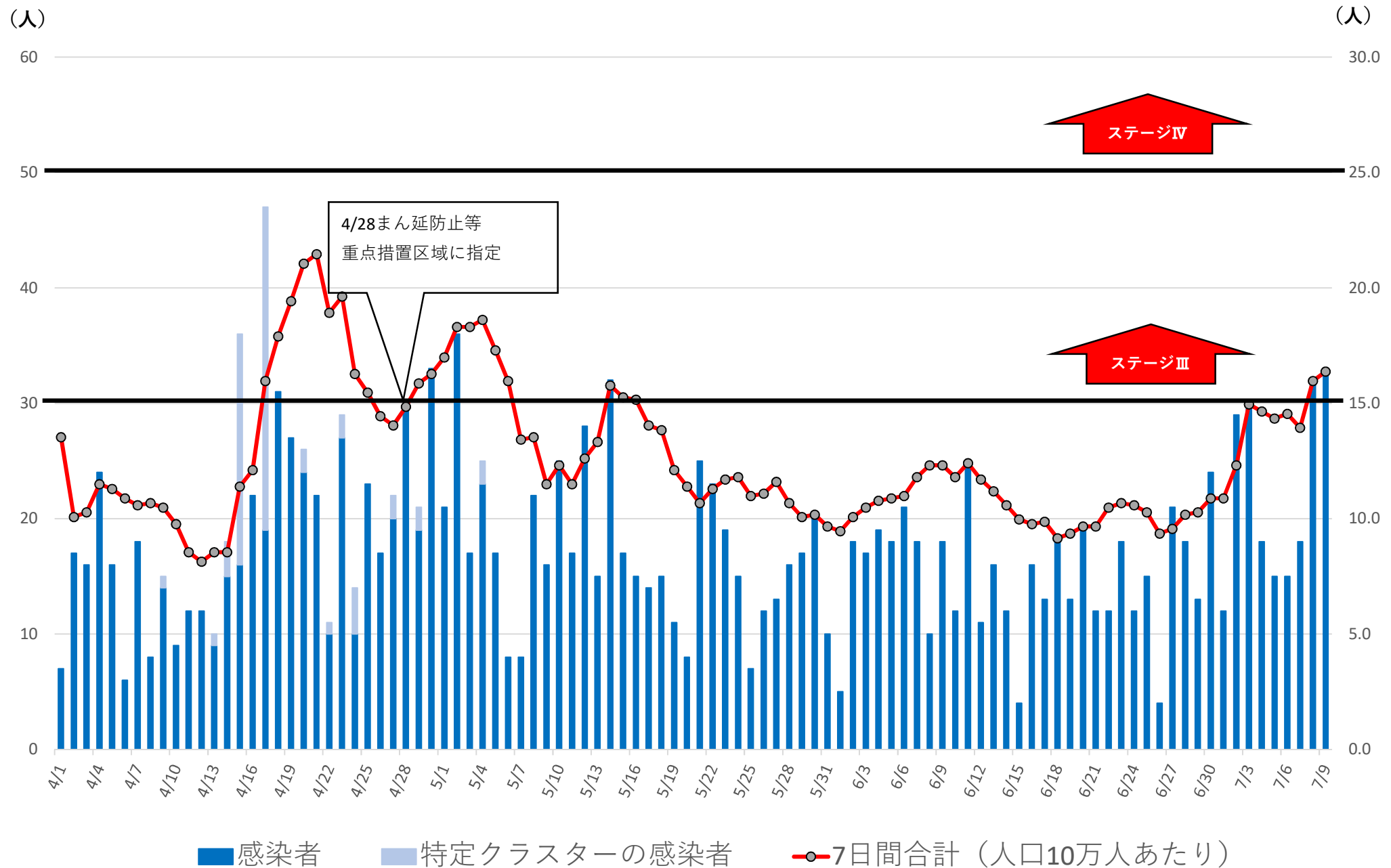
直近2週間も、20代の感染が目立ちます。

全期間（令和2年1月31日～令和3年7月4日）

年代	全感染者に占める割合	10万人あたり感染者数（人）
10歳未満	3.4%	303
10代	7.7%	557
20代	24.5%	1,476
30代	15.1%	872
40代	14.4%	610
50代	13.5%	607
60代	7.5%	454
70代以上	14.0%	443
合計	100%	654

千葉市感染者 日次公表数と7日間合計（人口10万人あたり）推移

公開



新型コロナウイルス感染症対策本部（第70回）

日時：令和3年7月8日（木）

17時00分～17時20分

場所：官邸2階 大ホール

議 事 次 第

1. 開 会

2. 議 事

（1）新型コロナウイルス感染症への対応について

3. 閉 会

（配布資料）

- 資料1 厚生労働省提出資料
- 資料2 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長及び区域変更
- 資料3 新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の全部
を変更する公示（案）
- 資料4 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（案）
- 資料5 「令和3年6月21日以降における取組」についての実施状況
- 資料6 河野国務大臣室提出資料
- 参考資料 新型コロナウイルス感染症の影響に対する経済支援策の全体像

最近の感染状況等について

令和3年7月8日(木)

厚生労働省

新型コロナウイルス感染症の発生状況

【国内事例】括弧内は前日比

※令和3年7月7日24時時点

	PCR検査 実施人数(※3)	陽性者数	入院治療等を要する者		退院又は療養解除と なった者の数	死亡者数	確認中(※4)
				うち重症者			
国内事例(※1,※5) (チャーター便帰国 者を除く)	16,054,126 (+66,486)	808,499 (+2,182)※2	16,127 (+704)	464 (-16) ※6	776,910 (+1,504)	14,892 (+13)	1,370 (+67)
空港・海港検疫	791,398 (+2,426)※7	3,198 (+11)	107 (-4)	0	3,086 (+15)	5	0
チャーター便 帰国者事例	829	15	0	0	15	0	0
合計	16,846,353 (+68,912)	811,712 (+2,193)※2	16,234 (+700)	464 (-16) ※6	780,011 (+1,519)	14,897 (+13)	1,370 (+67)

- ※1 チャーター便を除く国内事例については、令和2年5月8日公表分から（退院者及び死亡者については令和2年4月21日公表分から）、データソースを従来の厚生労働省が把握した個票を積み上げたものから、各自治体がウェブサイトで公表している数等を積み上げたものに変更した。
- ※2 新規陽性者数は、各自治体がプレスリリースしている個別の事例数（再陽性例を含む）を積み上げて算出したものであり、前日の総数からの増減とは異なる場合がある。
- ※3 一部自治体については件数を計上しているため、実際の人数より過大となっている。件数ベースでウェブ掲載している自治体については、前日比の算出にあたって件数ベースの差分としている。前日の検査実施人数が確認できない場合については最終公表時点の数値との差分を計上している。
- ※4 PCR検査陽性者数から入院治療等を要する者の数、退院又は療養解除となった者の数、死亡者の数を減じて厚生労働省において算出したもの。なお、療養解除後に再入院した者を陽性者数として改めて計上していない県があるため、合計は一致しない。
- ※5 国内事例には、空港・海港検疫にて陽性が確認された事例を国内事例としても公表している自治体の当該事例数は含まれていない。
- ※6 一部の都道府県における重症者数については、都府県独自の基準に則って発表された数値を用いて計算しており、集中治療室（ICU）等での管理が必要な患者は含まれていない。
- ※7 令和2年7月29日から順次、抗原定量検査を実施しているため、同検査の件数を含む。なお、空港・海港検疫の検査実施人数等については、公表日の前日の0時時点で計上している。

【上陸前事例】括弧内は前日比

	PCR検査陽性者 ※【 】は無症状病原体保有者数	退院等している者	人工呼吸器又は集中治療室 に入院している者 ※4	死亡者
クルーズ船事例 (水際対策で確認) (3,711人) ※1	712 ※2 【331】	659 ※3	0 ※6	13 ※5

- ※1 那覇港出港時点の人数。うち日本国籍の者1,341人
- ※2 船会社の医療スタッフとして途中乗船し、PCR陽性となった1名は含めず、チャーター便で帰国した40名を含む。国内事例同様入院後に有症状となった者は無症状病原体保有者数から除いている。
- ※3 退院等している者659名のうち有症状364名、無症状295名。チャーター便で帰国した者を除く。
- ※4 37名が重症から軽～中等症へ改善(うち37名は退院)
- ※5 この他にチャーター便で帰国後、令和2年3月1日に死亡したとオーストラリア政府が発表した1名がいる。
- ※6 新型コロナウイルス関連疾患が軽快後、他疾患により重症の者が1名いる。

都道府県別新規陽性者数（自治体公表値）（空港検疫、チャーター便、クルーズ船案件を除く）

報告日	6月24日 木	6月25日 金	6月26日 土	6月27日 日	6月28日 月	6月29日 火	6月30日 水	7月1日 木	7月2日 金	7月3日 土	7月4日 日	7月5日 月	7月6日 火	7月7日 水	直近2週間の合計			増減率	直近1週間合計 (人口10万対)	
															6月24日から 6月30日まで	7月1日から 7月7日まで				
全 国	1,669	1,705	1,619	1,280	989	1,376	1,811	1,741	1,774	1,864	1,479	1,021	1,658	2,182	22,168	10,449	11,719	1.12	9.29	全 国
北海道	26	33	47	28	27	23	38	39	26	30	39	29	34	67	486	222	264	1.19	5.03	北海道
青 森	8	2	11	1	2	11	10	2	9	7	2	1	5	5	76	45	31	0.69	2.49	青 森
岩 手	10	4	2	8	0	3	9	2	12	14	6	17	7	9	103	36	67	1.86	5.46	岩 手
宮 城	6	8	5	4	5	7	6	14	23	12	12	4	15	16	137	41	96	2.34	4.16	宮 城
秋 田	5	12	21	10	13	14	13	15	7	7	3	1	7	3	131	88	43	0.49	4.45	秋 田
山 形	0	0	0	0	0	0	0	0	2	5	1	0	0	2	10	0	10	-	0.93	山 形
福 島	11	8	18	11	13	4	14	23	22	13	22	12	11	27	209	79	130	1.65	7.04	福 島
茨 城	38	56	31	37	14	26	27	27	23	28	30	12	17	24	390	229	161	0.70	5.63	茨 城
栃 木	19	27	37	20	18	19	29	27	29	28	11	14	25	14	317	169	148	0.88	7.65	栃 木
群 馬	0	4	5	4	3	3	4	1	5	6	3	2	1	6	47	23	24	1.04	1.24	群 馬
埼 玉	119	100	96	85	68	76	109	142	125	116	124	76	137	157	1,530	653	877	1.34	11.93	埼 玉
千 葉	129	126	108	108	121	92	156	139	149	157	141	112	138	139	1,815	840	975	1.16	15.58	千 葉
東 京	570	562	534	386	317	476	714	673	660	716	518	342	593	920	7,981	3,559	4,422	1.24	31.76	東 京
神 奈 川	192	221	231	204	192	181	209	211	230	254	226	180	198	250	2,979	1,430	1,549	1.08	16.84	神 奈 川
新 潟	2	2	3	0	1	0	3	2	5	6	9	4	7	14	58	11	47	4.27	2.11	新 潟
富 山	3	5	2	1	0	3	1	1	0	0	0	3	4	2	25	15	10	0.67	0.96	富 山
石 川	4	1	0	1	1	1	1	4	6	8	5	11	7	9	59	9	50	5.56	4.39	石 川
福 井	25	17	18	11	8	12	17	12	15	9	3	4	4	6	161	108	53	0.49	6.90	福 井
山 梨	23	14	12	2	6	4	4	5	7	11	0	1	10	4	103	65	38	0.58	4.69	山 梨
長 野	5	5	11	4	1	3	5	1	0	2	0	2	4	4	47	34	13	0.38	0.63	長 野
岐 阜	13	6	9	2	3	5	3	4	7	4	8	2	3	4	73	41	32	0.78	1.61	岐 阜
静 岡	28	48	36	31	11	24	29	37	21	18	13	13	24	33	366	207	159	0.77	4.36	静 岡
愛 知	100	66	46	41	20	49	53	49	44	45	64	21	52	85	735	375	360	0.96	4.77	愛 知
三 重	11	22	5	2	3	4	4	5	6	7	4	2	5	10	90	51	39	0.76	2.19	三 重
滋 賀	6	11	2	4	1	9	4	4	4	4	4	0	9	8	70	37	33	0.89	2.33	滋 賀
京 都	10	10	20	14	6	15	27	14	14	19	18	6	20	24	217	102	115	1.13	4.45	京 都
大 阪	116	120	88	96	40	101	108	108	123	148	88	78	136	151	1,501	669	832	1.24	9.44	大 阪
兵 庫	17	20	34	16	4	25	28	32	32	22	27	13	34	36	340	144	196	1.36	3.59	兵 庫
奈 良	18	17	20	18	12	23	20	7	17	11	5	3	12	9	192	128	64	0.50	4.81	奈 良
和 歌 山	5	0	1	1	3	4	3	6	1	3	0	0	0	4	31	17	14	0.82	1.51	和 歌 山
鳥 取	0	0	0	0	0	4	11	1	3	4	3	2	0	1	29	15	14	0.93	2.52	鳥 取
島 根	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1	4	2	2	1.00	0.30	島 根
岡 山	2	0	3	1	0	0	2	1	4	0	1	0	3	4	21	8	13	1.63	0.69	岡 山
広 島	18	12	5	6	9	4	8	10	7	7	7	5	7	6	111	62	49	0.79	1.75	広 島
山 口	2	6	5	2	1	0	8	4	7	5	2	1	2	1	46	24	22	0.92	1.62	山 口
徳 島	1	0	1	0	0	1	0	0	0	1	0	0	1	0	5	3	2	0.67	0.27	徳 島
香 川	0	6	0	2	0	2	2	0	1	1	1	0	4	0	19	12	7	0.58	0.73	香 川
愛 媛	0	2	0	0	0	2	0	0	1	0	0	0	0	0	5	4	1	0.25	0.07	愛 媛
高 知	5	9	11	9	13	10	4	7	10	3	7	1	7	9	105	61	44	0.72	6.30	高 知
福 岡	36	37	40	25	17	26	43	26	24	36	28	16	43	43	440	224	216	0.96	4.23	福 岡
佐 賀	4	0	0	1	0	1	0	1	7	2	0	0	0	4	20	6	14	2.33	1.72	佐 賀
長 崎	7	9	14	10	3	12	7	12	8	7	4	1	0	2	96	62	34	0.55	2.56	長 崎
熊 本	7	7	2	4	2	1	6	1	1	2	3	1	0	2	39	29	10	0.34	0.57	熊 本
大 分	2	2	0	0	0	0	0	1	0	2	0	0	1	1	9	4	5	1.25	0.44	大 分
宮 崎	2	4	4	0	1	7	2	4	5	2	0	0	1	2	34	20	14	0.70	1.30	宮 崎
鹿 児 島	2	2	6	9	5	4	3	4	11	6	3	1	7	6	69	31	38	1.23	2.37	鹿 児 島
沖 縄	62	82	74	61	25	84	67	63	61	76	34	28	62	58	837	455	382	0.84	26.29	沖 縄

※1 過去の報告があった県については、報告日別に過去に遡って計上した

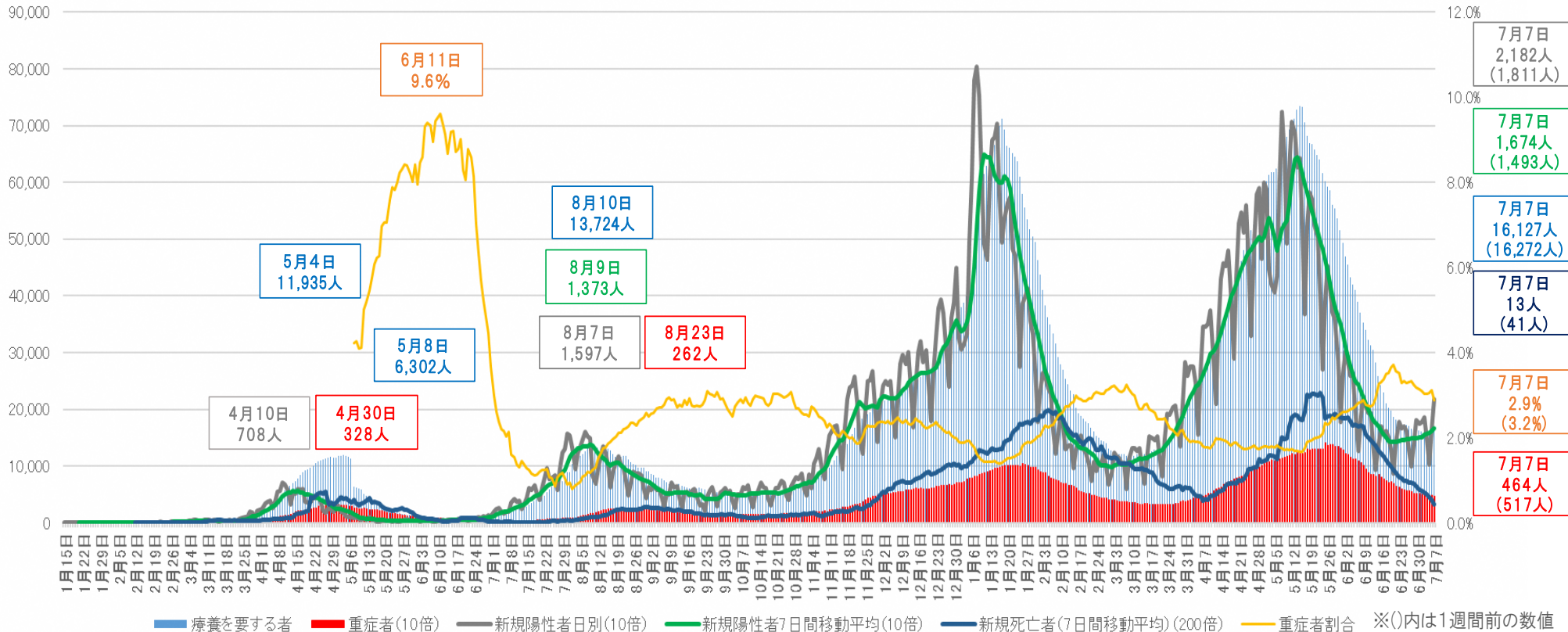
※2 人口10万対の人数は、令和元年10月1日現在の都道府県別推計人口（総務省）により算出している

増減率が1より大きく、直近1週間合計が1以上の都道府県数	直近1週間の新規陽性者数ゼロの都道府県数
16	0

重症者・新規陽性者数等の推移

療養を要する者・重症者・新規陽性者 (人)

重症者割合 (%)



※1 チャーター便を除く国内事例。令和2年5月8日公表分から、データソースを従来の厚生労働省が把握した個票を積み上げたものから、各自治体がウェブサイトで公表している数等を積み上げたものに変更した。

※2 重症者割合は、集計方法を変更した令和2年5月8日から算出している。重症者割合は「療養を要する者」に占める重症者の割合。

※3 療養を要する者・重症者と新規陽性者及び新規死亡者は表示上のスケールが異なるので（新規陽性者及び重症者数は10倍、新規死亡者は200倍に拡大して表示）、比較の場合には留意が必要。

※4 一部の都道府県においては、重症者数については、都道府県独自の基準に則って発表された数値を用いて計算しており、集中治療室（ICU）等での管理が必要な患者は含まれていない。

※5 集計方法の主な見直し：令和3年5月19日公表分から沖縄県について、令和3年5月26日公表分から大阪府・京都府について、重症者の定義を従来の自治体独自の基準から国の基準に変更し集計を行った。

＜感染状況について＞

- ・ 全国の新規感染者数は、報告日別では、増加傾向に転じており直近の1週間では10万人あたり約9となっている。東京を中心とする首都圏では、増加が続いており、感染の再拡大が強く懸念される。一方で、これまでの新規感染者数の減少に伴い、重症者数、死亡者数も減少傾向が続いているものの、東京ではすでに入院者数、重症者数ともに増加に転じる動きが見られる。また、感染者に占める高齢者割合は引き続き低下傾向。

実効再生産数：全国的には、直近（6/20時点）で1.02と1を上回る水準となっており。首都圏では1.09となっている。

＜感染状況の分析【地域の動向等】＞ ※新規感染者数の数値は、報告日ベースの直近1週間合計の対人口10万人の値。

首都圏 (1都3県)	東京では、新規感染者数は増加が続き、約30、今週先週比は1.22で、1以上が2週間継続。特に20代中心に10-30代が多く、学校・教育施設のクラスターも散見されている。65歳以上は少なく、6%程度(ただし、実数では増加しており、留意が必要。)。50代以下を中心に、入院者数、重症者数は増加に転じている。PCR検査陽性率も上昇傾向。埼玉、千葉、神奈川でも新規感染者数の増加の動きが見られ、それぞれ約11、16、16。夜間滞留人口は、東京では連日の雨の影響等により微減。埼玉、千葉、神奈川でもほぼ横ばいとなっているが、東京では、宣言解除後の1週目で急増しており、東京を中心に今後も感染が拡大することが強く懸念される。首都圏の新規感染者数が全国計の約3分の2を占めており、周辺や全国への拡大を波及させないためにも、対策の徹底が必要。
沖縄	新規感染者数は減少が続いているが、約27と依然として高い水準で、減少速度が鈍化。20-30代が中心。新規感染者数の減少に伴い、病床使用率や自宅療養、入院等調整中は減少傾向となっているが、特に重症病床では厳しい状況が継続。新規感染者数の減少速度が鈍化する中、夜間滞留人口の増加が続いており、今後の動向に注視が必要。
関西圏	大阪、京都、兵庫では、新規感染者数は横ばいから微増で、約9、5、4。いずれも入院者数、重症者数は減少傾向で、病床使用率、重症病床使用率は2割を切る水準。大阪、兵庫では、宣言権解除後の1週間で急増した夜間滞留人口・昼間滞留人口は、連日の雨の影響等で減少。京都では夜間滞留人口の増加が継続。特に大阪で滞留人口の増加傾向が続くと、リバウンドに向かうことが強く懸念され、警戒が必要。
愛知	新規感染者数の減少傾向が続き、約4。入院者数、重症者数も減少傾向で、病床使用率、重症病床使用率は2割を切る水準。今後も新規感染者数の減少が見込まれるが、夜間滞留人口の増加が続いており、新規感染者数の減少傾向が継続するか注視が必要。
北海道	新規感染者数は下げ止まりで、約4。感染の中心である札幌市では、約8。入院者数、重症者数も減少傾向で、病床使用率、重症病床使用率は2割を切る水準。宣言解除後の1週間で急増した夜間滞留人口は、ほぼ横ばい。新規感染者数の減少傾向が継続するか注視が必要。
福岡	新規感染者数は下げ止まりで、約4。入院者数、重症者数も減少傾向で、病床使用率、重症病床使用率は2割を切る水準。昼間滞留人口は顕著に増加しているが、夜間滞留人口は低い水準を維持。新規感染者数の減少傾向が継続するか注視が必要。

<変異株に関する分析>

- ・ B.1.617.2系統の変異株(デルタ株)は、クラスターが複数報告され、市中での感染も観察されている。スクリーニング検査での陽性率(機械的な試算)は、全国的には7%程度と、足下では未だ低い水準ではあるものの上昇が見られる。B.1.1.7系統の変異株(アルファ株)よりも感染性が高いことが示唆されているが、今後置き換わりが進むことが想定され、注視していく必要がある。
- ・ ワクチンについては、変異株に対しても二回接種後には有効性を示す研究結果も報告されている。引き続き、分析を進めていく必要がある。

<今後の見通しと必要な対策>

- ・ 東京で若い年齢層を中心とする新規感染者数の増加が続いており、今週先週比の1以上が継続し、検査陽性率の上昇など今後の感染拡大の継続が予想される。今後、4連休や夏休み、お盆などで県境を越えるような移動が活発になり、普段会わない人と会う機会が増えるなど、これまでの日常とは異なる行動につながる可能性があり、更なる感染拡大や各地への影響が強く懸念される。東京ではすでに入院者数、重症者数は増加傾向で、40代・50代の重症者数は前回の感染拡大期と同水準となっており、感染を抑制するための対策の徹底が必要。大人数や長時間での飲食や飲酒を伴う会食に複数回参加することで感染リスクが高まることも示唆されているが、夜遅くまで酒類の提供を行う飲食店やマスク無しの会食も散見されており、見回りや働きかけを積極的に行うなど、飲食の場面への対策を徹底・強化していくことが重要。また、沖縄では新規感染者数の減少速度が鈍化、医療提供体制の指標は改善されてきているものの、特に重症病床で厳しい状況が継続。対策の徹底が必要。
- ・ その他の地域でも、新規感染者数が下げ止まりや横ばいから増加に転じた地域がある。高齢者のワクチン接種は進んでおり、重症者数と死亡者数は減少傾向が続いている。このことが、医療提供体制の状況への評価に及ぼす影響について検討が必要だが、感染者数が急増すれば重症病床より先に入院病床がひっ迫するとの予測も示されており、このため、まん延防止等重点措置が解除された場合でも、地域の感染状況を踏まえ、対策の緩和は段階的に行うとともに、感染拡大の予兆があれば機動的な介入により急拡大を抑制することが必要である。
- ・ こうした中で、今後、4連休や夏休みなどを迎えるが、どのような対応を求めていくか、速やかに発信していくことが必要。
- ・ ワクチンの接種が高齢者中心に進む中、高齢者の新規感染者数の割合が昨年秋以降で最も低い水準となるなど、ワクチンの効果が示唆されてきており、引き続き接種を着実に進めることが必要。また、ハイリスクな感染の場や感染経路に着目した戦略的なワクチン接種を進めることも流行制御に重要と考えられる。その際、特に若年層を中心に、懸念や不安の払拭が必要。
- ・ ワクチンについては、発症予防、重症化予防とともに、感染予防効果を示唆する報告もある。接種進展に伴う効果について適切に分析・評価するとともに、ワクチン接種が十分に進んだ後の適切な感染防止策等の在り方について検討していくことが必要。
- ・ 置き換わりも懸念されるデルタ株については、L452R変異株スクリーニングにより全国的な監視体制を強化するとともに、変異株に対する積極的疫学調査や検査の徹底等により、感染拡大を可能な限り抑えていくことが必要。また、水際対策についても、各国の感染状況等も踏まえ、引き続き迅速に対応することが必要。

直近の感染状況等（1）

○新規感染者数の動向（対人口10万人（人））

○検査体制の動向（検査数、陽性者割合）

	6/17～6/23			6/24～6/30			7/1～7/7			6/7～6/13			6/14～6/20			6/21～6/27					
全国	7.97人	(10,053人)	↓	8.28人	(10,449人)	↑	9.29人	(11,719人)	↑	507,487件	↑	2.5%	↓	484,833件	↓	2.1%	↓	446,860件	↓	2.3%	↑
北海道	7.41人	(389人)	↓	4.23人	(222人)	↓	5.03人	(264人)	↑	18,085件	↓	5.4%	↓	17,776件	↓	4.9%	↓	16,079件	↓	1.5%	↓
埼玉	7.46人	(548人)	↑	8.88人	(653人)	↑	11.93人	(877人)	↑	49,471件	↓	1.2%	↓	50,389件	↑	1.1%	↓	52,526件	↑	1.2%	↑
千葉	12.32人	(771人)	↑	13.42人	(840人)	↑	15.58人	(975人)	↑	31,305件	↑	2.1%	↓	28,706件	↓	2.4%	↑	28,965件	↑	2.6%	↑
東京	21.26人	(2,959人)	↑	25.57人	(3,559人)	↑	31.76人	(4,422人)	↑	105,266件	↑	2.6%	↓	113,884件	↑	2.3%	↓	100,133件	↓	3.3%	↑
神奈川	13.69人	(1,259人)	↓	15.55人	(1,430人)	↑	16.84人	(1,549人)	↑	23,997件	↑	5.8%	↓	25,526件	↑	5.2%	↓	22,445件	↓	6.0%	↑
愛知	7.73人	(584人)	↓	4.97人	(375人)	↓	4.77人	(360人)	↓	15,855件	↓	6.7%	↓	12,440件	↓	7.5%	↑	10,765件	↓	4.3%	↓
京都	3.91人	(101人)	↓	3.95人	(102人)	↑	4.45人	(115人)	↑	7,859件	↑	3.1%	↓	6,323件	↓	3.5%	↑	4,963件	↓	1.8%	↓
大阪	7.55人	(665人)	↓	7.59人	(669人)	↑	9.44人	(832人)	↑	53,970件	↑	1.7%	↓	49,769件	↓	1.7%	↓	50,490件	↑	1.4%	↓
兵庫	3.22人	(176人)	↓	2.63人	(144人)	↓	3.59人	(196人)	↑	15,201件	↑	2.1%	↓	15,013件	↓	1.9%	↓	12,706件	↓	1.2%	↓
福岡	4.60人	(235人)	↓	4.39人	(224人)	↓	4.23人	(216人)	↓	16,041件	↓	2.1%	↓	13,164件	↓	2.3%	↑	12,158件	↓	1.8%	↓
沖縄	39.09人	(568人)	↓	31.31人	(455人)	↓	26.29人	(382人)	↓	15,961件	↑	6.3%	↓	13,863件	↓	6.5%	↑	10,230件	↓	4.9%	↓

※ ↑は前週と比べ増加、↓は減少、→は同水準を意味する。

直近の感染状況等（2）

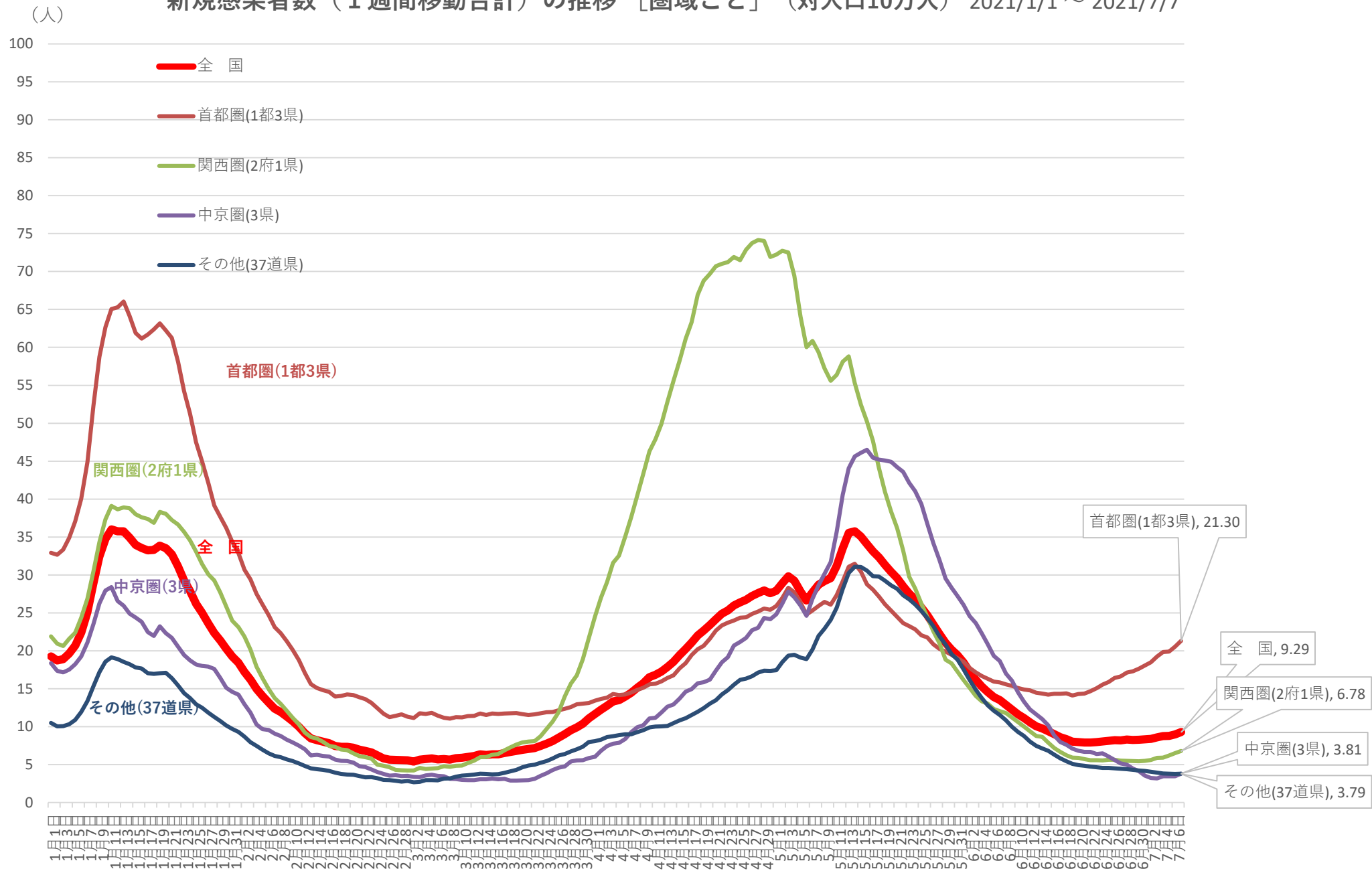
○入院患者数の動向（入院者数(対受入確保病床数)

○重症者数の動向（入院者数(対受入確保病床数)

	6/15	6/22	6/29	6/15	6/22	6/29
全国	9,092人(25.5%) ↓	7,277人(20.3%) ↓	6,378人(17.8%) ↓	1,131人(23.9%) ↓	942人(19.1%) ↓	858人(17.5%) ↓
北海道	903人(43.2%) ↓	747人(35.8%) ↓	484人(23.2%) ↓	32人(21.2%) ↓	24人(15.9%) ↓	30人(19.9%) ↑
埼玉	393人(23.9%) ↓	307人(18.5%) ↓	293人(17.6%) ↓	30人(18.3%) ↓	23人(14.0%) ↓	14人(8.5%) ↓
千葉	327人(25.7%) ↓	320人(25.1%) ↓	359人(28.1%) ↑	21人(20.8%) →	17人(16.8%) ↓	17人(16.8%) →
東京	1,312人(21.7%) ↓	1,263人(20.9%) ↓	1,514人(25.0%) ↑	353人(29.2%) ↓	344人(28.5%) ↓	385人(31.9%) ↑
神奈川	497人(27.8%) ↓	455人(25.4%) ↓	420人(23.5%) ↓	43人(21.6%) ↓	37人(18.6%) ↓	41人(20.6%) ↑
愛知	689人(45.5%) ↓	505人(33.3%) ↓	317人(20.9%) ↓	74人(50.7%) ↓	43人(29.5%) ↓	26人(17.8%) ↓
京都	165人(33.1%) ↓	102人(20.5%) ↓	69人(13.9%) ↓	19人(22.1%) →	15人(17.4%) ↓	11人(12.8%) ↓
大阪	808人(29.9%) ↓	597人(22.0%) ↓	450人(16.6%) ↓	240人(28.7%) ↓	194人(23.1%) ↓	149人(17.7%) ↓
兵庫	302人(26.2%) ↓	200人(17.4%) ↓	136人(11.8%) ↓	37人(27.2%) ↓	28人(20.6%) ↓	16人(11.8%) ↓
福岡	437人(31.8%) ↓	274人(19.5%) ↓	187人(13.3%) ↓	43人(22.8%) ↓	25人(12.4%) ↓	13人(6.5%) ↓
沖縄	609人(88.8%) ↓	511人(71.5%) ↓	444人(62.3%) ↓	75人(79.8%) ↓	64人(69.6%) ↓	58人(66.7%) ↓

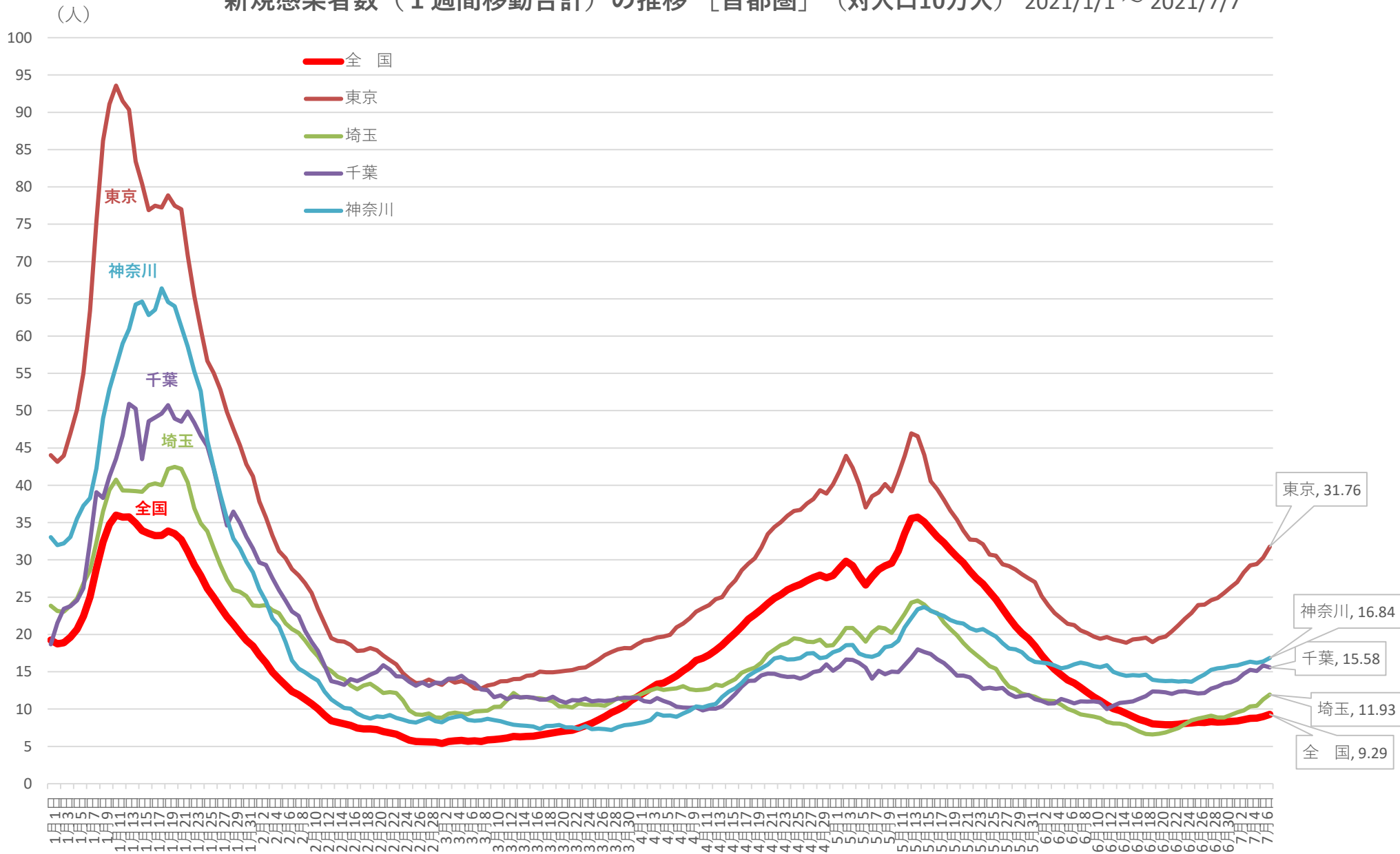
※ 「入院患者数の動向」は、厚生労働省「新型コロナウイルス感染症患者の療養状況、病床数等に関する調査」による。この調査では、記載日の0時時点で調査・公表している。
 ↑は前週と比べ増加、↓は減少、→は同水準を意味する。

新規感染者数（1週間移動合計）の推移 [圏域ごと]（対人口10万人） 2021/1/1～2021/7/7



※ 人口10万対の人数は、令和元年10月1日現在の都道府県別推計人口(総務省)により算出している

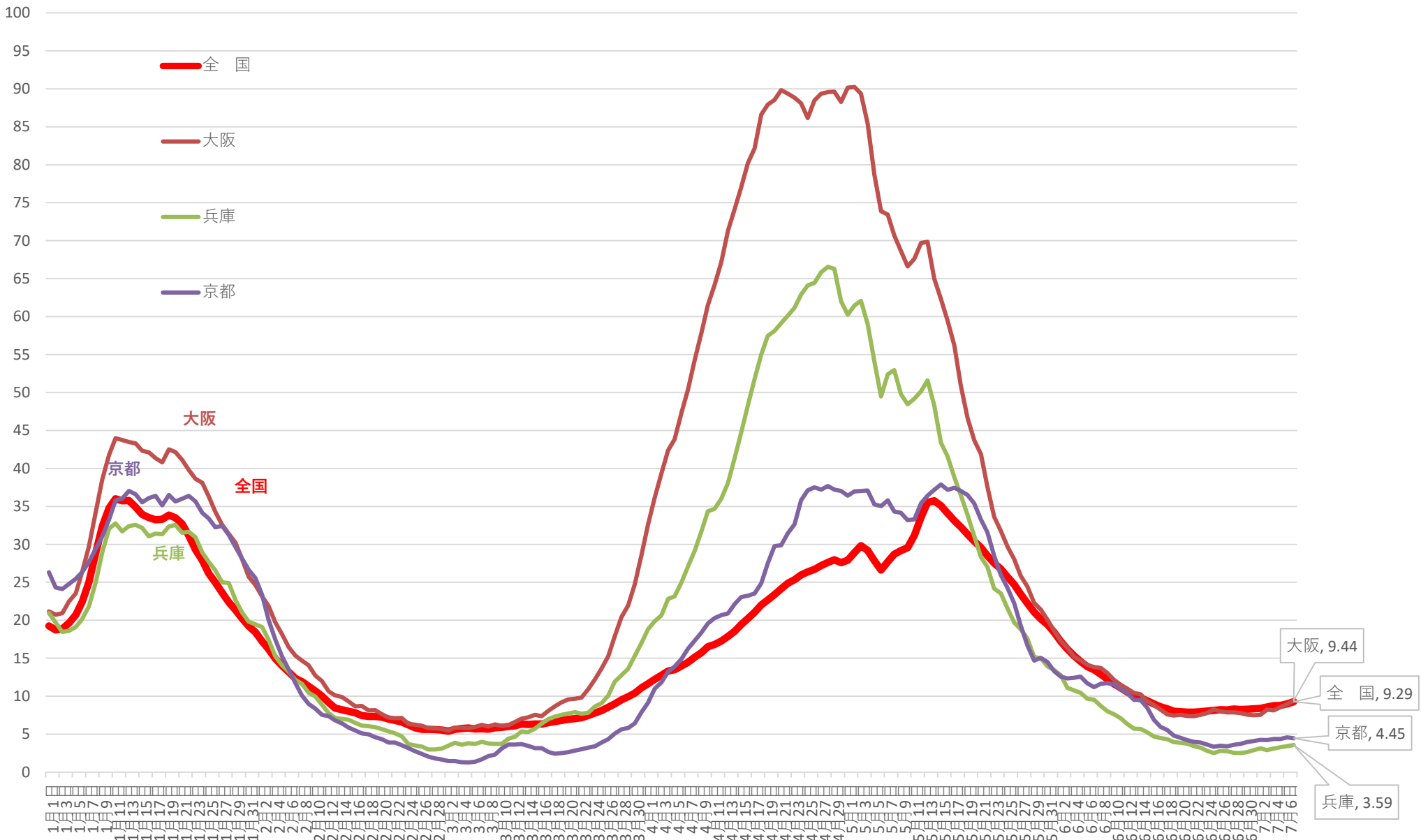
新規感染者数（1週間移動合計）の推移 [首都圏]（対人口10万人） 2021/1/1 ~ 2021/7/7



※ 人口10万対の人数は、令和元年10月1日現在の都道府県別推計人口(総務省)により算出している

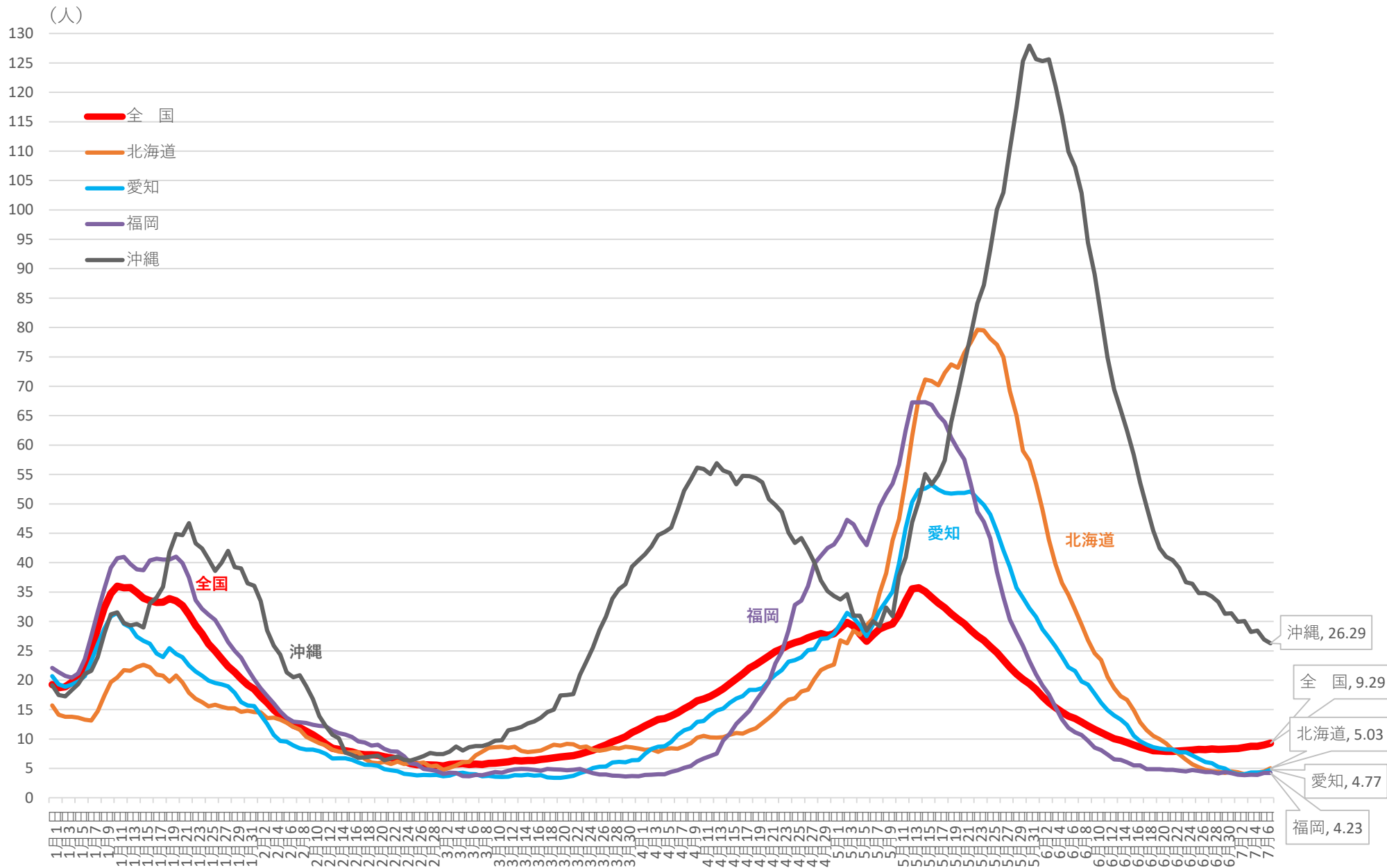
新規感染者数（1週間移動合計）の推移 [近畿]（対人口10万人） 2021/1/1～2021/7/7

(人)



※ 人口10万対の人数は、令和元年10月1日現在の都道府県別推計人口(総務省)により算出している

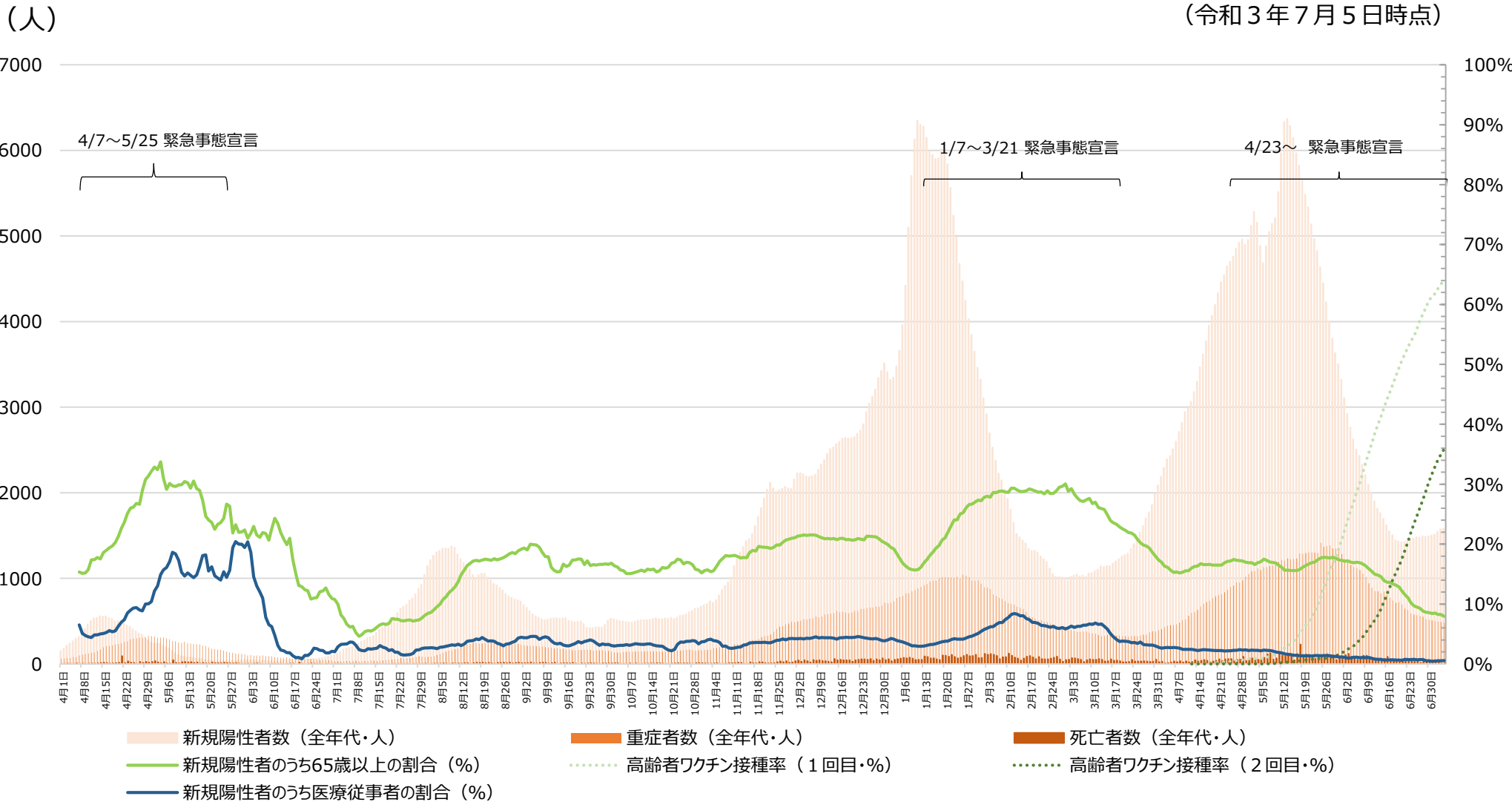
新規感染者数（1週間移動合計）の推移 [その他]（対人口10万人） 2021/1/1～2021/7/7



※ 人口10万対の人数は、令和元年10月1日現在の都道府県別推計人口(総務省)により算出している

全国の新規陽性者数等及び高齢者のワクチン接種率

(令和3年7月5日時点)



※新規陽性者数、重症者数及び死亡者数については、令和2年5月8日から（死亡者については同年4月21日から）、データソースを厚生労働省が把握した個票を積み上げたものから、各自治体がウェブサイトで公表している数等を積み上げたものに変更。

※「新規陽性者数のうち65歳以上の割合」は、HER-SYSに登録されている陽性者のうち、65歳以上の者の割合。

※「新規陽性者のうち医療従事者の割合」は、HER-SYSに登録されている陽性者であって、職業欄に何らかの記載がある陽性者のうち、職業が「医師・歯科医師」、「看護師・准看護師」又は「医療従事者」と入力されている者の割合。

※新規陽性者数（全年代）、新規陽性者のうち65歳以上の割合、新規陽性者のうち医療従事者の割合は、直近7日間の移動平均の値。

※「高齢者ワクチン接種率」は、65歳以上に対するワクチン接種回数を65歳以上人口（出典：令和2年住民基本台帳年齢階級別人口（市区町村別））で除したもの。

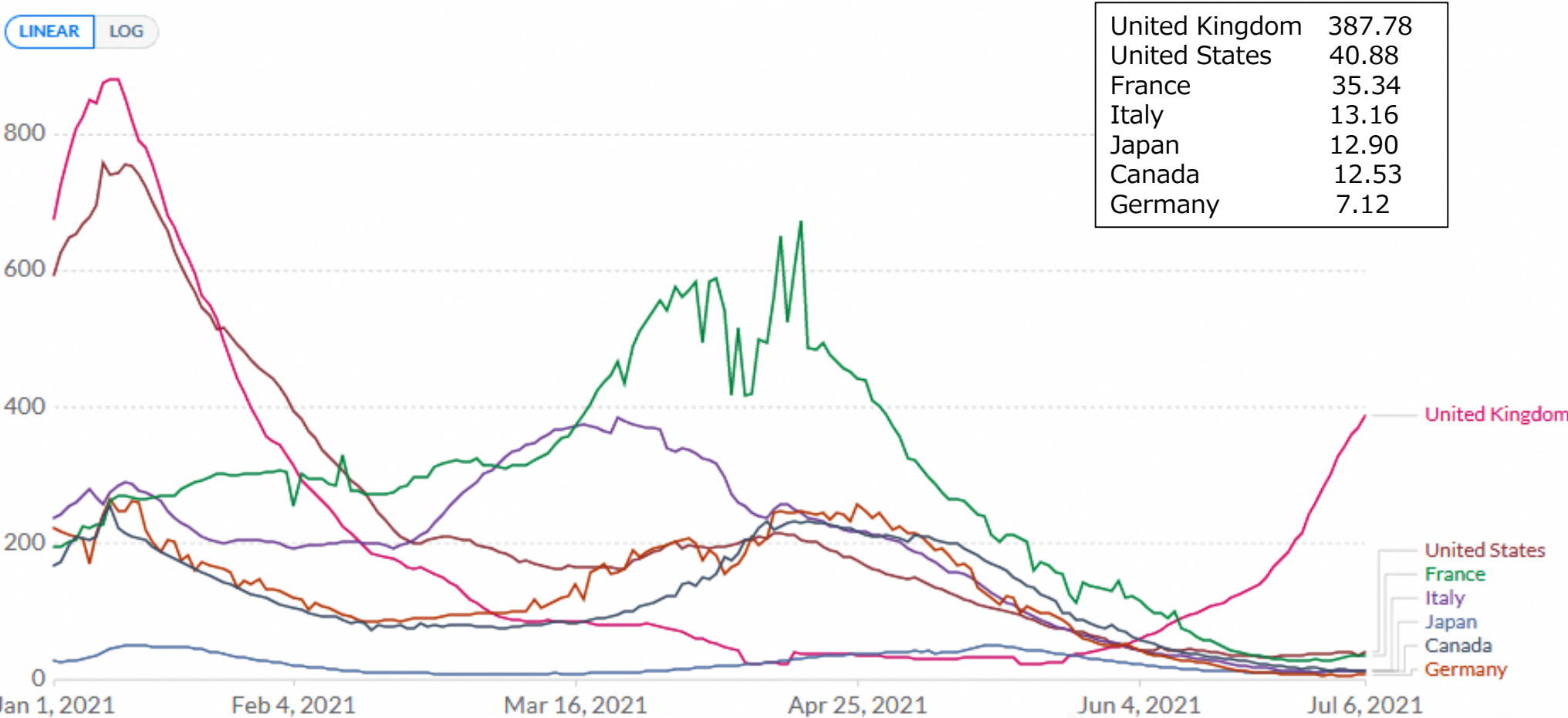
各国の直近の新規感染者数 (7日間移動平均・人口100万人対)

Daily new confirmed COVID-19 cases per million people

Shown is the rolling 7-day average. The number of confirmed cases is lower than the number of actual cases; the main reason for that is limited testing.

Our World
in Data

LINEAR LOG



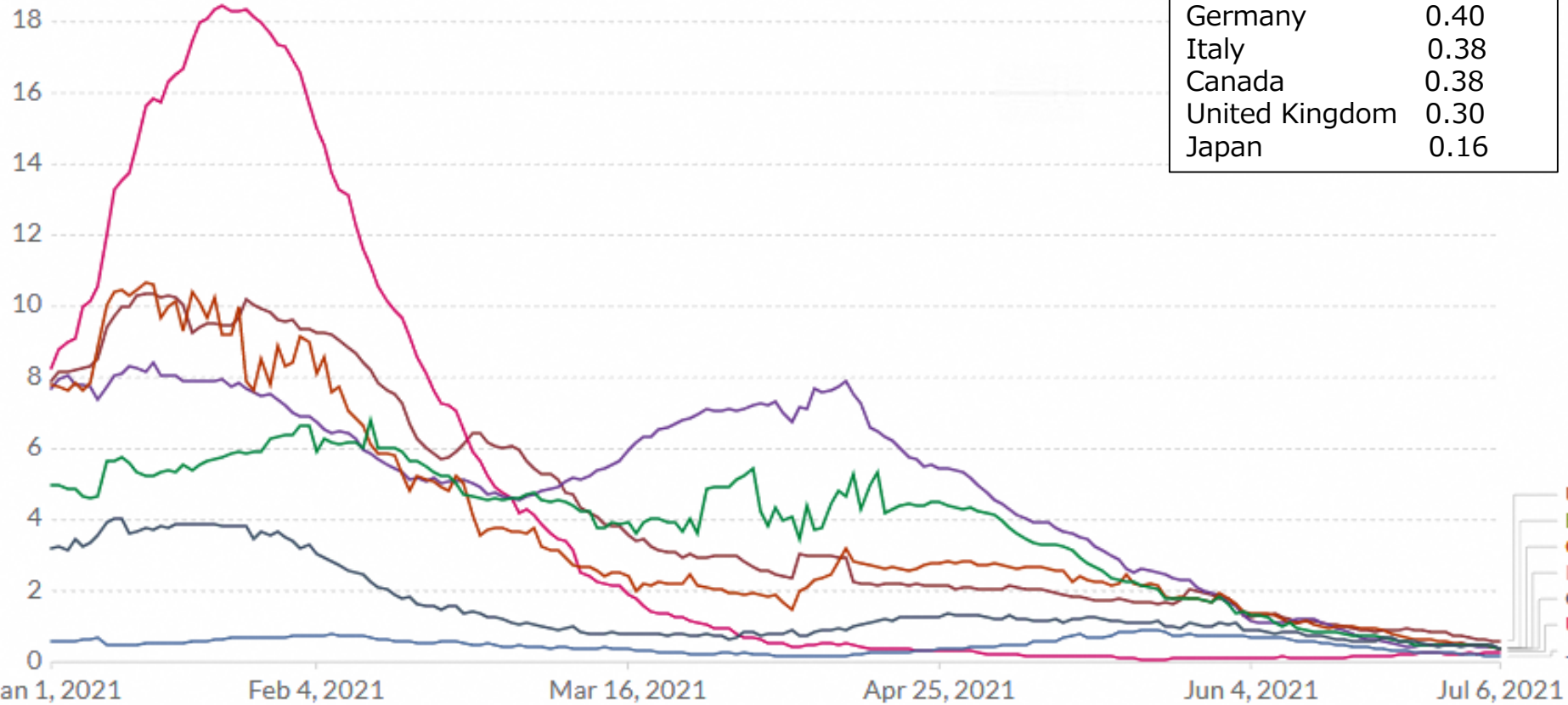
各国の直近の新規死亡者数 (7日間移動平均・人口100万人対)

Daily new confirmed COVID-19 deaths per million people

Shown is the rolling 7-day average. Limited testing and challenges in the attribution of the cause of death means that the number of confirmed deaths may not be an accurate count of the true number of deaths from COVID-19.



LINEAR LOG



1. 飲食対策の徹底・人流抑制

- 緊急事態措置区域においては、酒類提供する飲食店に対する休業要請を含め、これまでの取組を継続・徹底
- まん延防止等重点措置区域においては、以下の取組を実施
 - ・ 飲食店に対し20時までの時短要請を行い、徹底を図る
 - ・ 酒類提供は、一定の要件（※）を満たした店舗において19時まで提供可。ただし、感染状況に応じ、知事の判断でさらに制限を行うことができる
 - ※いわゆる4項目（アクリル板等+換気+消毒+マスク会食）の感染防止策等
 - ・ 飲食店における感染防止策の第三者認証の普及と適用店舗の拡大に努める
 - ・ 協力飲食店等への協力金支給の迅速化促進
 - ・ 催物・イベントの収容率及び人数上限
 - 収容率：大声なし100%/大声あり50%
 - 人数上限：まん延防止等重点措置区域である都道府県は5000人
解除後1か月間の地域は10,000人 等

- 全ての特定都道府県において、関係機関と連携し、外部委託を活用するなどして、ほぼ全ての飲食店に対して見回りを実施。非協力店に対して個別要請862件、命令318件。
- 全てのまん延防止等重点措置区域において、関係機関と連携し、外部委託を活用するなどして、ほぼ全ての飲食店に対して見回りを実施。非協力店に対して個別の要請744件、命令181件。
- 47都道府県中37の自治体において第三者認証制度を導入済み。
- 協力金支給の迅速化に向けて、各自治体における迅速化のための様々な優良事例を周知する事務連絡（6月8日）、各要請期間後の速やかな申請受付開始や、これまで不正等なかった者からの申請について簡素な審査に基づき支給決定すること等の取扱いを自治体に求める事務連絡（6月17日）を発出。

2. ワクチン接種の円滑化・加速化

現在、我が国ではファイザー社及びモデルナ社のワクチンの接種が進められているが、両社だけで本年9月までに合計で2.2億回（1.1億人分）の供給を受けることとなっている。ワクチン接種に関して、10月から11月にかけて、希望する国民への接種を完了することを目指す。

○ 高齢者へのワクチン接種の推進

- ・ 6月最終週末に、高齢者約3600万人2回分のファイザー社ワクチンの配布を完了
- ・ 希望する高齢者に対する接種の終了時期の見込みについて、全ての自治体が7月末までと回答(6月16日時点)
- ・ モデルナ社ワクチンの承認に伴い、大規模接種会場における接種も含め、高齢者向け接種を更に強力に促進

→ 医療従事者等について約1121万回（7月6日時点）、高齢者を含めた一般接種について約4143万回（7月6日時点）接種が実施済み。

○ 青壮年層へのワクチン接種の推進

- ・ 都道府県等の大型接種会場の設置を引き続き推進するとともに、自治体による一般住民への接種券配送を促し、青壮年層への接種にも活用
- ・ 医療従事者や会場等は企業等が自ら確保した上で、職域（大学等を含む）による接種を実施。大企業においては、下請け先や取引先、派遣労働者、当該企業の職員の家族を含めて広く接種を行うよう働きかけるとともに、中小企業においては、業界団体等で共同で接種会場の設置を進められるよう、好事例の提供等を実施

→ 一般接種の対象者への接種券の送付については、4月21日の厚生労働省から自治体への事務連絡において、標準的には6月中旬に接種券を送付できるよう準備を進めていただく必要がある旨を示し、6月1日にも、厚生労働省から自治体への事務連絡において、改めてこの点を周知。

→ 職域接種については、6月21日から本格的に開始。大学拠点接種についても、6月21日から開始。7月5日の週末までに1,857会場（うち大学は125大学）で接種を開始（一部キャンセルが発生する場合を含む）。

○ 地域接種・職域接種のいずれにもつながりにくい者のワクチン接種の推進

歓楽街を抱える自治体等と連携し、接待を伴う飲食店など、企業における接種が行われることが想定されにくく、従業員が地域の接種にもつながりにくいと考えられる業種に着目した接種会場の設置を支援

→ 自治体独自の優先接種対象に位置づけるなどにより、歓楽街で働く者等の接種の推進に取り組む自治体の先行事例の周知等を行う予定。

○ 接種会場における医療従事者の確保

歯科医師等の接種会場での活用が可能となったこと等も踏まえ、接種会場での医療従事者の確保に向けた取組を引き続き推進

→ 平日の体制の強化に加え、時間外や休日における接種の促進、接種回数の底上げ等のため、医療機関に対し各種財政支援等を実施。

3. 検査・サーベイランスの強化

<検査の拡充による学校、職場等クラスターの多様化対策>

- 医療機関、高齢者施設、大学、高校等に対して、都道府県や大学等の希望を踏まえ、必要な抗原簡易キットを6月以降順次配布。
健康観察アプリも活用し、軽症状者に速やかに検査

- 医療機関、高齢者施設等への抗原簡易キットの配布について、キットの使用方法や、健康観察アプリの活用等について6月9日に事務連絡を発出。都道府県と配布量及び配布先について調整がついたものから順次配送することとしており、7月7日現在、都道府県と調整がついた約300万回分の配送を指示したところであり、引き続き都道府県と調整がついたものから順次配送を実施。
- 大学・高校等における抗原簡易キットの活用を促すため、文部科学省において6月10日より順次ニーズ把握を実施。7月7日現在、約4,700校から、約45万回分の需要が上がっており、順次配布予定（7月中目途）。加えて、内閣官房が紹介している健康観察アプリについて、各大学等にも周知を実施。複数の陽性疑い者が判明した団体に対しては導入を推奨。

- 職場において、健康観察アプリの活用や軽症状者に抗原簡易キット等を活用した速やかな検査の促進

- 職場における検査の促進について、6月1日に、各省庁に対し、所管団体等に対する文書等による一般的な周知を依頼するとともに、クラスターの懸念される職場への重点的な取組の働きかけや、都道府県に対する重点的な個別の働きかけを依頼。
各省庁から所管団体に対し、6月16日までに計2765団体に文書等による周知を図るとともに、個別に説明や働きかけを行うなどの所管団体への重点的な取組に関する周知を、7月7日までに計1213団体に対して実施。
- さらに、6月25日に内閣官房・厚生労働省連名で事務連絡を発出し、抗原簡易キットも活用した職場における積極的検査についての実施手順等を改訂。この改訂により以下を措置。
 - ① 連携医療機関を持つ事業者はキットを直接入手することが可能
 - ② 検体採取に関する注意点等を理解した職員の管理下で、自己検体採取が可能
 - ③ 陽性者が出た場合に、事業者側で幅広い接触者等を特定し、行政検査として検査実施が可能
- 健康観察アプリの活用について、内閣官房HPにおいて、民間事業者等が開発・提供している健康観察アプリのうち一定の要件を満たしたものを紹介するページを新設（6月21日）。幅広いニーズに応えられるよう、現在紹介しているアプリと類似のアプリの募集を開始するなど、活用を促進。

3. 検査・サーベイランスの強化（続き）

<検査の拡充による学校、職場等クラスターの多様化対策>

- 高齢者施設等の集中的検査について、当面継続することとし、そのあり方について、ワクチンの接種状況や感染状況等を踏まえつつ検討

→ 4～6月において、27都府県、60市、23特別区の区域で68計画が策定され、集中的検査が進められているところ（6月16日時点で延べ6.3万施設で約230万件の検査が実施され、658件の陽性（陽性率0.029%）を確認）。7月以降も、当面の間、地域の感染状況に応じて当該計画に基づく集中検査を継続するよう6月17日に事務連絡を発出。

- 陽性が確認された場合の周囲の者への迅速な行政検査の実施によるクラスター大規模化の防止、高齢者施設等で陽性者が見つかった場合の支援体制の構築

→ 感染拡大地域において、保健所の事務負担の軽減を図りつつ、迅速かつ機動的にPCR検査等を実施するため、積極的疫学調査における濃厚接触者の特定等の考え方について6月4日に事務連絡を発出。

→ 高齢者施設等で陽性者が見つかった場合の支援として、感染管理の専門家やDMAT等による「感染制御・業務継続支援チーム」を全都道府県に設置し、ゾーニング等の感染管理に関する相談支援を実施。

また、介護職員の応援体制を全都道府県で構築し、陽性者が発生した施設等へ随時派遣。

- 検査体制整備計画に基づき、PCR検査能力の向上等を目指し、設備増強、民間検査機関や診療・検査医療機関との協力等

→ 検査体制整備計画に基づき、PCR検査能力が確保できるよう、民間検査機関宛てに、補助金等の活用について周知する事務連絡を5月31日に発出。

3. 検査・サーベイランスの強化（続き）

- 不要不急の都道府県間の移動は極力控えるよう促し、地域の事情に応じて、都道府県知事の判断により、遠隔地からの帰省・旅行等について、感染防止策の徹底とともに、出発前又は到着地での検査の勧奨等を促進
- 航空会社・旅行会社に対し、地域の事情に応じて、都道府県知事の判断により、旅行に際して事前のPCR等検査が勧奨されている旨や旅行者が利用可能な検査機会について、旅行者への周知・情報提供の協力を依頼

- 各都道府県に対し、不要不急の都道府県間の移動等は極力控えるよう促すとともに、都道府県知事の判断により、出発前又は到着地での検査の勧奨等を促進（6月17日事務連絡）。
- 航空会社・旅行会社の業界団体に対し、都道府県知事から国内線の利用に際して事前のPCR等検査が勧奨されている場合は、その旨旅行者に周知・情報提供するよう協力を依頼（6月18日事務連絡）。
- 沖縄県において、宮古空港、新石垣空港等ではPCR検査を開始しており、那覇空港では検査拡充に向けて準備中。
- 夏休み期間中、羽田空港、伊丹空港等から北海道、沖縄へ向かう利用者のうち希望者に対して、無料のPCR検査・抗原定量検査を行う。

その他（モニタリング検査）

- モニタリング検査については、これまで14都道府県において計約53万件（一日最大約一万件）のPCR検査キットを配布し、約38万件の検査を実施、約340件の陽性疑い者が判明。今後は、新規陽性者数が高い水準となっている首都圏等に重点を置いて実施するほか、大学、幼稚園・保育園等の若い世代の感染拡大が懸念される場所や、クラスター発生が懸念される密な環境の現場等のリスクのある現場での検査に重点をおいて実施。

3. 検査・サーベイランスの強化（続き）

<サーベイランスの強化>

○ ICT技術を駆使した疫学情報の迅速な分析

- ・ 改正感染症法に基づく積極的疫学調査の結果等の自治体間の情報連携の徹底を要請
- ・ ハーシスによる 自治体間の一元的な情報共有・分析を引き続き支援
- ・ QRコードを活用した自治体独自の取組を踏まえ、クラスター対策のための効果的な情報収集・分析・共有の在り方及び実効性を上げるためのインセンティブ等の仕組みについて、パイロット的に特定の地域で実証することも含め、検討。

- HER-SYSによる一元的な情報共有・分析を支援するとともに、様々な機会を活用して、自治体等に積極的疫学調査の結果等の自治体間の情報連携の徹底を要請。
- QRコードの活用については、ライブハウス等における実証実験並びにクラスター対策のための効果的な情報収集・分析・共有の在り方等に関して関係省庁等と調整開始。

○ 下水サーベイランスの体制整備

- ・ 国立感染症研究所における新型コロナウイルス検出方法等の検討や下水サーベイランスを活用した新型コロナ調査研究を支援するなど、引き続き、下水サーベイランス活用について検証を加速
(国土交通省の検討会で自治体や大学等と連携して下水道のウイルス濃度の測定の在り方について検討)

- 国立感染症研究所で下水検体からの新型コロナウイルス検出方法等の検討や下水サーベイランスを活用した新型コロナ調査研究の支援を行っており、引き続き、下水サーベイランスを新型コロナの監視体制の強化にどのように活用していくか検討を推進。
- 7月から関係省庁と連携し、内外調査等を行い、推進計画を検討中。

4. 水際対策を含む変異株対策

<水際対策・検査体制等の強化>

- B.1.617.2系統の変異株(デルタ株)への水際対策の強化(10日間の施設待機等や在留資格保持者の再入国拒否の対象国・地域及び入国者数制限についての検討を継続)

- 6月21日、6月28日、7月6日に、水際対策強化措置に係る指定国・地域の追加等。
- 7月7日現在、検疫所の宿泊施設での待機期間について、インド等9か国を10日間、英国等5か国を6日間、その他38の国・地域を3日間と指定。

※ 6月28日に、(1)「水際対策上特に懸念すべき変異株」と(2)それ以外の新型コロナウイルスに分類し、(1)の変異株として、ベータ株、ガンマ株及びデルタ株を指定。(1)は、我が国への当該変異株の流入リスクを総合的に判断し、入国後10日間、6日間、3日間の待機と検査等の水際強化措置を、(2)は、新型コロナウイルスの流入リスクが高いと判断される場合、入国後3日間の待機と検査等の水際強化措置を講じるもの。

- 民間検査機関や大学等と連携したゲノム解析や変異株PCR検査による国内監視体制の強化。変異株事例に対する積極的疫学調査や検査の徹底

- 新型コロナウイルスに関するウイルスサーベイランスのゲノム解析として、体制整備を実施。国立感染症研究所からゲノム解析の民間検査会社への外部委託、全国の地方衛生研究所への技術移転(24自治体)、大学等での実施による体制整備を推進。多くの都道府県等で実施可能となるよう、国立感染症研究所からのゲノム機器の22の地方衛生研究所への無償供与を行い、技術移転を実施。
- 国委託の一部民間検査機関で(デルタ株の主要変異である)L452R変異を検出するPCR検査(L452R変異株PCR検査)を用いたスクリーニングを先行的に実施(5月28日開始)。6月4日に、全ての都道府県に対し、L452R変異株スクリーニングを全陽性者の約4割の実施割合を目指して実施するよう要請し、現在、全ての都道府県でL452R変異株スクリーニングを実施(6月21日から27日までの実施率は全国で約59%)。変異株事例が確認された場合には、検査や積極的疫学調査を強化して、感染拡大防止に取り組む。

4. 水際対策を含む変異株対策（続き）

＜科学技術を活用した対策の推進＞

○ 二酸化炭素濃度測定器等を活用した換気の徹底

- ・感染防止策の徹底に係る二酸化炭素濃度測定器等の設置を支援
- ・ビル管理者等に対して、換気の状態を二酸化炭素濃度測定器により確認する場合の留意点等を周知

- 内閣官房より事務連絡「感染対策の適切な実施について」（4月1日）及び「飲食店における感染症防止対策を徹底するための第三者認証制度」（4月30日）を都道府県知事宛に発出。飲食店等の施設に対し、換気等を含めた適切な感染対策の実施を促すとともに、第三者認証制度の基準案では、二酸化炭素濃度測定器の使用等による換気状況の把握に努める旨を規定。
- IBEC（建築省エネ機構）では、二酸化炭素濃度による換気の状態把握の留意点等を特設サイトに周知。
- アクリル板の導入や二酸化炭素濃度測定器の設置に活用可能な持続化補助金や、高機能換気設備や空調の導入を支援する補助金、業態転換や新規事業展開等を支援する事業再構築補助金等といった各種支援策を用意しており、飲食店等の店舗や各事業所等での感染対策を推進。
- 6月17日に、地方自治体、ビルメンテナンス業界団体及びビルオーナー団体に対し事務連絡を発出し、換気の徹底及び二酸化炭素濃度測定器を使用する際の留意点の再度周知を実施。

＜変異株への対応のために求められる行動様式の周知＞

- 変異株に対応するため、基本的な感染対策をこれまで以上に徹底すること（密閉・密集・密接の一つだけでも集団感染リスクは高まること、すき間なく正しくマスクを着用すること、おしゃべりは短くすること等）について、動画、ポスター等を作成し、テレビCM、SNS、ホームページ等を通じて国民向けに周知
- 国民の多くがワクチン接種を終えるまでは、ワクチン接種後も、マスクの着用などの感染対策を継続する必要があることについて、ポスターやホームページ等で周知

- 6月以降、メッセージ動画を新たに2種類、ポスターを新たに2種類作成する等し、様々な媒体（テレビCM、新型コロナウイルス感染症対策の特別サイト、Yahoo、You Tube、Twitter、街頭大型ビジョン、広報誌等）を活用し、基本的な感染対策の徹底等を周知。

（例）若手タレントが出演するコロナ対策CM「私たちが未来を守ろう」を発信
梨田昌孝元監督によるメッセージ動画を発信
広報誌「厚生労働7月号」
等

- HP等において、ワクチン接種後も、マスクの着用などの感染対策を継続していただくよう周知。

5. 医療提供体制等の一層の確保

○ 病床・宿泊療養施設確保計画に基づく、**実効的な医療提供体制の確保の推進**

→ 5月中を期限として各都道府県において**病床・宿泊療養施設確保計画の見直し**を行い、6月17日に取りまとめて公表。見直し後の計画に基づく確保病床数は全国で35,196床、宿泊療養施設の確保居室数は全国で38,159室（なお、感染者急増時の緊急的な患者対応方針に基づき確保を予定する病床数は全国で37,827床、宿泊療養施設の居室数は全国で41,260室）。

同時に、病床の効率的な活用（入院基準の明確化や、地域内の医療機関間の役割分担の徹底による回復患者の転院先確保等）や目詰まり防止（患者対応フローの定期的な確認・分析、適時の改善）等の対応について、見直し後の計画に盛り込み、これに基づき実施。

○ **診療所の役割強化**（感染症対応能力の向上、宿泊療養・自宅療養患者への関与拡大）

→ 医療機関等における感染拡大防止等の取組に対する財政支援を実施。

また、見直し後の病床・宿泊療養施設確保計画に基づき、各都道府県において、宿泊療養施設における医師の定期訪問等の体制・人材確保や、自宅療養者への往診、オンライン診療等の拡充を進める等、健康管理体制の強化の取組を実施。

5. 医療提供体制等の一層の確保（続き）

- 公的病院等でのコロナ対応の一層の取り組み、緊急的な看護師派遣、都道府県域を超えた重症患者の広域移送など、災害医療ととらえた都道府県の病床・人材の確保に対する政府の支援の更なる強化

- 見直し後の病床・宿泊療養施設確保計画に基づき、地域内の医療機関間の役割分担に従って、一般医療と両立したコロナ医療の提供体制を着実に構築。医療提供体制がひっ迫した地域に対し、公的病院等の協力を得て、国が都道府県を超えた看護師の緊急的な派遣調整を実施（関係省庁が連携して4月以降に大阪府、兵庫県、沖縄県等へ計約200名の派遣調整を行ったほか、厚生労働省では関連する公的医療機関で6、7月に約180名の看護師派遣リストを調整）。
- 重症患者の広域搬送について、日本集中治療医学会に委託して、重症者対応を行う専門家の派遣や必要な場合の患者の広域搬送の支援等を行う「重症者治療搬送調整等支援事業」を実施しており、自治体からの求めに応じ、国が必要な支援を行う体制を構築（6月に沖縄県に専門家を派遣）。

- 保健所の機能強化（感染状況に応じた保健所業務の重点化、情報管理等のデジタル化の向上、地域のネットワークと連携したIHEATの活用等）に対する政府の支援の更なる強化

- 保健所における健康観察業務のデジタル化を推進するため、7月1日から、自動架電の利便性向上（本人が希望する時間帯に健康状態を登録できる仕組みの整備）、家族全員分の健康状態をスマホで登録できるようにするなど、HER-SYSの健康観察機能の一層の充実・強化を実施。上記内容をウェブ会議等で全国の保健所へ周知。
- IHEATの活用について、学会・関係団体等から派遣可能な保健師、医師、看護師等を、3月までに全国で3,000人以上確保し、5月31日から名簿管理システムの運用を開始。複数の都道府県で、地域の医療系や看護系のネットワークとIHEATが連携し、保健所の機能強化を実施。IHEATを含めた保健所の機能強化の好事例をウェブ会議等で全国の保健所へ周知。

1. 7月以降の市町村のワクチン接種については、ファイザー製ワクチンの配分と市中在庫を活用して実施。
2. 在庫を有効に活用することを促す観点から、都道府県単位での在庫量を公表。
3. 市町村の在庫率や接種実績を勘案した調整を行うため、都道府県に一定規模の調整枠を設ける（8月配分から）。

		6月まで	7月	8月
接種		4600万回 (注1)	3700万回 <i>(120万回/日と仮定)</i>	3700万回 <i>(120万回/日と仮定)</i>
	自治体への供給 + 市中在庫の活用	8800万回	2500万回 <i>市中在庫 1200万回</i>	2500万回 <i>市中在庫 1200万回</i>
市中在庫		4200万回	3000万回	1800万回

(注1) 7/6時点で入力されている接種実績。

(注2) このほか、モデルナ製ワクチン5000万回分あり。

都道府県別のワクチンの配分量と接種実績

(人、回数)

		12歳以上人口	配分量 (医療従事者等、一般接種 第8クール(6/21, 6/28週) まで)	接種実績 (6/30まで) ※7/6時点公表ベース
全国計		114,885,636	88,276,695	46,096,866
1	北海道	4,818,159	3,682,770	1,867,313
2	青森県	1,169,265	1,032,135	510,664
3	岩手県	1,127,964	936,585	475,795
4	宮城県	2,074,810	1,560,975	848,694
5	秋田県	910,813	849,225	410,117
6	山形県	985,668	885,105	570,278
7	福島県	1,710,302	1,485,900	826,964
8	茨城県	2,648,295	1,995,435	983,582
9	栃木県	1,779,045	1,326,390	629,041
10	群馬県	1,786,603	1,394,835	750,011
11	埼玉県	6,680,284	4,671,030	2,249,698
12	千葉県	5,723,143	3,970,005	2,030,063
13	東京都	12,542,488	8,790,210	4,155,727
14	神奈川県	8,323,993	5,273,775	2,673,856
15	新潟県	2,036,113	1,768,845	951,154
16	富山県	962,074	780,390	458,612
17	石川県	1,028,452	849,810	517,835
18	福井県	702,872	565,110	366,928
19	山梨県	751,267	590,070	335,170
20	長野県	1,889,678	1,604,070	864,001
21	岐阜県	1,835,462	1,414,725	920,947
22	静岡県	3,353,797	2,524,470	1,213,664
23	愛知県	6,777,025	5,014,620	2,582,656
24	三重県	1,640,149	1,275,495	755,505
25	滋賀県	1,264,930	907,920	488,129
26	京都府	2,306,072	1,817,985	1,003,240
27	大阪府	8,006,659	6,017,115	2,575,708
28	兵庫県	5,003,973	3,869,190	2,047,191
29	奈良県	1,228,755	992,160	563,989
30	和歌山県	868,558	909,675	488,556
31	鳥取県	505,614	455,520	259,522
32	島根県	612,920	558,480	305,875
33	岡山県	1,712,683	1,501,110	883,316
34	広島県	2,540,218	1,922,310	1,019,729
35	山口県	1,244,699	1,416,285	722,526
36	徳島県	675,965	619,125	371,494
37	香川県	886,163	744,900	398,341
38	愛媛県	1,242,236	1,099,410	598,751
39	高知県	647,577	650,715	384,573
40	福岡県	4,584,190	3,545,100	1,984,492
41	佐賀県	735,911	671,775	439,816
42	長崎県	1,216,380	1,128,270	592,927
43	熊本県	1,583,187	1,353,885	856,658
44	大分県	1,040,140	902,265	532,874
45	宮崎県	981,529	804,765	504,172
46	鹿児島県	1,458,206	1,280,370	699,498
47	沖縄県	1,281,350	866,385	427,214

7月、8月、9月はさらに2週間ごとに1万箱程度のワクチンを配分

1. 厳しい影響を受ける方々への経済支援策

(1) 以下の支援策について、重点的・効果的かつ迅速・的確に実施する。

① 事業主への迅速かつ円滑な支援

- ・ 地方公共団体による時短要請等に応じた飲食店（大企業を含む）に対する協力金緊急事態措置を実施すべき区域又はまん延防止等重点措置地域：

中小企業：売上高に応じて1日3万円～10万円（20時までの時短要請の場合）等（※1）

大企業：売上高減少額に応じて1日最大20万円（中小企業も選択可能）

それ以外の地域：1日2万円（4月22日以降、全国の時短要請が一旦途切れるまでは、売上高に応じて1日2.5万円～7.5万円（大企業や大企業方式を適用する中小企業は最大20万円））（※2）

※1 今般（4/25～）の緊急事態宣言期間において緊急事態措置を実施すべき区域については、宣言解除まで3万円を4万円とする。

※2 ただし、1日2万円とすることも可。

（注1）協力金支給事務のさらなる迅速化に向けて、過去に協力金の支給を受けている事業者等が、地方公共団体に対して7月12日以降酒類提供を自粛する等の誓約書を提出した場合には、審査を簡略化し、要請期間中であっても、過去分の協力金と併せて、7月12日以降分の協力金（売上高方式の下限額に限る）を先渡しすることを可能とする。

（注2）緊急事態措置区域又はまん延防止等重点措置地域における飲食店への時短要請等により影響を受けた酒類販売事業者への支援を充実。

- ・ 緊急事態措置区域又はまん延防止等重点措置地域において、人流抑制の観点から、特措法第24条第9項に基づく時短要請等（※3）に応じた集客力の高い大規模施設（1000平米超）及び当該施設においてテナント契約に基づき一般消費者向け事業を営む事業所等に対して、事業規模に応じた協力金を支給。（※4）

※3 都道府県が独自に、一定の大規模集客施設に対する休業要請等を行った場合を含む。

※4 大規模施設に対して1000平米毎に20万円/日、テナント等に対して100平米毎に2万円/日を支給。加えて、協力金支給対象となるテナント等を多数擁する施設に対して、テナント等の数に応じて、テナント等向け協力金支給単価の1割相当額を支給。

- ・ イベントの開催制限により影響を受けた事業者等への支援

➢ キャンセル費用の支援（上限2,500万円、固定費のうち公演等の開催関連費用も支援対象）

➢ J-LODlive補助金の運用改善（つなぎ融資の創設等）【5月6日つなぎ融資申請受付開始】

- ・ 本年1月の緊急事態宣言の影響により売上が半減した中堅・中小事業者への一時支援金【申請受付終了】（上限：個人30万円／法人60万円）

- ・ 本年4～8月の緊急事態宣言・まん延防止等重点措置の影響により売上が半減した中堅・中小事業者への月次支援金（上限：個人10万円／月、法人20万円／月）【6月16日申請受付開始】

- ・ 地域観光事業支援（後述）：都道府県による前売り宿泊券等の発行、宿泊事業者による感染防止対策等への支援（支援額は都道府県が宿泊施設の規模等に応じ設定（1施設最大500万円）、総額1,000億円）

- ・ 感染防止対策を前提に事業再構築補助金や持続化補助金等の優先採択等
 - 事業再構築補助金の特別枠の創設（事業規模に配慮）【2次公募5月26日申請受付開始・7月2日申請締切（2月15日以降の支出を対象）】
 - 持続化補助金（感染防止対策への支援強化）【4月16日申請受付開始（1月8日以降に発注・契約・支出したものは遡及可能）】
- ・ 迅速な資金繰り支援（足元2週間以上の売上減少で要件を判断できるよう運用を柔軟化）【7月まで】

② 企業の資金繰り支援等

- ・ 日本公庫等の実質無利子・無担保融資の無利子枠の拡充【1月22日以降順次措置済み】
 - 公庫（国民事業）等：4,000万円→6,000万円 公庫（中小事業）等、商中：2億円→3億円
 - ※ 日本公庫等による実質無利子・無担保融資は、当面年末まで継続。
- ・ 日本公庫等・民間金融機関の既往債務の条件変更等の迅速かつ柔軟な対応や本業支援の要請とフォローアップ（中堅企業向けについても要請）【1月19日に要請（中堅企業も含め、2月5日、3月8日、3月25日、4月28日、5月12日、6月10日に再度要請）、4月16日、4月28日、5月12日、6月10日に協力金等の支給までに必要な資金繰り支援について要請】
- ・ 日本公庫等の劣後ローンの積極的活用【1月19日に要請（2月5日、3月8日、3月25日、4月28日、5月12日、6月10日に再度要請）】
 - ※ 7月1日より融資限度額を7.2億円から10億円に引上げ
- ・ コロナの影響で経営環境が悪化した事業者に対するREVICの復興支援ファンド等の積極的活用【1月中に周知】
- ・ 新型コロナの影響を特に受けている飲食・宿泊等の企業向けの金融支援等の実施
 - 政投銀・商工中金による支援強化（民間協調融資原則の停止、資本金劣後ローンの金利引下げ等）
 - 民間金融機関に対して、長期の返済猶予と新規融資の積極実施の徹底等を要請 等

③ 雇用支援・職業訓練の強化

- ・ 雇用調整助成金の特例、休業支援金・休業給付金
 - 5～9月は緊急事態措置を実施すべき区域又はまん延防止等重点措置地域・特に業況が厳しい企業について4月までと同様の水準の支援。
 - 大企業のシフト制労働者等への休業支援金・休業給付金の適用
- ・ 雇用対策パッケージ（在籍出向を支援する産業雇用安定助成金の活用等）による各種支援
- ・ 新たな雇用・訓練パッケージ（感染症対策業務等による雇用創出、求職者支援制度の収入要件等の特例措置の導入等（9月末まで））の実行
 - さらに、デジタル分野の求職者支援訓練の定員を倍増し、訓練内容を多様化。職業訓練受講給付金の特例措置（収入要件・出席要件）の活用による受給者倍増（約2.5万人を目標）
 - 職業訓練受講給付金と住居確保給付金との併給調整をしない特例を導入（9月末まで）
 - 受講申込締切日から受講開始日までの期間の短縮（1か月→半月程度）等
 - 職業訓練等の実績を把握し、フォローアップ
- ・ 介護訓練修了者への返済免除付の就職支援金貸付制度
- ・ 一人ひとりの求職者の状況に合わせた職業相談や職業訓練の実施（オンデマンド型のオンライン訓練等）

④ 生活困窮者等への支援

- ・雇用調整助成金の特例、休業支援金・休業給付金（再掲）
- ・緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付
 - 返済開始時期の令和4年3月末までの延長【1月8日公表】
 - 緊急小口資金や総合支援資金（初回、再貸付）の特例貸付を8月末まで継続
 - 償還免除要件の明確化【緊急小口資金は住民税非課税世帯、総合支援資金は資金種類毎に住民税非課税世帯を一括償還免除】
 - 女性・非正規・ひとり親向け要件を明確化（シフト減による収入の減少や養育費が減少した場合も対象）
- ・特例貸付が限度額に達した等の一定の生活困窮世帯に対する「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」の支給
- ・職業訓練受講給付金と住居確保給付金との併給調整をしない特例を導入するとともに住居確保給付金の支給が一旦終了した者への再支給を継続（9月末まで）
- ・ひとり親世帯等への支援（上記を除く）
 - 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の支給
 - 高等職業訓練促進給付金に係る訓練受講期間の柔軟化とデジタル分野を含む対象資格の拡大
 - 償還免除付のひとり親家庭住宅支援資金貸付
- ・自立相談支援機関によるきめ細かな生活支援相談の強化
- ・生活保護の扶養照会など弾力的な運用の周知・徹底【2月26日、3月30日に通知発出】
- ・公共料金の支払猶予等の利用についての周知・徹底【1月中に通知発出等】
- ・大学生等に向けた授業料等減免・給付型奨学金、緊急特別無利子貸与型奨学金等の各種支援策の周知・徹底【1月29日、3月5日に通知等発出。3月26日に学生が活用可能な支援策や、相談窓口によるきめ細かな支援を大学等に要請する旨の通知発出。5月14日に追加の支援策の周知、5月25日に情報発信や相談対応について改めて要請。】
- ・生活が困窮する在留外国人の支援、情報発信・相談体制の強化

⑤ 孤独・孤立、自殺対策等

- ・都道府県等の自殺防止対策（相談・情報発信）の強化
- ・地域包括支援センター等による一人暮らし高齢者への見守りの強化【1月29日に取組例の通知発出】
- ・NPO等を通じた孤独・孤立、自殺対策等（きめ細かな生活支援等や自殺防止対策、フードバンク支援、子供の居場所づくり、不安を抱える女性に寄り添った相談支援、住まいに係る支援等）

(2) 都道府県による事業者支援の取組を後押しするため、地方創生臨時交付金に特別枠「事業者支援分」を創設（5,000億円）【4月30日に、各都道府県に対し、先行交付分（3,000億円）の交付限度額を通知。また、飲食店の休業要請の影響を受ける酒類の販売業者等や、人流抑制の影響を受ける交通事業者等に対する、国の施策を補完する都道府県独自の支援への積極的な取り組みの検討を要請】

(3) 予期せぬ不足を生じた場合には、コロナ予備費（残額約4兆円）により機動的に対応。

2. 総合経済対策の迅速かつ適切な執行（事業規模74兆円）

(1) 令和2年度第3次補正予算を含む総合経済対策（雇用下支え・創出効果60万人程度）を迅速かつ適切に執行。特に、公共事業については、自粛要請等の影響で事業が停滞する懸念もあり、感染症対策に万全を期すことを前提に、事業の円滑な執行を行う。地方独自の取組についても臨時交付金（地単分1兆円）を通じて後押し。

① 企業の事業再構築・資金繰り支援

- ・ 事業再構築補助金（1.1兆円）【2次公募5月26日申請受付開始・7月2日申請締切（2月15日以降の支出を対象）】
- ・ 持続化補助金・ものづくり補助金・IT導入補助金（2,300億円）【持続化補助金：4月16日申請受付開始（1月8日以降に発注・契約・支出したものは遡及可能）、ものづくり補助金：2月9日申請受付開始、IT導入補助金：4月7日申請受付開始（1月8日以降に契約したものは遡及可能）】
- ・ サプライチェーン補助金（2,100億円）【3月12日公募開始・5月7日公募締切】
- ・ 日本公庫等の実質無利子・無担保融資等（融資規模110兆円）【1月19日に通知発出】

② 公共事業の円滑な執行（国土強靱化1.7兆円、災害復旧等0.6兆円）【1月28日通知発出】

- ・ 感染症対策を講じた場合に関係費を上乗せする、柔軟な契約変更の徹底

③ 協力要請の影響を受けた業種への重点的・効率的な支援

- 緊急事態宣言の解除後、感染状況を確認しながら、消費需要喚起策
 - ・ GOTOトラベル（残予算含め、1兆円の支援に対応）
 - ・ GOTOイート（残予算含め、500億円を追加配分）
 - ・ GOTOイベント等（残予算含め、1,700億円程度）
- 宿泊施設、飲食店、土産物店等の再生に向けた改修・廃屋撤去や経営革新支援（550億円）
- 地域公共交通の既存路線維持等のための重点的支援（150億円、観光との連携を含め計305億円）
- ※ 地域観光事業支援（3,300億円）
都道府県が行う県内旅行の割引事業（1人1泊5,000円を上限に割引支援。旅行中に飲食・土産物等に使えるクーポン等で地域の幅広い産業を支援する場合、1人1泊2,000円を上限に追加支援（前売り宿泊券等の発行を含む））（2,300億円）【4月1日以降順次実施】及び宿泊事業者による感染防止対策等への支援（1,000億円）【5月14日以降順次実施】

④ 雇用対策【在籍出向を支援する産業雇用安定助成金について1月1日から適用】

- 雇用対策パッケージ（産業雇用安定助成金の活用、業種・職種を越えた再就職支援等）による各種支援（再掲）

⑤ 生活困窮者対策・自殺対策等【2月1日に要綱発出】

- 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金による支援強化（140億円）

(2) 引き続き、企業の資金繰り等にも十分留意して対応。

第33回 千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 次第

日時：令和3年7月9日（金）

午後5時30分から

場所：本庁舎5階 特別会議室

1 開 会

2 議 題

- (1) 新型コロナウイルス感染症の発生状況等について
- (2) まん延防止等重点措置について
- (3) その他

3 閉 会

第33回千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部会議名簿

令和3年7月9日（金）

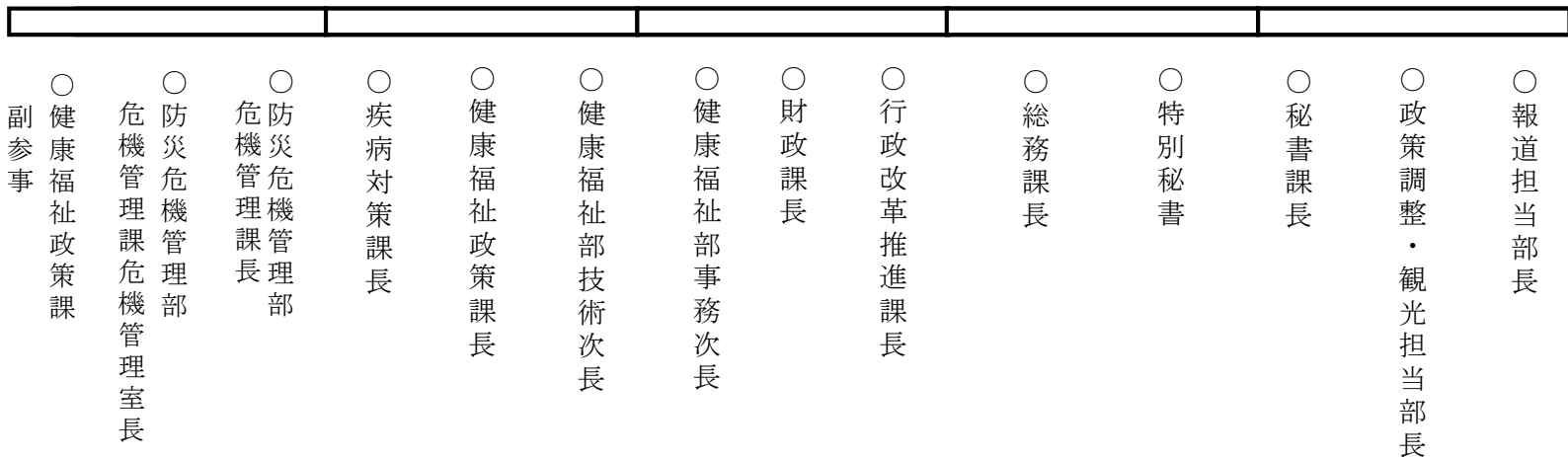
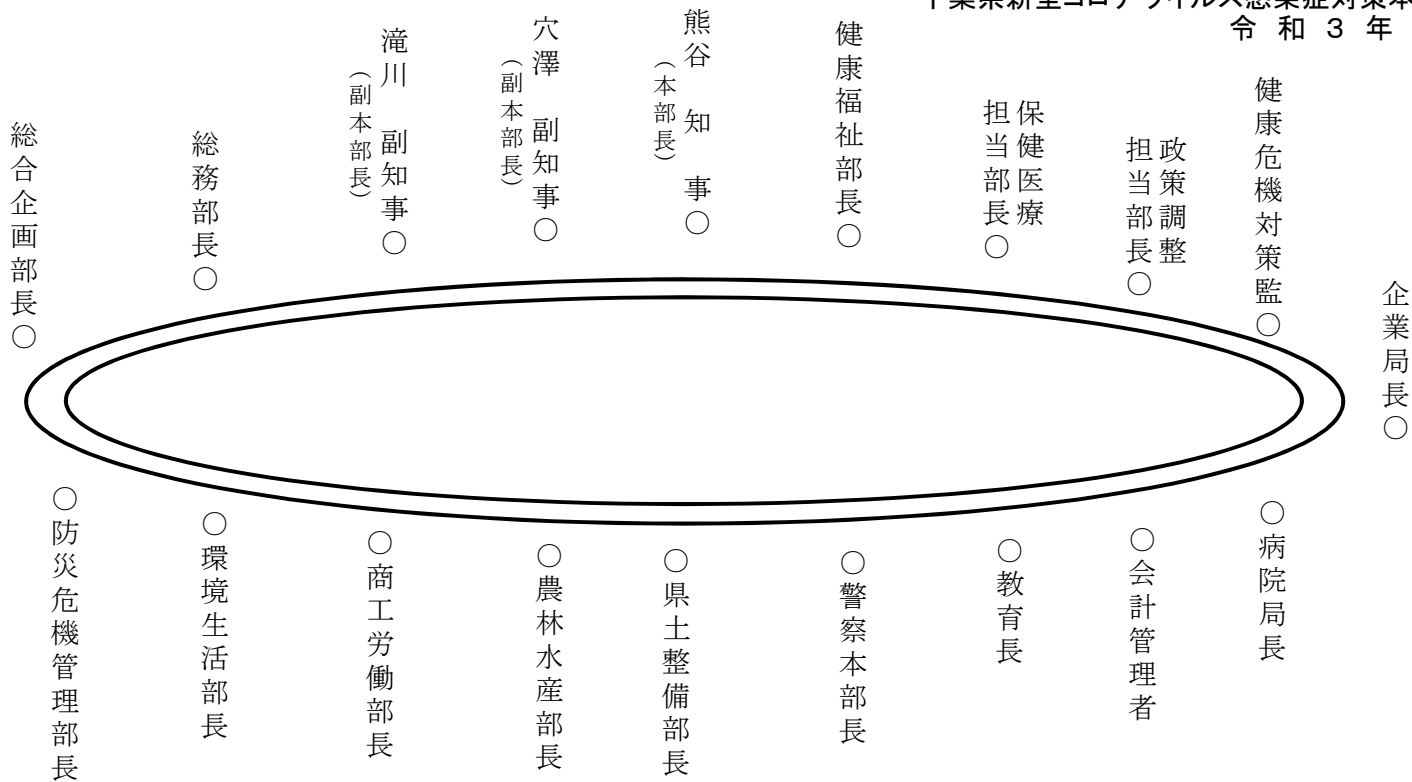
本部長	千葉県知事
副本部長	副知事
副本部長	副知事
本部員	総務部長
	総合企画部長
	防災危機管理部長
	健康福祉部長
	保健医療担当部長
	政策調整担当部長
	環境生活部長
	商工労働部長
	農林水産部長
	県土整備部長
	会計管理者
	企業局長
	病院局長
	教育長
警察本部長	

オブザーバー	千葉市長
	船橋市長
	柏市長
	千葉県市長会長
	千葉県町村会長

千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 席次
令和3年7月9日

オブザーバー
(WEB参加)

千葉市
船橋市
柏市
市長会
町村会



新型コロナウイルス感染症の 発生状況等について

令和3年7月9日(金)

千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部

千葉県 の 感染状況等 [7月8日時点]

項目	本日の数値 (7月8日)	指標	
		ステージⅢ	ステージⅣ
1 感染の状況			
(1) 新規感染者数(直近7日間平均)	148.0 人	—	—
(2) 直近1週間と先週1週間の比較	1.22	—	—
(3) 新規感染者数 (直近7日間合計 10万人当たり)	16.55人	15人/10万人 /週以上	25人/10万人 /週以上
(4) 直近1週間の新規感染者数に占める 60歳以上の割合	9.8% (102 / 1036)	—	—
(5) 感染経路不明率	58.6% (607 / 1036)	50%以上	50%以上
(6) PCR陽性率	5.18% (7月5日 時点)	5%以上	10%以上
2 医療提供体制の負荷			
(1) 病床のひっ迫具合(病床全体) 現時点の確保病床数の占有率	29.8% (380 / 1275)	20%以上	50%以上
(2) 入院率 (入院者数/療養者数) (注2)	31.2% (380 / 1218)	40%以下	25%以下
(3) 病床のひっ迫具合(うち重症者用病床) 現時点の確保病床数の占有率	15.8% (16 / 101)	20%以上	50%以上
(4) 療養者数 人口10万人当たりの全療養者数	19.46人	20人/10万人 以上	30人/10万人 以上
(5) ホテル稼働率 現時点の確保部屋数の占有率	37.0% (374 / 1012)	—	—

注1) 1(1)(2)(4)、2(5)以外は政府の指標

注2) 2(2) 本県は、新規感染者の入院等に支障が生じていないため、この指標は適用除外

注3) 2(4) 療養者数は、入院者、自宅・宿泊療養者等を合わせた数

千葉県感染症状況等の推移 [7月8日時点]

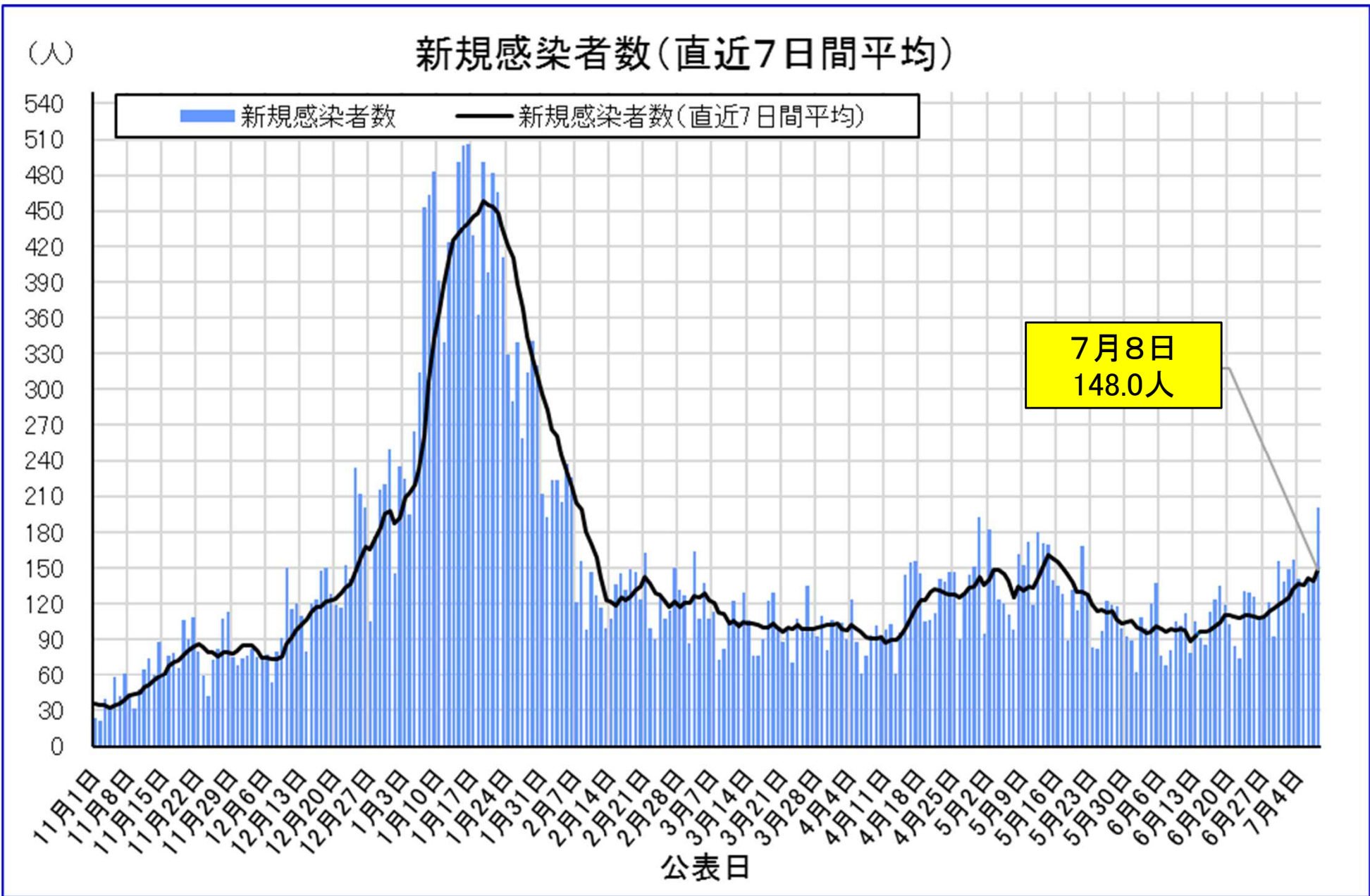
項目	5/6	5/13	5/20	5/27	6/3	6/10	6/17	6/24	7/1	7/8
新規感染者数 (直近7日間平均)	139.0	150.7	129.6	114.3	95.9	98.6	101.4	110.9	121.4	148.0
直近1週間と先週1週間の比較	1.03	1.09	0.86	0.88	0.84	1.03	1.03	1.09	1.10	1.22
新規感染者数 (直近7日間合計 10万人当たり)	15.55	16.86	14.49	12.78	10.72	11.02	11.34	12.40	13.58	16.55
直近1週間の新規感染者数に占める 60歳以上の割合	18.2%	17.4%	17.5%	14.5%	11.5%	13.5%	12.3%	12.4%	10.6%	9.8%
感染経路不明率	54.1%	58.5%	53.3%	58.9%	57.5%	56.8%	57.6%	55.7%	56.8%	58.6%
PCR陽性率	6.52%	4.99%	5.21%	3.76%	4.08%	4.46%	3.99%	5.10%	3.76%	5.18%
	(5/3時点)	(5/10時点)	(5/17時点)	(5/24時点)	(5/31時点)	(6/7時点)	(6/14時点)	(6/21時点)	(6/28時点)	(7/5時点)
病床のひっ迫具合 (病床全体) 現時点の確保病床数の占有率	30.5%	32.6%	32.5%	27.1%	23.2%	27.3%	24.6%	26.3%	29.7%	29.8%
病床のひっ迫具合 (うち重症者用病床) 現時点の確保病床数の占有率	18.5%	21.3%	25.5%	22.3%	19.1%	18.8%	19.8%	18.8%	17.8%	15.8%
療養者数 (人口10万人当たりの全療養者数)	21.55	22.61	20.61	16.92	14.49	15.16	14.68	15.61	17.21	19.46
ホテル稼働率 現時点の確保部屋数の占有率	32.3%	35.8%	34.7%	31.0%	25.1%	23.9%	22.3%	26.6%	29.2%	37.0%

政府のステージⅢの指標

政府のステージⅣの指標

新規感染者数（直近7日間平均）

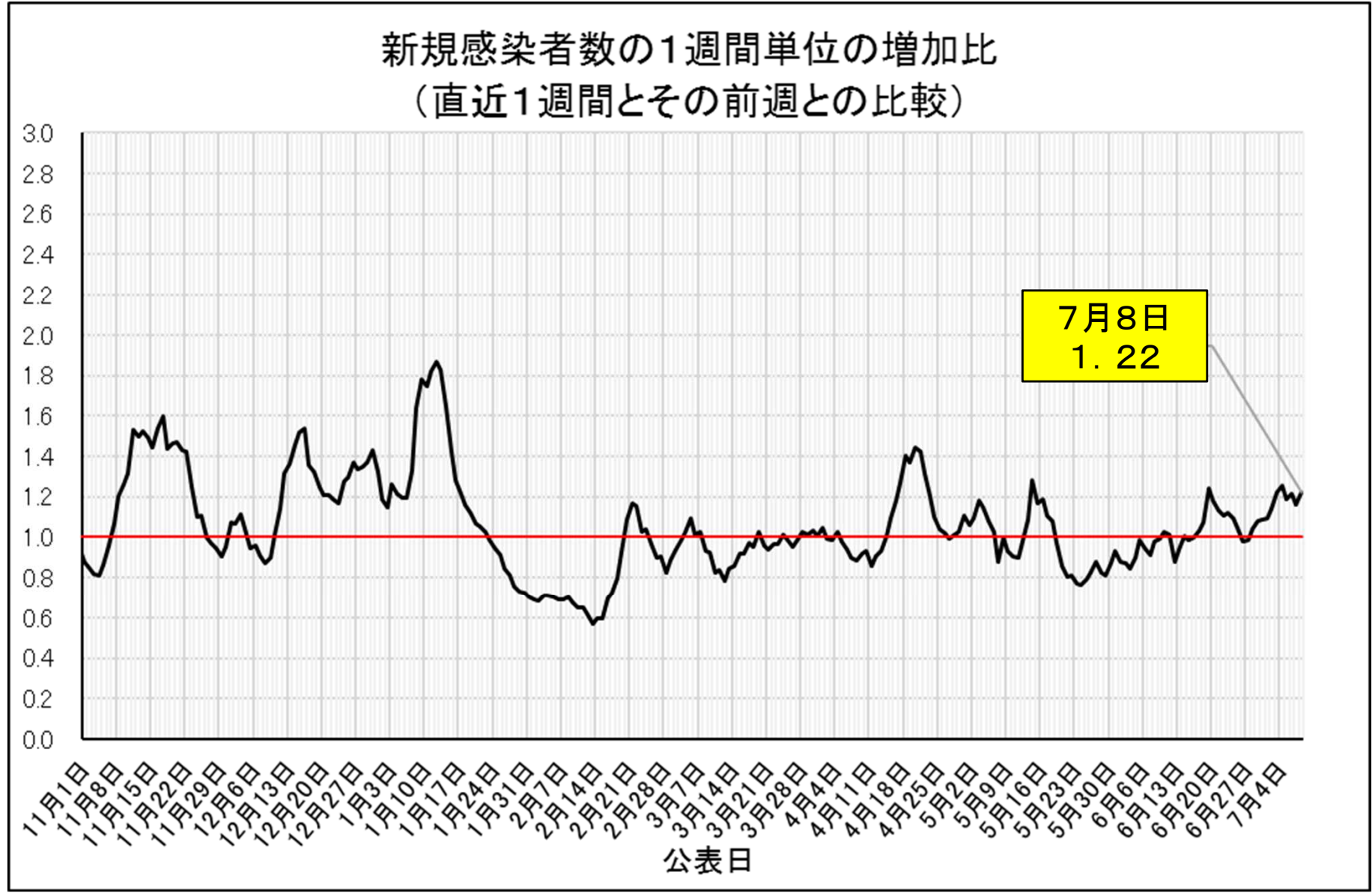
○ 新規感染者数(直近7日間平均)は、令和3年5月中旬以降、減少傾向となったが、6月後半は100人を超える水準で推移しており、7月8日時点では148.0人となっている。



新規感染者数の1週間単位の増加比 (直近1週間とその前週との比較)

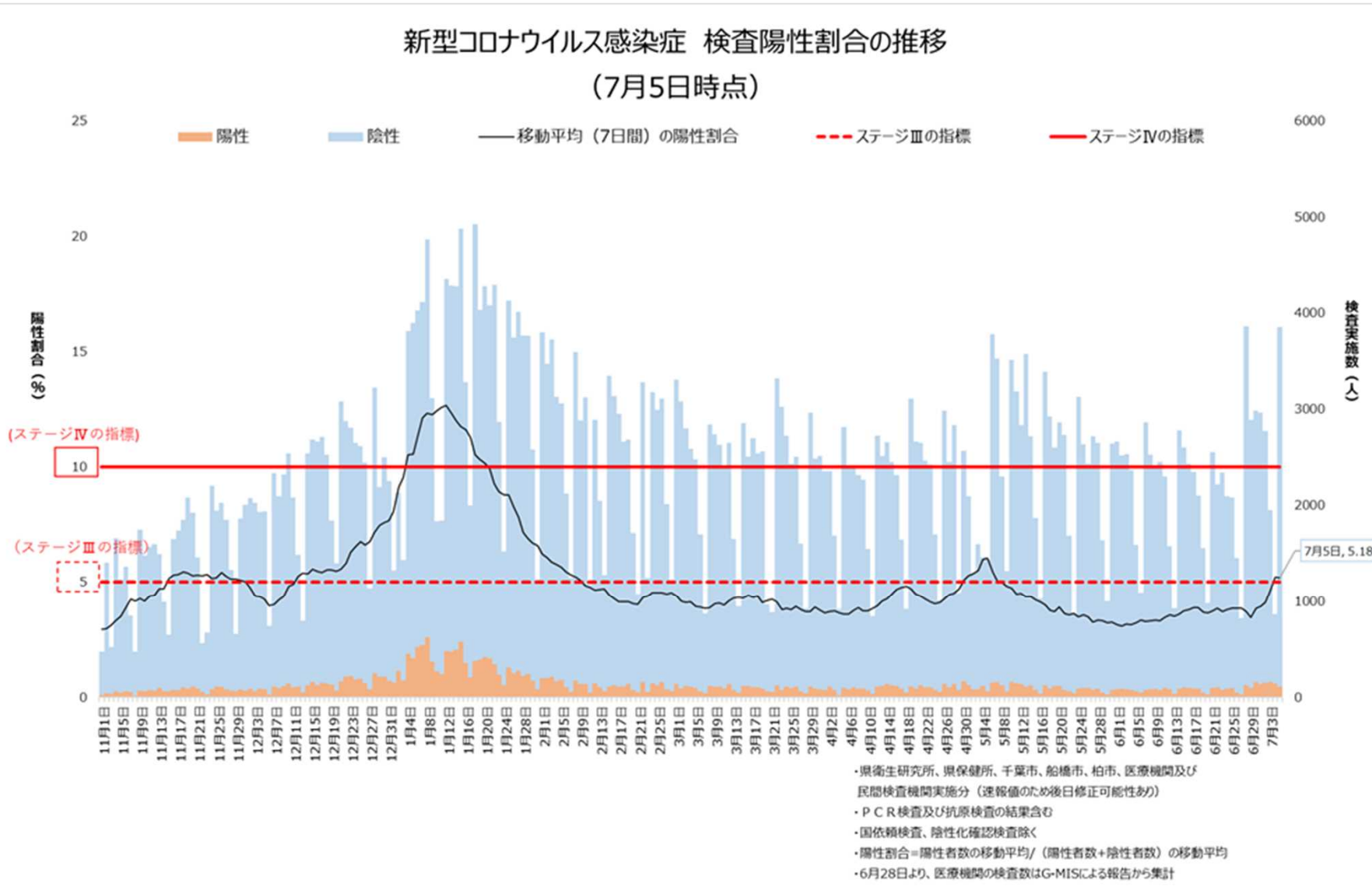
○ 新規感染者数の1週間単位の増加比は、令和3年5月下旬から増加し、7月8日現在は 1.22 となっている。

(※1未満の場合は前週よりも減少、2の場合は前週より倍増)



PCR検査の陽性割合（直近1週間平均・陰性化確認検査を除く）

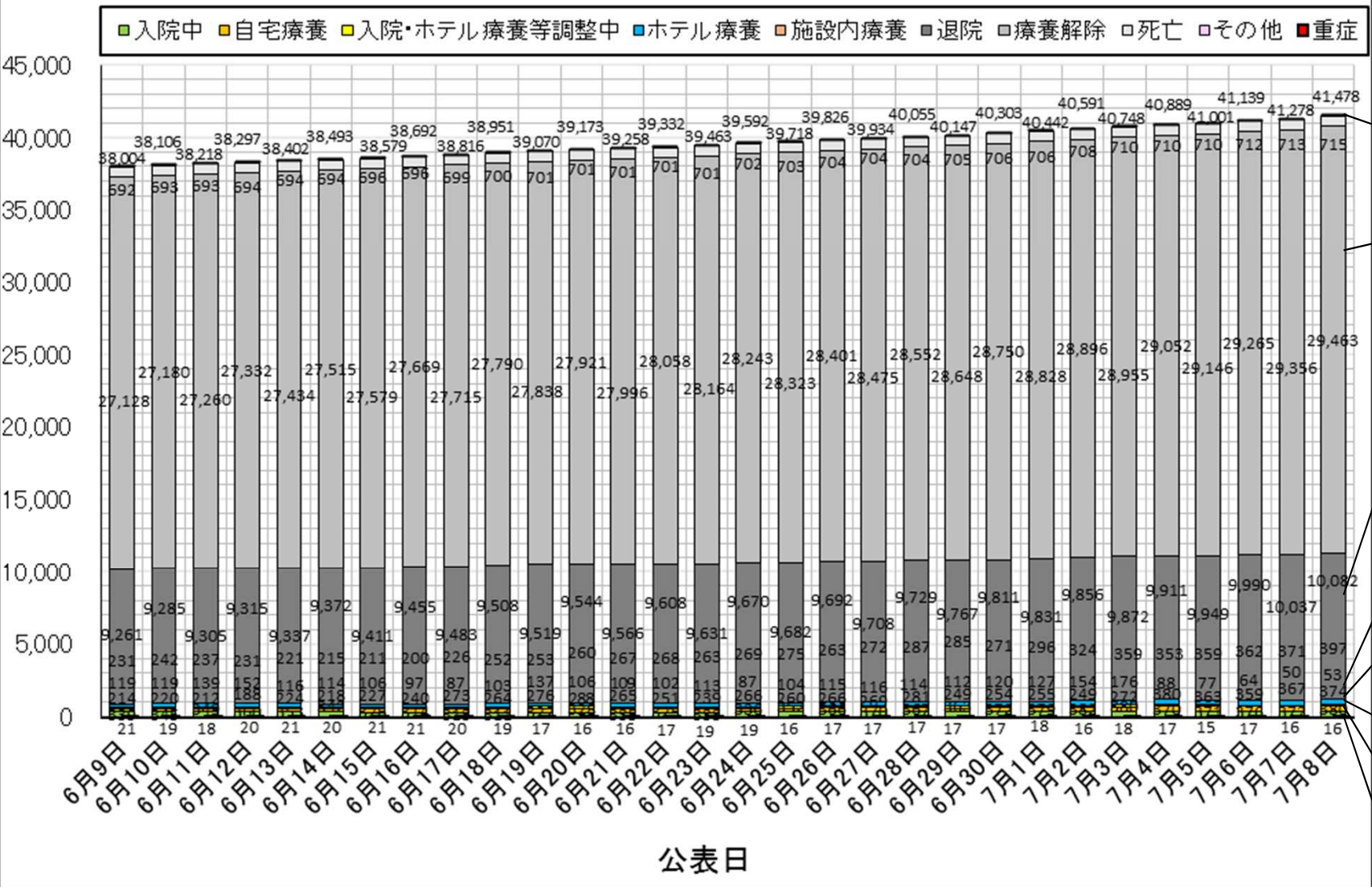
○ PCR検査の陽性割合（直近1週間平均・陰性化確認検査を除く）は、5月上旬から減少傾向であったが、6月以降徐々に増加し、直近1週間の平均は5.18%となっている。



期間	陽性割合
5/11 ～5/17	3.99%
5/18 ～5/24	3.46%
5/25 ～5/31	3.24%
6/1 ～6/7	3.29%
6/8 ～6/14	3.59%
6/15 ～6/21	3.73%
6/22 ～6/28	3.70%
6/29 ～7/5	5.18%

感染者の状況別内訳

新型コロナウイルス感染者数の推移(累積、公表日別)



累積感染者数
41,478名
(7月8日公表時点)

死亡 715名

療養解除 29,463名

退院 10,082名

療養が必要な方: 1,218名

ホテル療養	374名
入院・ホテル療養調整中	53名
自宅療養	397名
入院中(うち重症)	380名(16名)
その他(県内発生届で県外療養中等)	14名

新規感染者の公表数（令和3年5月31日～）

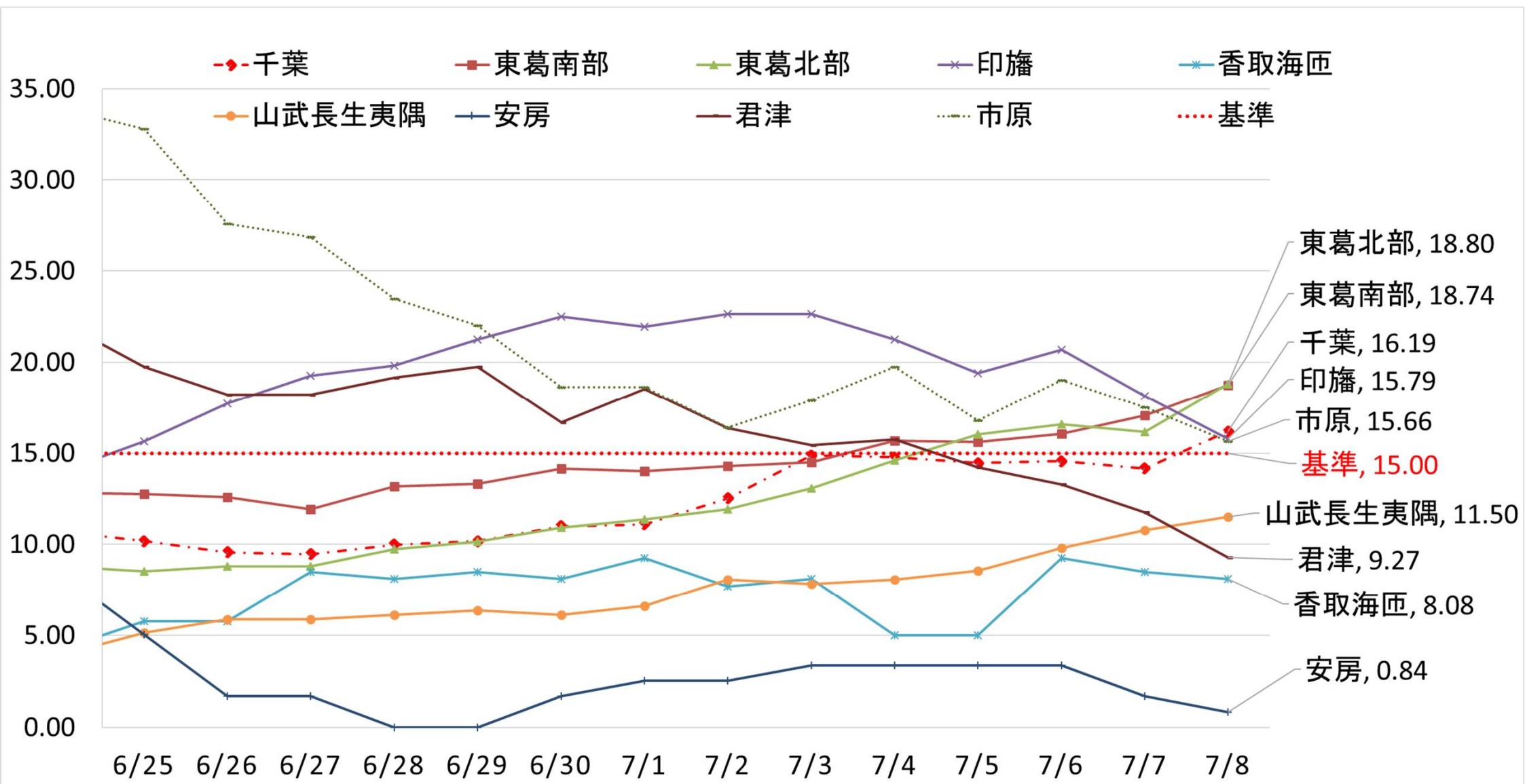
6月

7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日
68名 (672名)	81名 (690名)	105名 (686名)	102名 (689名)	112名 (681名)	79名 (623名)	105名 (652名)
[0.91]	[0.98]	[0.99]	[1.03]	[1.01]	[0.88]	[0.94]
14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日
91名 (675名)	86名 (680名)	113名 (688名)	124名 (710名)	135名 (733名)	119名 (773名)	103名 (771名)
[1.00]	[0.99]	[1.00]	[1.03]	[1.08]	[1.24]	[1.18]
21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日
85名 (765名)	74名 (753名)	131名 (771名)	129名 (776名)	126名 (767名)	108名 (756名)	108名 (761名)
[1.13]	[1.11]	[1.12]	[1.09]	[1.05]	[0.98]	[0.99]

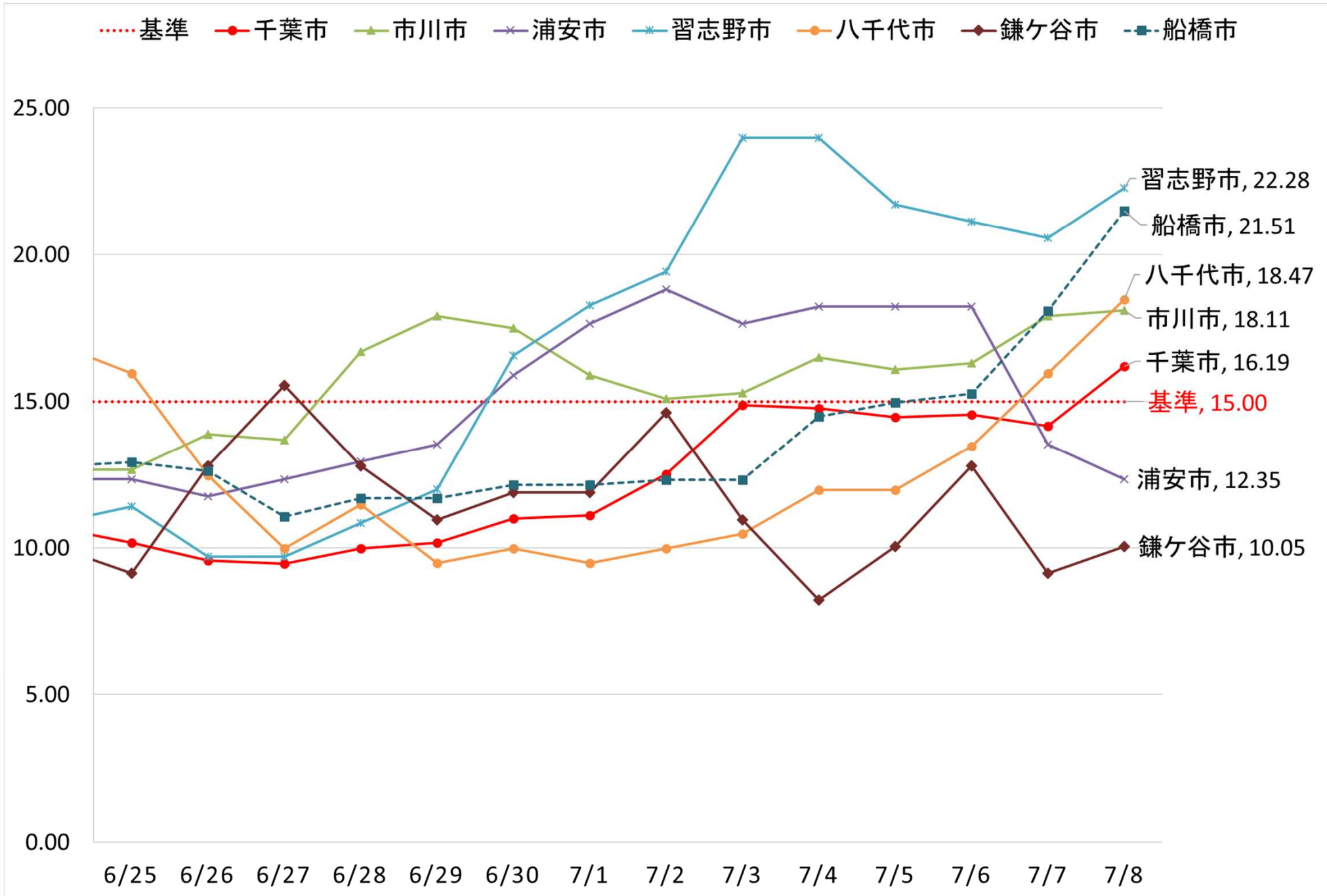
7月

28日	29日	30日	1日	2日	3日	4日
121名 (797名)	92名 (815名)	156名 (840名)	139名 (850名)	149名 (873名)	157名 (922名)	141名 (955名)
[1.04]	[1.08]	[1.09]	[1.10]	[1.14]	[1.22]	[1.25]
5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日
112名 (946名)	138名 (992名)	139名 (975名)	200名 (1036名)			
[1.19]	[1.22]	[1.16]	[1.22]			

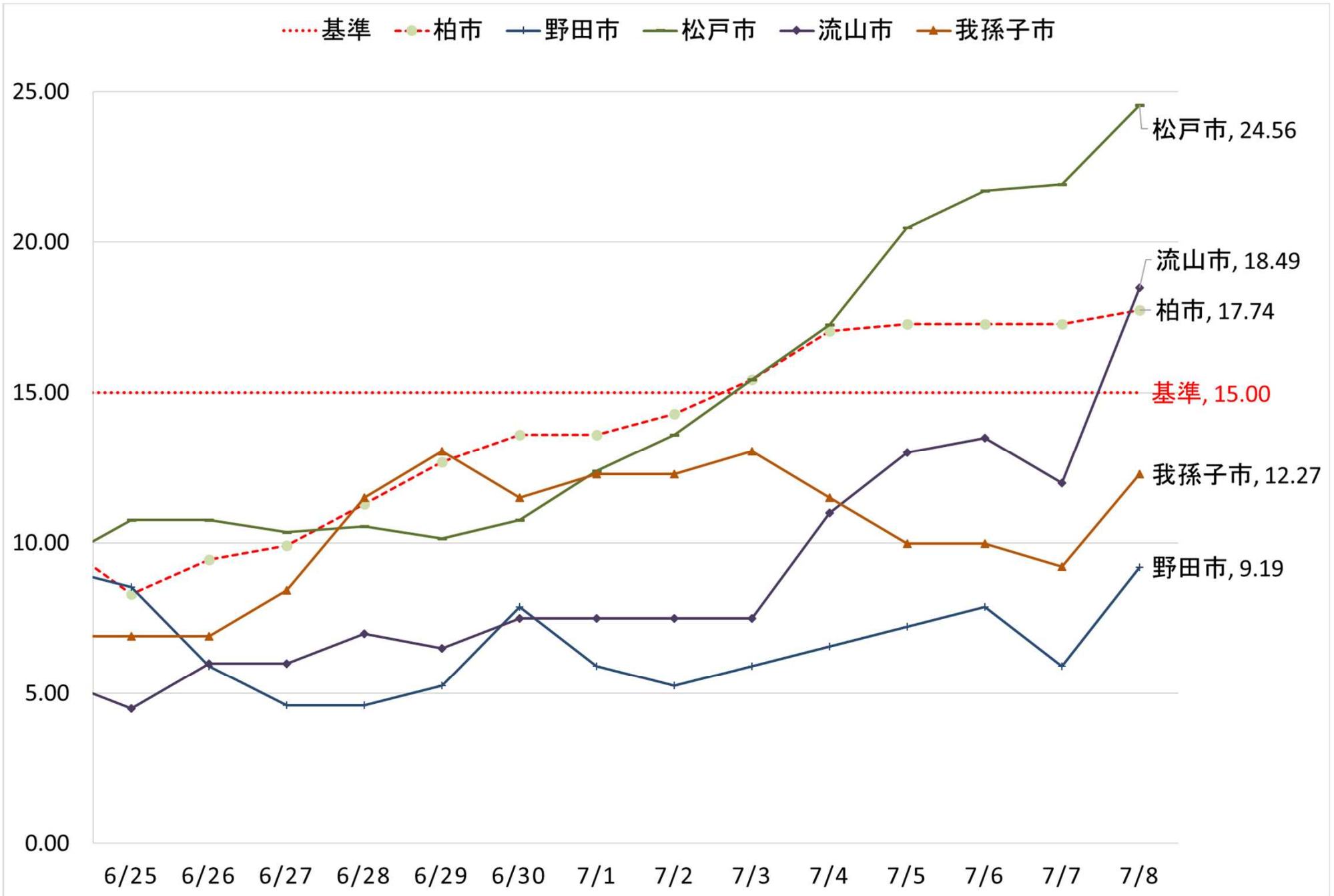
2次医療圏別 1週間当たり人口10万人当たり新規感染者数



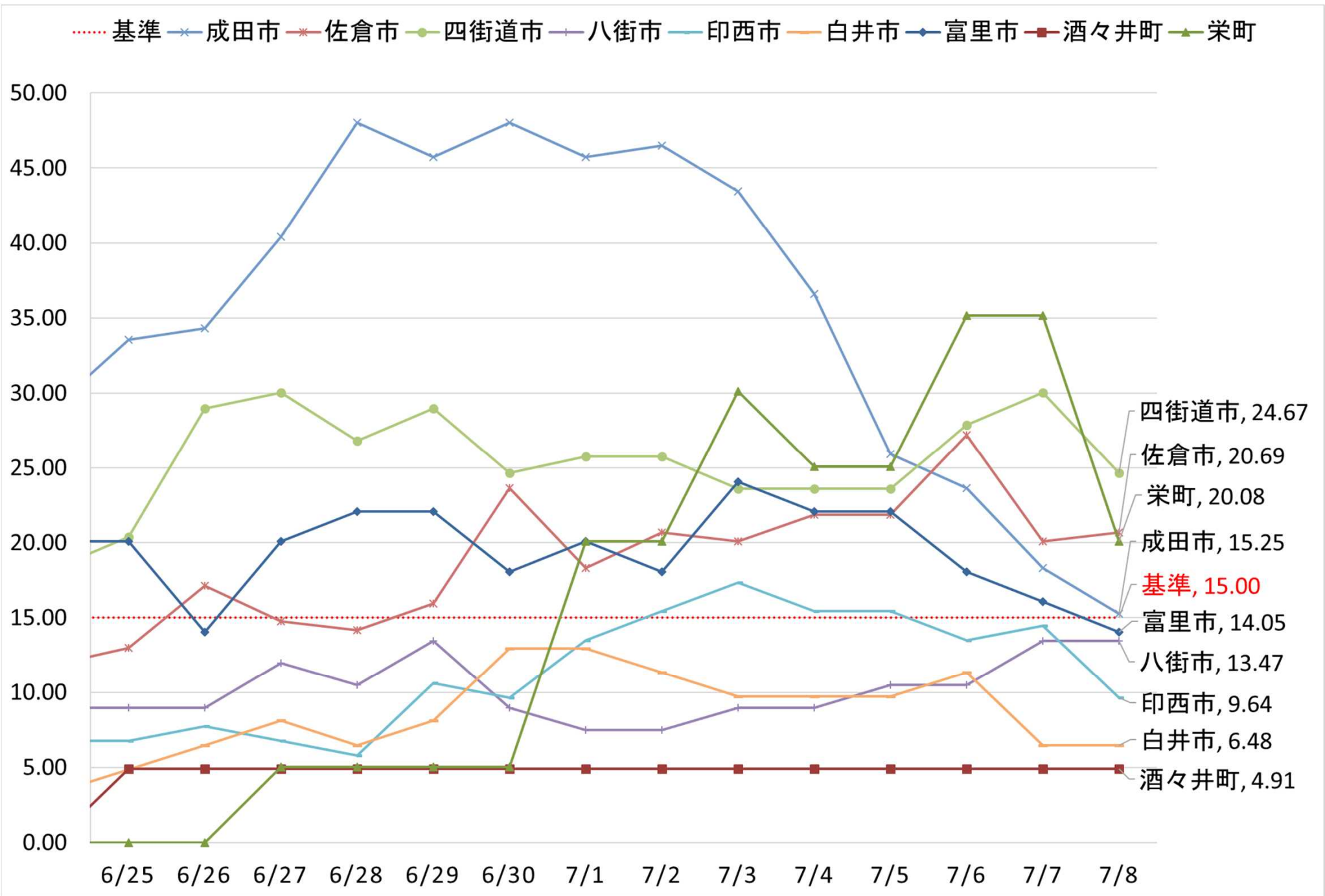
市町村別1週間あたり人口10万人あたり新規感染者数（千葉、東葛南部）



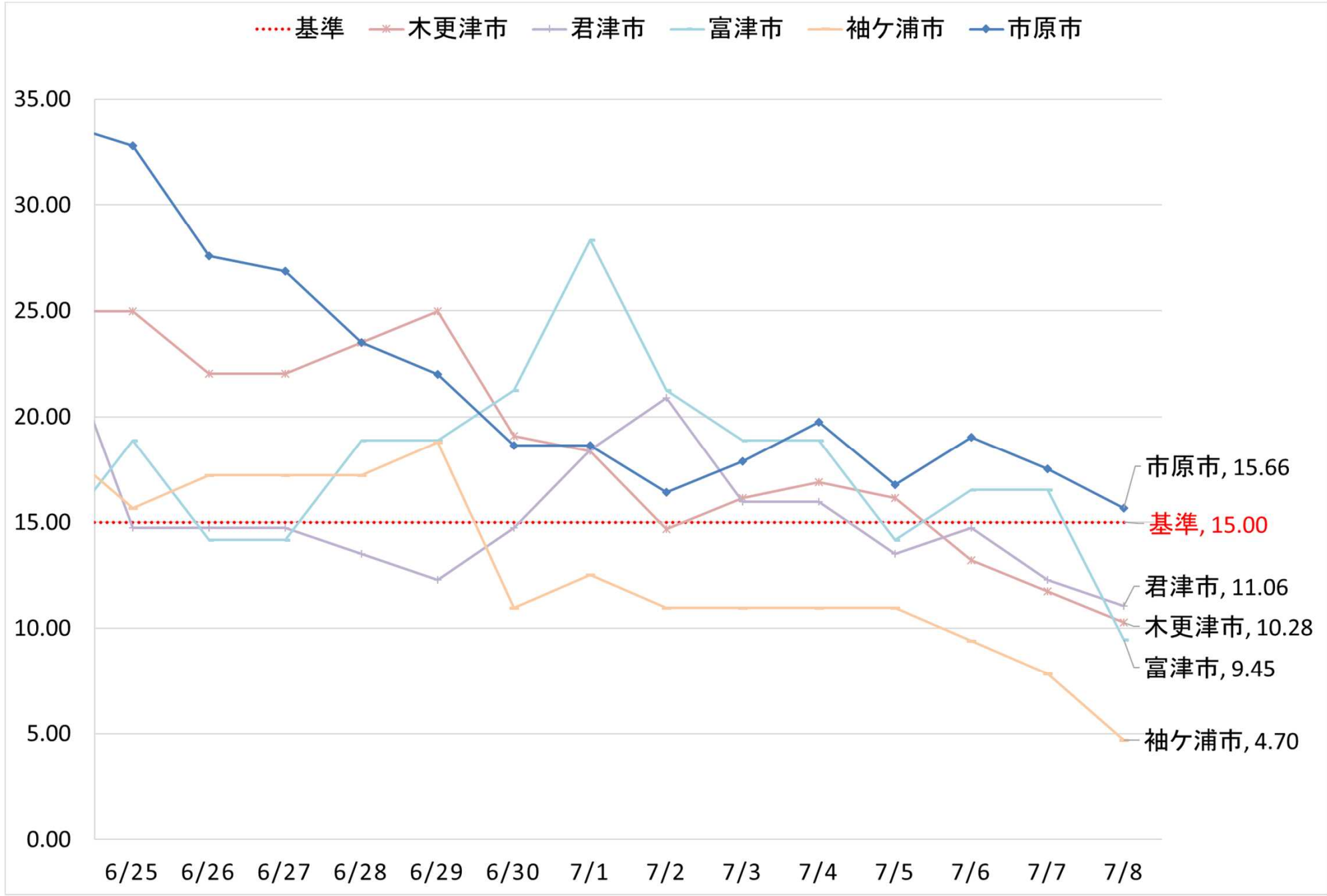
市町村別1週間あたり人口10万人あたり新規感染者数（東葛北部）



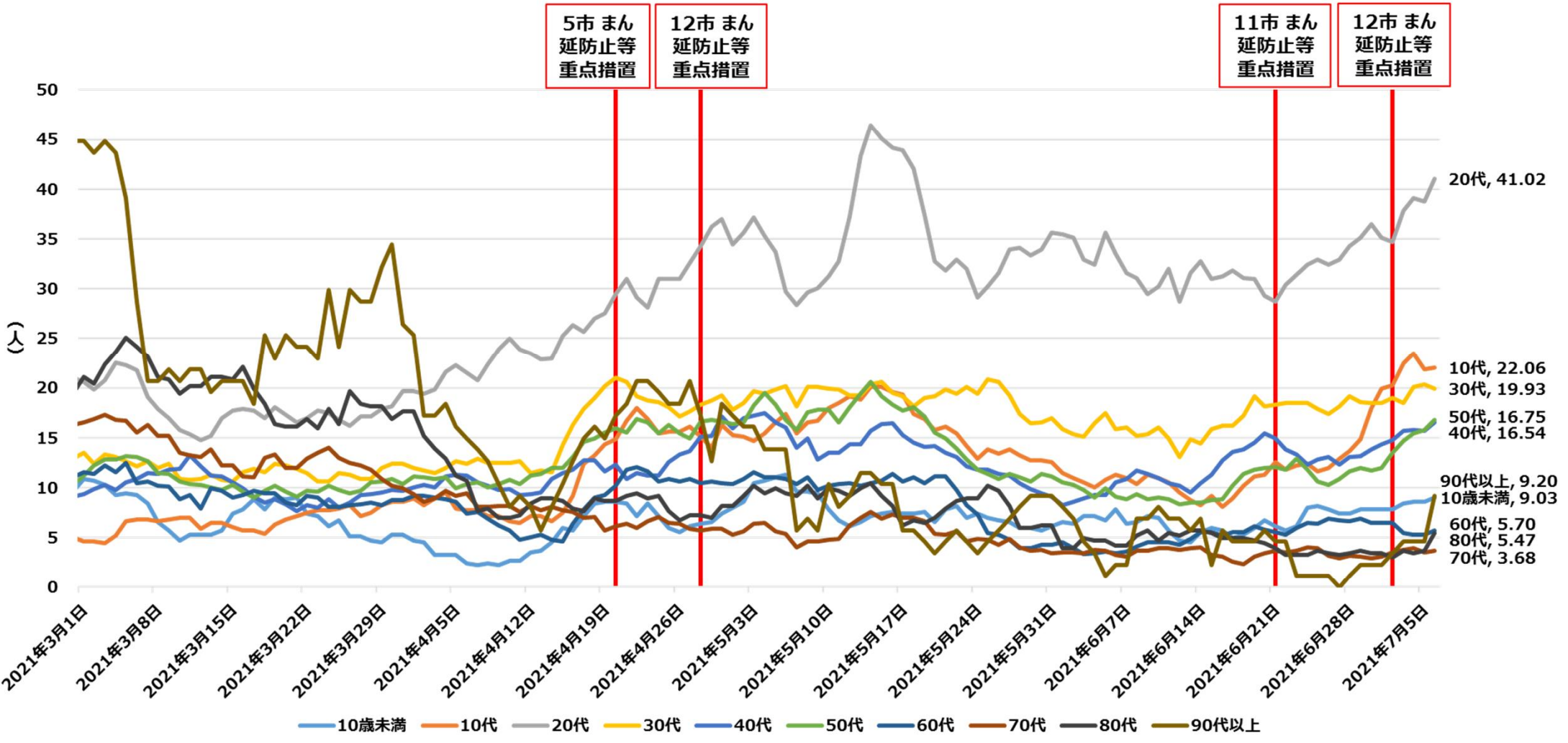
市町村別1週間あたり人口10万人あたり新規感染者数（印旛）



市町村別1週間あたり人口10万人あたり新規感染者数（市原・君津）



人口10万人あたり 年代別 新規感染者数推移



〈公表日ベース 7日間合計値 人口は令和2年4月1日（千葉県年齢別・町丁字別人口） 7月6日発表分まで〉

まん延防止等重点措置について

令和3年7月9日

千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部

1 重点措置を実施する期間

7月12日（月）から8月22日（日）

2 要請内容等について

変更なし

3 まん延防止等重点措置区域について

【現在のまん延防止等重点措置区域（12市）】

千葉市、市川市、船橋市、木更津市、松戸市、成田市、習志野市、市原市、君津市、富津市、浦安市、袖ヶ浦市

【変更後のまん延防止等重点措置区域（9市）】

千葉市、市川市、船橋市、松戸市、成田市、習志野市、柏市、市原市、浦安市

※ 木更津市、君津市、富津市及び袖ヶ浦市を除外し、柏市を追加

4 注意深く見ていく区域（警戒区域）について

今回は措置区域とはしないが、状況に応じて速やかに措置区域への追加を検討すべき区域として、次の区域については、感染状況、病床稼働率の状況等を、より一層注意深くモニタリングしていく。

○ 措置区域以外の東葛地域（流山市、野田市、我孫子市、鎌ヶ谷市、八千代市）

東京都と隣接しており、地理的・社会的に影響を強く受けることから、面的に注意深く見ていく必要がある。今後、新規感染者、病床稼働率の状況等を踏まえて、早期に措置区域への追加について判断することとする。

○ 印旛地域の一部（四街道市、佐倉市など）

東葛地域及び千葉地域に隣接しており、新規感染者数が高い状況にあるものの、感染経路不明率が比較的低いなどのため、今回は措置区域としないが、注意深く見ていく。

令和3年7月9日
千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請等について

令和3年7月8日、国の新型コロナウイルス感染症対策本部長は、本県におけるまん延防止等重点措置を実施すべき期間を8月22日まで延長するとともに、基本的対処方針を示しました。

これを踏まえ、県における対策の内容を、以下のとおりとします。

なお、内容については、今後も、国の動向、県内及び隣接都県の感染状況等を踏まえ、随時見直しを行っていきます。

1 基本的対処方針の概要 《変更なし》

- これまでの感染拡大期の経験や国内外の様々な研究等の知見を踏まえ、より効果的な感染防止策等を講じていく。
- 重点措置区域においては、都道府県が定める期間、区域等において、飲食を伴うものなど感染リスクが高く感染拡大の主な起点となっている場面等に効果的な対策を徹底する。

2 県における基本的な考え方 《区域の変更》

- ① 国の基本的対処方針に沿った措置を行う。
- ② 対策の緩和については段階的に行い、必要な対策を継続する。
- ③ 感染リスクの高く感染拡大の主な起点となっている場面に効果的な対策を徹底する。
- ④ 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、千葉市、市川市、船橋市、松戸市、成田市、習志野市、柏市、市原市、浦安市をまん延防止等重点措置を講じるべき区域（以下「措置区域」という。）とする。
なお、感染状況等を踏まえ、措置区域の見直しの検討を行うこととする。
- ⑤ 県一丸となって感染防止対策に取り組むこととする。

3 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請について

期間：令和3年7月12日（月）から8月22日（日）まで 《区域の変更、期間の延長》

(1) 県民の皆様へ

① 県内全域【第24条第9項】

○ 不要不急の外出自粛を徹底 ～都道府県間の移動は極力控える～

お盆、長期休暇中にあっても、不要不急の外出・移動は自粛してください。

特に、感染拡大を防止する観点から、不要不急の都道府県間の移動、緊急事態措置区域との往来は、極力控えてください。

混雑している場所や時間を避けて行動してください。

医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものについては、外出の自粛要請の対象外とします。

買い物に出かける人数を最小限に絞るとともに、混雑時を避け、店舗の入場整理に従ってください。

県外において外出・移動自粛の要請がなされている地域への移動は、移動先自治体からの要請内容を確認し慎重に対応してください。

○ 基本的な感染対策を徹底 ～会話するときはマスクを着用～

「3つの密」を徹底的に避けるとともに、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いやアルコール消毒などの手指衛生」等の基本的な感染対策を行ってください。

また、「10のポイント」「新しい生活様式の実践例」「感染リスクが高まる「5つの場面」」を参考に、感染対策を徹底してください。

※ 上記の資料については、千葉県ホームページに掲載しています。

「10のポイント」

URL:https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/documents/01_10points.pdf

「新しい生活様式の実践例」

URL:https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/documents/02_new_life_style.pdf

「感染リスクが高まる「5つの場面」」

URL:https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/documents/03_5scenes.pdf

○ 飲食時の注意 ～昼夜や場所を問わず黙食・少人数で～

飲食時は黙って食べましょう。

会話をする際は、必ずマスクを着用するようお願いします。

同居家族以外ではいつも近くにいる人と、少人数でお願いします。

飲食店を利用する際は、お店から求められる感染防止策に協力してください。

感染対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用は厳に控えてください。

換気が良く、座席間の距離が確保されているか、又は適切な大きさの亚克力板等が設置され、混雑していない店を選び、食事は短時間で、深酒をしないようお願いします。

路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動は自粛してください。

お祭り等では、食べ歩きを控えていただき、持ち帰りを推奨してください。

自宅等で同居家族以外の方が集まって飲酒をするいわゆる「宅飲み」は控えてください。また、飲酒を伴わないホームパーティ等もお控えください。

○ カラオケの利用の際の注意 ～飲食を主としている店舗では利用自粛～

カラオケが設置されているお店の利用にあたっては、感染防止対策の徹底を確認し、歌唱中のマスク等の着用、マイクの都度の消毒など、対策の徹底をお願いします。

また、適切な換気等、お店から求められる感染防止策に協力してください。

なお、飲食を主として業としている店舗においては、カラオケを行う設備の提供の自粛をお願いすることから、カラオケの利用は自粛してください。

② 措置区域（千葉市、市川市、船橋市、松戸市、成田市、習志野市、柏市、市原市、浦安市）

○ 営業時間短縮を要請した時間以降の飲食店への出入りの自粛 【第31条の6第2項】

措置区域においては、飲食店の営業時間を20時まで短縮するよう要請しますので、20時以降にそれらの店舗へみだりに出入りをしないよう御協力をお願いします。

○ 飲酒時の注意 【第24条第9項】

飲食店等で飲酒をする際は、入店から退店までの時間を90分以内にしてください。

1グループは2人までにしてください。

(2) イベント主催者及び開催する施設の管理者の皆様へ（県内全域）【第24条第9項】

【留意事項】

○ イベント参加者に対して、感染防止対策の徹底や、イベント前後の飲食を控えることを呼び掛けるなど、開催前後の「3つの密」及び飲食を回避するための方策を徹底してください。

○ 催物開催にあたっては、業種別ガイドラインの徹底や、催物前後の「3つの密」及び飲食を回避するための方策の徹底ができない場合には、開催について慎重に判断してください。

○ 参加者が1,000人を超えるようなイベント等を開催しようとする場合には、事前に県に相談をお願いします。例えば、大規模集客施設・商業施設等において行われる

オープニングセレモニーその他の集客活動についても、イベントと同様に相談をお願いします。

※ 事前相談についての詳細については、千葉県ホームページの「大規模なイベントの開催に関する事前相談」を御確認ください。

URL:<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/event-soudan-2.html>

【開催制限の目安等】

○ 令和3年7月12日（月）から8月22日（日）まで

※ 今後の感染状況等を踏まえ、期間及び要請内容を変更する場合があります。

収容率：100%以内（大声なし^{※1}）又は50%以内（大声あり^{※2}）

上限人数：5,000人以下^{※3}

開催時間：21時まで（ただし、無観客で開催される催物等を除く）

○ 令和3年8月23日（月）以降

感染状況等を踏まえ、改めて判断しますが、下記にご留意ください。

※ 参考（内容は変更となる場合があります。）

8月23日以降、まん延防止等重点措置が解除（経過措置へ移行）された場合は、約1か月間程度、以下の取扱いとする見込みです。この目安を超える販売は慎重に判断してください。

収容率：100%（大声なし^{※1}）又は50%（大声あり^{※2}）

人数上限：「5,000人又は収容定員の50%以内のいずれか大きい方」又は「10,000人」のいずれか小さい方

※1 大声での歓声、声援等が想定されない催物の判断については、実態に照らして、個別具体的に判断されます。この場合、収容定員5,000人までの施設については、満席とすることが可能です。

※2 大声での歓声、声援等が想定される催物については、異なるグループ又は個人間では座席を一席は空けることとしつつ、同一グループ（5名以内に限定。）内では座席等の間隔を設ける必要はなく、50%を超える場合があります。

（「同一グループ（5名以内に限定。）内では座席等の間隔を設ける必要はない」としているのは、家族等の日頃行動を共にするグループ内であれば、催物中間隔を空けずに着席しても、感染リスクは大幅には増加しない（日頃の行動における感染リスクと比べれば捨象しうる）と考えられるためです。）

※3 上記の上限人数の基準は、令和3年6月20日までに販売された入場券等、及び8月12日までに開催されるイベントの入場券等であって、6月18日に示された目安を超えない範囲で販売された入場券等には目安を適用しないこととし、7月12日以降に、新規で販売される入場券等に適用します。

※ 上記以外の条件の詳細については、千葉県ホームページに掲載している「イベントの開催制限等について」を十分に御確認ください。

URL:<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/event-limitation0915.html>

(3) 事業者の皆様へ

① 県内全域の事業者等の皆様へ

【特措法第24条第9項に基づく要請】

- 職場への出勤について、事業者に対して職場への出勤等について、「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め接触機会の低減に向け、在宅勤務（テレワーク）や、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を更に徹底してください。
- 特に、緊急事態措置区域等への出勤について、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の減に努めてください。
- 職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を推進してください。
- 職場においては、感染防止のための取組（マスクの着用、手洗いや手指消毒、咳エチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、ドアノブ・スイッチ等の複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状がみられる従業員の出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議等の活用、昼休みの時差取得、社員寮等の集団生活の場での対策等）や、「3つの密」や「感染リスクが高まる「5つの場面」」等を避ける行動を徹底するよう促してください。特に、職場での「居場所の切り替わり」（休憩室、化粧室、更衣室、喫煙室等）に注意するよう、周知してください。
- 飲食につながる会合は、自粛してください。
- 職場や店舗等において、「感染拡大防止対策チェックリスト」により、感染拡大防止のための取組を適切に行うとともに、業種別の感染拡大予防ガイドライン[※]が策定されている場合には、それを確実に実践し、感染拡大防止対策を徹底してください。また、業種別の感染拡大予防ガイドラインが策定されていない場合は、類似する業種のガイドラインを参考に対策を徹底してください。
- 機械換気設備がある場合は適切に稼働させ、ない場合は、30分に1回以上、数分程度、二方向の窓を全開するなどにより換気量を確保してください。窓が一つしかない場合は、ドア等を空けてください。
- 取り組んでいる感染拡大防止対策について、店舗等への掲示やホームページへの掲載により、県民にわかりやすく公表してください。

※業種別のガイドライン

（内閣官房ホームページ）<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf>

※「チーバくん」がデザインされた「感染拡大防止対策チェックリスト」

（千葉県ホームページ）

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/ncovchecklist.html>

※「新型コロナウイルス感染症防止対策宣言～取組の5つのポイント～

（千葉県ホームページ）

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/documents/torikumi5point.pdf>

② 県内の「飲食店^{※1}」・「遊興施設^{※2}のうち、食品衛生法における飲食店営業の許可を受けている店舗」・「施設（飲食店を除く）^{※2～6}」の皆様へ

別表に記載した要請やお願いの内容に従ってご協力をお願いします。

※1 飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食させる営業が行われる施設を指します。

食品衛生法の飲食店営業許可や、喫茶店営業許可を受けている店舗等が該当しますが、宅配、テイクアウトサービス、自動販売機等は除きます。

- ※2 ネットカフェ、マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在が相当程度見込まれる施設は、営業時間短縮要請等の対象から除きます。
- ※3 イベント関連施設：劇場、観覧場、演芸場、映画館、集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）
- ※4 イベントを開催する場合がある施設：運動施設又は遊技場の一部（体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ヨガスタジオなど）
- ※5 参加者が自由に移動でき、入場整理等が推奨される施設：物品販売業を営む店舗（食品、医薬品、その他生活に欠くことができない物品の売り場を除く）、運動施設又は遊技場の一部（マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンターなど）、遊興施設（食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗を除く）、サービス業を営む店舗（生活必需サービスを除く）
- ※6 上記以外の施設：幼稚園、学校、保育所、介護老人保健施設等、大学等、自動車教習所、学習塾等、図書館

県の協力要請に応じていただいた以下の事業者には協力金を支給します。

①県内の飲食店等

②「まん延防止等重点措置区域」内における床面積が1000㎡を超える大規模施設等

- ※ 原則として、全期間御協力いただいた事業者の方には協力金を支給します。（7月12日から御協力いただけなかった場合においても、7月16日までに御協力いただいた場合は、協力を開始した日から8月22日までの日数分を支給します。）
- ※ 申請方法、必要書類については、別途、発表します。協力金の申請時に、チェックリストや営業時間の短縮を行ったことなどを確認できる書類等を提出していただきますので、書類等の作成・保管をお願いします。
- ※ 飲食店の感染防止対策を徹底するため、見回りを行います。

4 その他の事項 《変更なし》

- ① 「GoToイート」について、食事券の新規発行の一時停止及び食事券・ポイントの利用を控える旨の呼びかけを継続します。（当面の間）
なお、事業再開の際は改めて発表させていただきます。
※ 食事券の利用期限は9月30日までとされています。
- ② 「ディスカバー千葉」宿泊者優待事業について、全ての宿泊優待券の利用停止を継続します。（当面の間）
なお、事業再開の際は改めて発表させていただきます。
また、全ての宿泊優待券の利用期限は令和3年9月30日チェックアウトまでです。

【問い合わせ先】

下記以外

取材対応：健康福祉部健康福祉政策課 TEL 043-223-2630

一般問合せ：特措法協力要請電話相談窓口 TEL 043-223-4318

飲食店の営業時間短縮に関する事

取材対応：健康福祉部健康福祉政策課 TEL 043-223-2630

一般問合せ：特措法協力要請電話相談窓口 TEL 043-223-4318

ただし、協力金の申請手続きに関する事

取材対応：商工労働部経済政策課 TEL 043-223-2709

一般問い合わせ（専用コールセンター）（飲食店） TEL 0570-003-894

（大規模施設等） TEL 0120-297-107

ただし、飲食店の見回りに関する事

商工労働部経営支援課 TEL 043-223-3496

Go To イートに関する事（5①関係）

取材対応：商工労働部経営支援課 TEL 043-223-2790

一般問い合わせ（Go To イート千葉県事務局） TEL 0570-052-120

ディスカバー千葉に関する事（5②関係）

取材対応：商工労働部観光誘致促進課 TEL 043-223-2484

一般問い合わせ（一般コールセンター） TEL 0570-054-389

事業者の皆様への要請及びお願い (3(3)②関係)

該当する事業者の皆様にあつては、3(3)①のほか、以下の内容についてご協力をお願いします。

根拠法令

法：新型インフルエンザ等対策特別措置法

施行令：新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令

施設の種別 (国の通知による区分)	措置区域 (千葉市、市川市、船橋市、松戸市、成田市、習志野市、柏市、市原市、浦安市)		措置区域 (千葉市、市川市、船橋市、松戸市、成田市、習志野市、柏市、市原市、浦安市、) 以外の区域
<p>「飲食店※¹」・「遊興施設※²のうち、食品衛生法における飲食店営業の許可を受けている店舗</p>	<p>法31条の6①</p> <ul style="list-style-type: none"> 「20時から5時」は営業しない 飲食を主として業としている店舗でのカラオケ設備の利用は自粛 下表1の感染防止対策の徹底 酒類の提供 (利用者による酒類の店内持ち込み含む) は行わないこと。ただし、以下の要件を満たした店舗において、11時から19時まで、酒類の提供を行うことができることとする。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 下表1の◎ (「換気の徹底」「座席の間隔の確保 (アクリル板等の設置)」「手指消毒の徹底」「食事中以外のマスク着用の推奨」) の遵守 ○ 1グループは2人まで ○ 酒類提供する場合は入店から退店まで90分以内 <p>※ 店舗入口及び店内に、「酒類を注文する場合は2人まで」「入店から退店までは90分以内」である旨を掲示するとともに、正当な理由がなく応じない方の入場禁止や、90分を超えた方には退場を促してください。</p> <p>法24条⑨</p> <ul style="list-style-type: none"> 店内での会話の音が大きくなるようBGMの音量を最小限にするなど工夫する 		<p>法24条⑨</p> <ul style="list-style-type: none"> 「21時から5時」は営業しない 酒類提供 (利用者による酒類の店内持ち込み含む) は「11時から20時まで」とする。 飲食を主として業としている店舗でのカラオケ設備の利用は自粛 下表1の感染防止対策の徹底 店内での会話の音が大きくなるようBGMの音量を最小限にするなど工夫する
<p>施行令11条施設 (I) イベント関連施設等</p> <ul style="list-style-type: none"> 劇場、観覧場、演芸場、映画館 集会場、公会堂 展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール ホテル又は旅館 (集会の用に供する部分に限る) <p>(II) イベントを開催する場合がある施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 運動施設又は遊技場の一部 体育館、スケート場、水泳場、屋内テニスコート、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニスコート、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ヨガスタジオなど 博物館、美術館など (図書館を除く) 	<p>1000㎡超え</p> <p>法24条⑨</p> <ul style="list-style-type: none"> 「20時から5時」は営業しない (ただし、イベントの開催の場合は21時まで可) <p>※ 映画館については、上映時間を含め21時までの営業時間とする</p> <ul style="list-style-type: none"> 人数制限は、5000人かつ大声での歓声、声援等が想定されるものにあつては、収容定員の50%以内 下表1の感染防止対策の徹底 酒類提供 (利用者による酒類の店内持ち込み含む) する場合は飲食店の取り扱いによる <p>お願い</p> <ul style="list-style-type: none"> 人数管理・人数制限等の入場整理 (下表2参照) 	<p>1000㎡以下</p> <p>お願い</p> <ul style="list-style-type: none"> 「20時から5時」は営業しない (ただし、イベントの開催の場合は21時まで可) <p>※ 映画館については、上映時間を含め21時までの営業時間とする</p> <ul style="list-style-type: none"> 人数制限は、5000人かつ大声での歓声、声援等が想定されるものにあつては、収容定員の50%以内 下表1の感染防止対策の徹底 酒類提供 (利用者による酒類の店内持ち込み含む) する場合は飲食店の取り扱いによる 人数管理・人数制限等の入場整理 (下表2参照) 	<p>お願い</p> <ul style="list-style-type: none"> 「21時から5時」は営業しない 酒類提供 (利用者による酒類の店内持ち込み含む) は「11時から20時まで」とする。 人数制限は、5000人かつ大声での歓声、声援等が想定されるものにあつては、収容定員の50%以内 下表1の感染防止対策の徹底 人数管理・人数制限等の入場整理 (下表2参照)
<p>施行令11条施設 (III) 参加者が自由に移動でき、入場整理等が推奨される施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 物品販売業を営む店舗 (食品、医薬品、その他生活に欠くことができない物品の売り場を除く)、 運動施設又は遊技場の一部 マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンターなど 遊興施設 (食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗を除く) サービス業を営む店舗 (生活必需サービスを除く) 	<p>法24条⑨</p> <ul style="list-style-type: none"> 「20時から5時」は営業しない 下表1の感染防止対策の徹底 酒類提供 (利用者による酒類の店内持ち込み含む) する場合は飲食店の取り扱いによる <p>お願い</p> <ul style="list-style-type: none"> 人数管理・人数制限等の入場整理 (下表2参照) 	<p>お願い</p> <ul style="list-style-type: none"> 「20時から5時」は営業しない 下表1の感染防止対策の徹底 酒類提供 (利用者による酒類の店内持ち込み含む) する場合は飲食店の取り扱いによる 人数管理・人数制限等の入場整理 (下表2参照) 	<p>お願い</p> <ul style="list-style-type: none"> 「21時から5時」は営業しない 酒類提供 (利用者による酒類の店内持ち込み含む) は「11時から20時まで」とする。 下表1の感染防止対策の徹底 人数管理・人数制限等の入場整理 (下表2参照)

施設の種別（国の通知による区分）	県内全域
上記以外の施行令 11 条施設 （Ⅰ）幼稚園、学校、保育所、介護老人保健施設等、大学等、自動車教習所、学習塾等	お願い 感染防止策の徹底、感染リスクの高い活動等を控えること
上記以外の施行令 11 条施設 （Ⅱ）図書館	お願い 感染防止策の徹底、入場者の整理等

※ 上記のほか、業種別ガイドライン等に基づく感染防止策を徹底等、「3（3）事業者の皆様へ①」に記載されている事項を徹底してください。また、入場整理等の実施状況についてホームページ等を通じて広く周知するようお願いいたします。

※ 施行令 11 条施設（Ⅰ）イベント関連施設等、（Ⅱ）イベントを開催する場合がある施設で開催されるイベントについて、無観客で開催される場合は、営業時間の短縮要請の対象外とします。

※ 1 飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食させる営業が行われる施設を指します。食品衛生法の飲食店営業許可や、喫茶店営業許可を受けている店舗等が該当しますが、宅配、テイクアウトサービス、自動販売機等は除きます。

※ 2 ネットカフェ、マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在が相当程度見込まれる施設は、営業自粛要請の対象から除きます。

下表 1 感染防止対策について（◎については、酒類提供の必須条件です。）

<p>◎ 徹底した換気を行ってください。</p> <p>※ 例えば、二酸化炭素濃度測定器を用いて店内を測定し、二酸化炭素濃度が一定水準（1000ppm）を超えないように換気や収容人数を調整してください。なお、二酸化炭素濃度が一定水準を超えた場合に自動的に換気が行われる技術を導入する方法もあります。</p> <p>※ 機械換気設備がある場合は適切に稼働させ、ない場合は、30分に1回以上、数分程度、二方向の窓を全開するなどにより換気量を確保してください。窓が一つしかない場合は、ドア等を空けてください。</p> <p>◎ 飲食をする場においては、全ての座席について「同一グループ内の人と人との間隔」及び「他のグループとのテーブル間の距離」を一定以上（目安1～2m）確保してください。なお、距離の確保が困難な場合には、飛沫の飛散防止に有効な遮蔽板（アクリル板等）を設置するなどの工夫をしてください。</p> <p>※ 遮蔽板（アクリル板等）の設置：同一テーブル上の正面及び隣席との間、並びに他のテーブルとの間に設置。遮蔽板（アクリル板等）の高さは、目を覆う程度の高さ以上のものを目安としてください。</p> <p>◎ 店舗入口や手洗い場所、席の近く等に、手指消毒用の消毒液を用意してください。また、従業員は来店者の入店時に、消毒液を使用するよう呼びかけをお願いします。</p> <p>◎ 店舗入口及び店内に、「食事中以外のマスクの着用をお願いします」旨を掲示又は呼びかけを行ってください。</p> <p>○ マスク着用のお願について、正当な理由がなく応じない方の入場を禁止してください。すでに入場した方には退場を促してください。</p> <p>○ 店舗入口及び店内に、「発熱や咳などの異常が認められる場合は入場をお断りさせていただく」旨を掲示するとともに、正当な理由がなく応じない方の入場を禁止してください。すでに入場した方には退場を促してください。</p> <p>○ 人と人が対面する場において、アクリル板など、会話により飛散する飛沫を遮ることができる板等を設置するか、相互の適切な距離を確保してください。</p> <p>○ 従業員へ、保健所から行政検査を受けるよう指導等があった場合には、受検することを促していただくようお願いいたします。</p> <p>○ 入場者が密集しないよう、入場者の整理及び誘導（人数管理・人数制限を含まない。）をお願いします。</p> <p>○ 事業所の消毒をお願いします。</p>

※ 措置区域で酒類を提供する場合、協力金の申請要件として、「アクリル板等の設置（座席の間隔の確保）」「手指消毒の徹底」「食事中以外のマスク着用の推奨」「換気の徹底」の4項目について、チェックリストを作成し保管をお願いします。チェックリストは千葉県ホームページに掲載しています。

下表 2 人数管理・人数制限等の例示

<p>○ 施設全体での措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出入口にセンサー、サーモカメラ等を設置し、入場者・滞留者を計測し人数管理を行う ・ 出入口の数の制限、入構制限、駐車場の収容上限の一時的削減等により人数制限を行う <p>○ 売場別の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入口を限定し係員が入場人数を記録、入場整理券・時間帯別販売整理券の配布、買い物かごの稼働数把握、事前の Web 登録等により人数管理を行う ・ 一定以上の入場ができないよう人数制限を行う ・ アプリで混雑状況を配信できる体制を構築する
--

案

県有施設の利用制限について

令和3年7月9日
総務部

令和3年7月9日に開催された千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部会議での議論を経て決定された、本県の「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請等について」を踏まえ、県有施設の利用制限を実施します。

1 利用制限を実施する施設

(1) 重点措置区域内（20施設）

千葉県文化会館、幕張メッセ国際展示場、柏の葉公園 など

(2) 重点措置区域外（14施設）

南総文化ホール、福祉ふれあいプラザ、房総のむら など

2 利用制限に変更があった施設

(1) 利用時間が20時等に変更

東葛テクノプラザ、柏の葉公園（会議室等の利用時間は20時まで）、
さわやかちば県民プラザ（施設全体の利用時間は17時まで）

(2) 利用時間が21時までに変更

かずさアカデミアホール（会議室）、富津公園（時間制限の解除）

3 利用制限の期間

令和3年7月12日（月）から令和3年8月22日（日）まで

※ 各施設の利用制限の内容は、別添のとおりです。

なお、今後の感染状況によって、変更する場合があります。

担当：総務部 行政改革推進課
電話：043-223-2046

令和3年7月12日から8月22日までの県有施設の利用制限について

1 措置区域内

(千葉市、市川市、船橋市、松戸市、成田市、習志野市、柏市、市原市、浦安市)

※成田市、市原市、浦安市には、利用制限を行う県有施設はありません。

No	所在地	施設類型	施設名	①利用制限の内容 ②イベントの制限	所管部名	所管課名 問合せ先
1	千葉市	図書館	千葉県文書館	①ビデオ視聴室は閉鎖 ②なし	総務部	政策法務課 043-223-2152
2	千葉市	その他	千葉県男女共同参画センター	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・時間短縮 (9時～21時→9時～20時) ・会議室の収容人数50%以下 ②なし	総合企画部	男女共同参画課 043-223-2379
3	千葉市	運動施設	千葉県障害者スポーツ・レクリエーションセンター	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・時間短縮 (9時～21時→9時～20時) ②なし	健康福祉部	障害者福祉推進課 043-223-2340
4	千葉市	文化会館等	千葉県文化会館	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・利用時間の要請(～21時) ※イベント開催時以外は、20時まで (ただし、チケット販売済は除く) ②施設収容人数の制限 (ただし、チケット販売済は除く)	環境生活部	県民生活・文化課 043-223-2406
5	千葉市	文化会館等	青葉の森公園芸術文化ホール	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・利用時間の要請(～21時) ※イベント開催時以外は、20時まで (ただし、チケット販売済は除く) ②施設収容人数の制限 (ただし、チケット販売済は除く)	環境生活部	県民生活・文化課 043-223-2406
6	千葉市	展示場	幕張メッセ国際展示場 (日本コンベンションセンター国際展示場)	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・利用時間の要請(～21時) ※イベント開催時以外は、20時まで (ただし、チケット販売済は除く) ②施設収容人数の制限 (ただし、チケット販売済は除く)	商工労働部	経済政策課 043-223-2733
7	千葉市	図書館	千葉県立中央図書館	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・入館人数 ・滞在時間 ②なし	教育庁	生涯学習課 043-223-4070
8	千葉市	その他	千葉県総合教育センター	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・研修参加人数 ②なし	教育庁	学習指導課 043-223-4052

No	所在地	施設類型	施設名	①利用制限の内容 ②イベントの制限	所管部名	所管課名 問合せ先
9	千葉市	美術館	千葉県立美術館	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・同時入館者数 ・体験型展示の利用 ②なし	教育庁	文化財課 043-223-4127
10	千葉市	博物館	千葉県立中央博物館 本館	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・時間短縮 (9時～16時30分→10時～16時30分) ・同時入館者数 ・体験型展示の利用 ②なし	教育庁	文化財課 043-223-4127
11	千葉市	運動施設	千葉県総合スポーツ センター	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・時間短縮 (9時～21時→9時～19時) ・利用人数 ②なし	教育庁	体育課 043-223-4106
12	市川市	博物館	千葉県立現代産業科学館	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・開館時間短縮 (9時～16時30分→9時～15時30分) ・同時入館者数 ・体験型展示の利用 ②なし	教育庁	文化財課 043-223-4127
13	船橋市	その他	千葉県消費者センター	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・研修室及び研修ホールの入室人数 ②なし	環境生活部	くらし安全推進課 043-223-2292
14	松戸市	その他	千葉県西部防災センター	休館	防災危機管理部	防災政策課 043-223-2176
15	松戸市	図書館	千葉県立西部図書館	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・入館人数 ・滞在時間 ②なし	教育庁	生涯学習課 043-223-4070
16	習志野市	運動施設	千葉県国際総合水泳場	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・時間短縮 (9時～21時→9時～19時30分) ・ジャグジー、採暖室、トレーニング室 ②なし	教育庁	体育課 043-223-4106
17	柏市	その他	千葉県東葛テクノプラザ	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・会議室の利用制限(～20時) ②施設収容人数の制限	商工労働部	産業振興課 043-223-2718

No	所在地	施設類型	施設名	①利用制限の内容 ②イベントの制限	所管部名	所管課名 問合せ先
18	柏市	公園	千葉県立柏の葉公園	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・体育館、総合競技場、庭球場、茶室、トレーニング室、会議室の時間短縮(9時～21時→9時～20時) ②なし	県土整備部	公園緑地課 043-223-3930
19	柏市	文化会館等 /運動施設	さわやかちば県民プラザ	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・時間短縮(9時～21時→9時～17時) (ただし、予約済は除く) ・利用人数 ・1部屋の貸出を1日1団体 ②なし	教育庁	生涯学習課 043-223-4168
20	柏市	宿泊施設	千葉県立手賀の丘青少年 自然の家	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・利用人数 ・談話室などの共有スペースの使用を 制限 ②なし	教育庁	生涯学習課 043-223-4168

2 措置区域外

No	所在地	施設類型	施設名	①利用制限の内容 ②イベントの制限	所管部名	所管課名 問合せ先
1	館山市	文化会館等	千葉県南総文化ホール	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・利用時間の要請(～21時) (ただし、チケット販売済は除く) ②施設収容人数の制限 (ただし、チケット販売済は除く)	環境生活部	県民生活・文化課 043-223-2406
2	木更津市	文化会館等	かずさアカデミアホール	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・会議室等の利用制限(～21時) ・入口の閉鎖(予約の無い日) ②施設収容人数の制限	商工労働部	企業立地課 043-223-2443
3	野田市	博物館	千葉県立関宿城博物館	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・同時入館者数 ・体験型展示の利用 ②なし	教育庁	文化財課 043-223-4127
4	東金市	宿泊施設	千葉県立東金青少年 自然の家	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・利用人数 ・談話室などの共有スペースの使用を 制限 ②なし	教育庁	生涯学習課 043-223-4168
5	旭市	文化会館等	千葉県東総文化会館	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・利用時間の要請(～21時) (ただし、チケット販売済は除く) ②施設収容人数の制限 (ただし、チケット販売済は除く)	環境生活部	県民生活・文化課 043-223-2406

No	所在地	施設類型	施設名	①利用制限の内容 ②イベントの制限	所管部名	所管課名 問合せ先
6	旭市	図書館	千葉県立東部図書館	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・入館人数 ・滞在時間 ②なし	教育庁	生涯学習課 043-223-4070
7	勝浦市	博物館	千葉県立中央博物館 分館海の博物館	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・同時入館者数 ・体験型展示の利用 ②なし	教育庁	文化財課 043-223-4127
8	我孫子市	文化会館等 /運動施設	千葉県福祉ふれあいプラザ	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・時間短縮(7月中) (9時～21時30分→9時～19時) (8月以降は未定) ②なし	健康福祉部	高齢者福祉課 043-223-2328
9	鴨川市	宿泊施設	千葉県立鴨川青少年 自然の家	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・利用人数 ・談話室などの共有スペースの使用を 制限 ②なし	教育庁	生涯学習課 043-223-4168
10	君津市	宿泊施設	千葉県立君津亀山青少年 自然の家	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・利用人数 ・談話室などの共有スペースの使用を 制限 ②なし	教育庁	生涯学習課 043-223-4168
11	香取市	宿泊施設	千葉県立水郷小見川青少年 自然の家	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・利用人数 ・談話室などの共有スペースの使用を 制限 ②なし	教育庁	生涯学習課 043-223-4168
12	香取市	博物館	千葉県立中央博物館 大利根分館	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・同時入館者数 ・体験型展示の利用 ②なし	教育庁	文化財課 043-223-4127
13	栄町	博物館	千葉県立房総のむら	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・同時入館者数 ・体験型展示の利用 ②なし	教育庁	文化財課 043-223-4127
14	大多喜町	博物館	千葉県立中央博物館 大多喜城分館	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・同時入館者数 ・体験型展示の利用 ②なし	教育庁	文化財課 043-223-4127



新型コロナウイルスワクチンの予約受付の再開について

千葉市では、ファイザー社製のワクチンで新型コロナウイルスワクチンの接種を進めていますが、国による7月19日の週以降のワクチンの配分計画が不透明であり、本市から各医療機関等への今後のワクチン配送量を確定できず、予約どおりに接種できなくなる可能性が生じたため、7月2日（金）の朝に、各医療機関に対して、1回目接種の新規予約の受付を一時停止するよう求めたところです。

その後、7月2日（金）の夜及び7月6日（火）に千葉県から連絡を受け、7月19日の週及び26日の週の本市へのワクチンの供給量が、本市が必要とする量の約6割となることが確定しました。また、今後のワクチンの供給量についても、本市が必要とする量を下回ることが見込まれるところです。

このため、本市は、今後のワクチンの供給量に合わせて接種体制を見直し、予約受付の再開日等を定めましたので、お知らせします。

1 予約受付再開日等について

個別接種医療機関及び集団接種会場における接種開始日及び予約受付再開日を、以下のとおりとします。

（1）接種開始日

8月9日（月・祝）

（2）予約受付再開日

ア 個別接種医療機関

個別接種医療機関の予約受付再開日を、7月26日（月）とします。

ただし、7月26日（月）から8月1日（日）までは、以下の方（以下「優先接種対象者」といいます。）を優先に予約を受け付けます。

- ・ 65歳以上の方
- ・ 基礎疾患を有する方
- ・ 高齢者施設等の従事者
- ・ 60～64歳の方

イ 集団接種会場

（ア）予約受付再開日


集団接種会場につきましても、接種券に同封した案内文でお知らせしている予約受付開始日を下表のとおり変更して、予約受付再開日を7月26日（月）とし、7月26日（月）から8月1日（日）までは優先接種対象者の方を優先に予約を受け付けます。

対象者	予約受付開始日	
	新（変更後）	旧（変更前）
50～64歳の優先接種対象者の方	7月26日（月）	7月15日（木）
49歳以下の優先接種対象者の方 上記以外の60～64歳の方		7月20日（火）
上記以外の12～59歳の方	8月2日（月）	市ホームページ等でお知らせ

※ 65歳以上の方につきましても、7月26日（月）より予約を再開します。

（イ）集団接種の予約方法

お手元に接種券をご用意の上、お問い合わせください。

7月26日（月）～8月1日（日）まで	8月2日（月）以降
千葉県ワクチン接種コールセンター 電話：0120-57-8970（8：30～18：00）※土日祝含む 耳や言葉の不自由な方 FAX：043-245-5128	
※ 優先接種対象者の予約受付を行うため、 8月1日（日）までは千葉県コロナワクチン予約サイトによる予約は行わず、千葉県ワクチン接種コールセンターのみの予約受付となります。	千葉県コロナワクチン予約サイト https://vaccines.sciseed.jp/chiba  ※ 8月2日（月） 8：30受付開始

2 今後の接種体制について

上記1のとおり予約受付を再開しますが、ワクチン供給量が減少するため、国からの週当たりのワクチン供給量を約33,000回分と想定し、原則としてこの範囲内で接種を行うこととします。なお、供給量の変動が見込まれる場合等は、その都度、供給調整を行います。

（1）個別接種について

ア 7月12日（月）～8月8日（日）までの配送量

原則、接種予定回数に応じて配送します。

イ 8月9日（月・祝）以降の配送量

以下のルールを定めて、週の配送量（接種回数）を約30,000回分とします。

- ① 各医療機関への週の配送量を、6月の配送量（週平均）の5割とし、その上限を600回分とします。
- ② 6月の配送量（週平均）が60回分から120回分である場合は、60回分を配送します。
- ③ 6月の配送量（週平均）が60回分未満である場合は、6月の配送量（週平均）を配送します。

（2）集団接種について

8月9日（月・祝）以降、以下のとおり接種体制を縮小して、週の接種回数を約3,200回とします。

① 千葉中央コミュニティセンター	週1回（日曜日）	約640回
② イコアス千城台	週3回（金曜日、土曜日、日曜日）	約1,920回
③ 花見川保健福祉センター	週2回（土曜日、日曜日）	約640回

3 接種券の発送について

接種券の発送は、当初の予定どおり、以下のとおり行っています。

	区分	発送予定日	配達完了予定日
1回目	60～64歳	6月24日(木)	6月26日(土)
2回目	50～59歳	7月5日(月)	7月10日(土)
3回目	12～49歳	7月9日(金)	7月16日(金)

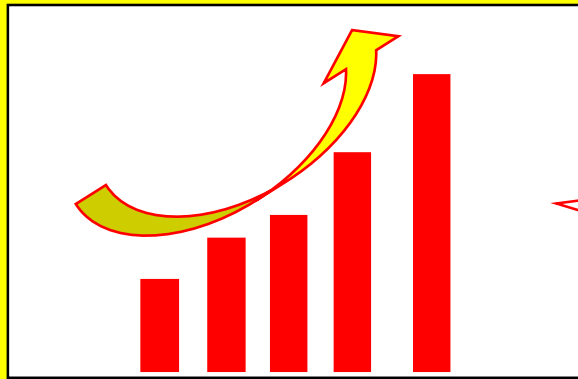
4 高齢者の接種率について

7月6日(火)時点の千葉市・全国・千葉県の高齢者の接種率は、以下のとおりです。

	1回目	2回目
千葉市	73.54%	42.03%
全国	69.36%	37.87%
千葉県	68.71%	35.43%

感染拡大防止のための市民の皆様へのお願い

東京都に緊急事態宣言が再発出され、千葉県においても、まん延防止等重点措置の期間が8月22日までとされました。**大型連休、お盆、長期休暇等の時期**ですが、引き続き、市民の皆様お一人おひとりの感染対策の徹底をお願いします。



本市において感染が再拡大しております！
今いちど、感染対策の徹底をお願いします。

外出は

- 日中も含め、**不要不急の外出・移動は自粛**してください
(※生活や健康の維持のために必要なものは自粛の対象外)
- 不要不急の帰省や旅行など、都道府県間の移動は、極力控えてください
- お買い物は**最小限の人数**で、**混雑時を避けて**、お店の入場整理に従ってください

飲食は

- 飲食店に対し、**20時までの営業と酒類の提供は19時まで、入店から退店まで90分以内、1人または2人のグループのみ**とすることを要請しています
- 20時以降、飲食店にみだりに出入りしないでください
- 食事は**感染対策が徹底されているお店**で、会話の際は**必ずマスクの着用**を

職場では

- 職員のマスク着用や手洗い、職場の換気・昼休みの時差取得など**基本的な感染対策を徹底**してください
- 特に、「居場所の切り替わり」(休憩室、化粧室、更衣室、喫煙室等)に注意を
※環境の変化により気が緩み、感染リスクが高まります

高齢・障害施設等の従事者等に対するPCR検査の頻回実施について
(まん延防止等重点措置の期間延長に伴う実施回数の増の継続)

まん延防止等重点措置の延長に伴い、現在、高齢・障害者等施設の従事者に対して行っているPCR検査の検査回数(月2回)について実施期間の延長を行う。

1 現在の実施回数

まん延防止等重点措置の対応として国の基本的対処方針に基づき、5月～7月は月2回の実施。

2 対象者等

市内高齢者施設・事業所、障害者施設・事業所、救護施設の全従事者
(約2,000ヶ所、27,000人)

3 実施期間の延長

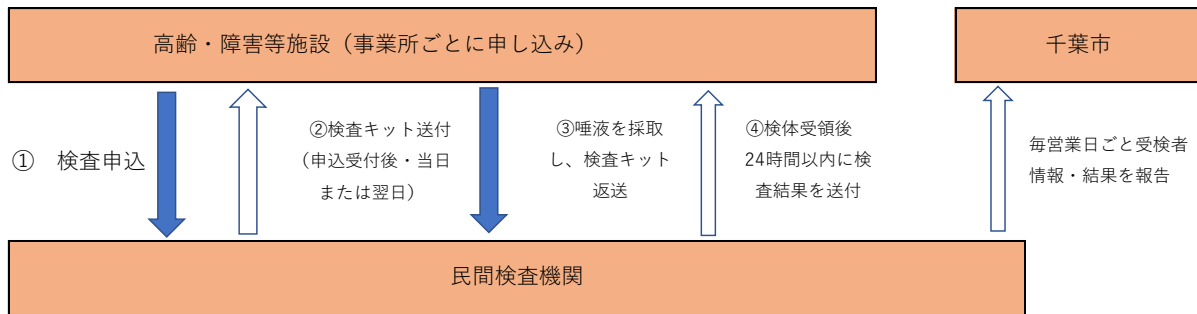
令和3年5月1日 ~ 7月末まで 8月末まで

※まん延防止等重点措置の期間に応じて延長もあり得る

4 実施機関

民間検査機関に委託(唾液検体採取によるキット送付により行う)

検査の流れイメージ



事業所からの検査申込を受け、当日又は翌日に検査キットを事業所へ送付

事業所は従事者の検体を検査機関に送付

検査機関は検体受領後24時間以内に検査結果を事業所及び千葉市に通知(検査申込から最短で3日で通知)

5 検査実績等

	3月		4月		5月	
		実施率 (%)		実施率 (%)		実施率 (%)
検査申込施設数	1,386	69.3%	893	44.7%	1,100	55.0%
検査申込人数(実数)	21,740	80.5%	16,084	59.6%	18,336	67.9%
検査申込人数(3・5月は延べ)	24,891		16,084		29,087	
陽性者数	11		4		17	
陰性者数等	24,880		16,080		29,071	

令和3年7月9日
保健福祉部

公開

千葉県新型コロナウイルス生活困窮者自立支援金の状況

1 7月1日から8日までの期間の件数

	案内送付件数	申請件数	決定件数	審査中
件数	2,164件	92件	16件	76件

※1 審査中の理由

書類不備が多いため。(収入額又は預貯金額の添付書類との不一致、添付書類不足など)

※2 一番最初の支払予定日 7月27日(火)

2 7月1日から8日までの期間の対応件数

	コールセンター 問合せ件数	事務センター 来庁件数	うちトラブル 件数
件数	401件	81件	0件

3 問い合わせ先

千葉県新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金事務センター
電話 043-400-2689 (専用コールセンター)

4 その他

コールセンターや自立支援金の窓口において、生活に関する困りごとに対する相談が確認された場合には、千葉県生活自立・仕事相談センターを案内している。

これまで、特に大きなトラブルなく進捗している。

令和3年7月9日

市施設の利用制限の継続について（案）

本市をまん延防止等重点措置を講じるべき区域とする期間が延長されたことに伴い、市施設の利用制限を以下のとおり継続する。

1 制限の内容（全施設共通）

20時以降の利用停止を継続する。

2 期間

8月22日（日）まで

3 その他

（1）各施設においては、引き続き、感染症拡大防止のための取組みを行う。

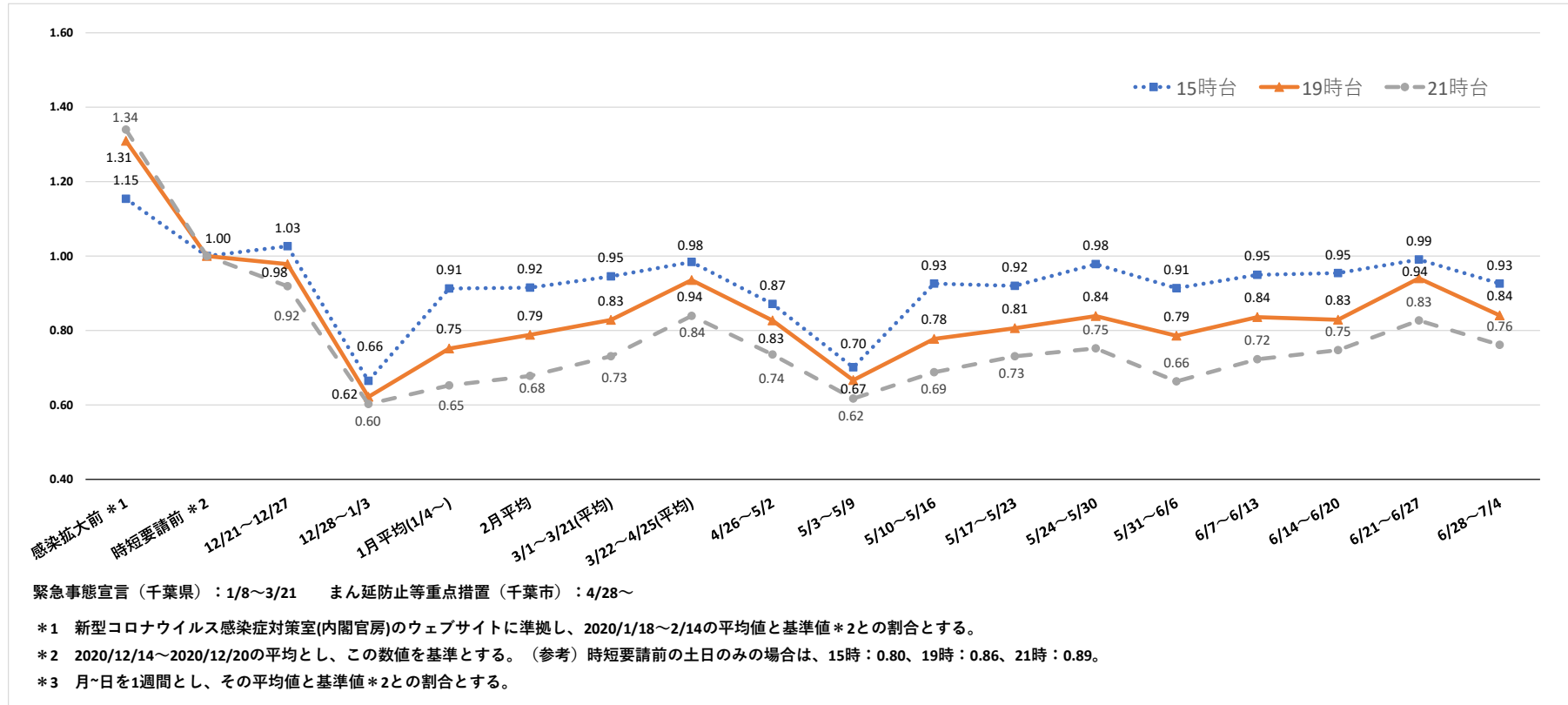
（2）その他、各施設の判断により、利用人数、時間等を制限する場合には、市ホームページで広報する。（情報は随時更新）

人流データ（千葉駅周辺の人の流れを1週間単位で集計したもの）

令和3年7月9日
総合政策部

公開

人流データ 7月4日(日)時点



千葉駅周辺	感染拡大前 *1	時短要請前 *2	12/21~12/27	12/28~1/3	1月平均(1/4~)	2月平均	3/1~3/21(平均)	3/22~4/25(平均)	4/26~5/2
15時台	1.15	1.00	1.03	0.66	0.91	0.92	0.95	0.98	0.87
19時台	1.31	1.00	0.98	0.62	0.75	0.79	0.83	0.94	0.83
21時台	1.34	1.00	0.92	0.60	0.65	0.68	0.73	0.84	0.74

千葉駅周辺	5/3~5/9	5/10~5/16	5/17~5/23	5/24~5/30	5/31~6/6	6/7~6/13	6/14~6/20	6/21~6/27	6/28~7/4
15時台	0.70	0.93	0.92	0.98	0.91	0.95	0.95	0.99	0.93
19時台	0.67	0.78	0.81	0.84	0.79	0.84	0.83	0.94	0.84
21時台	0.62	0.69	0.73	0.75	0.66	0.72	0.75	0.83	0.76

データ提供元: 株式会社Agoop